

【表紙】

【提出書類】 有価証券報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 2026年6月25日

【事業年度】 第5期(自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)

【会社名】 ミアヘルサホールディングス株式会社

【英訳名】 Miahelsa Holdings Corporation

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 青木 文恵

【本店の所在の場所】 東京都新宿区市谷仲之町3番19号

【電話番号】 03-3341-7205(代表)

【事務連絡者氏名】 財務担当取締役 高橋 雅彦

【最寄りの連絡場所】 東京都新宿区市谷仲之町3番19号

【電話番号】 03-3341-7205(代表)

【事務連絡者氏名】 財務担当取締役 高橋 雅彦

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

株式会社名古屋証券取引所
(名古屋市中区栄三丁目8番20号)

第一部 【企業情報】

第1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

(1) 連結経営指標等

回次		第1期	第2期	第3期	第4期	第5期
決算年月		2022年3月	2023年3月	2024年3月	2025年3月	2026年3月
売上高	(千円)	19,510,261	22,249,391	22,722,736	23,825,724	24,850,683
経常利益	(千円)	189,986	169,277	374,139	644,682	827,900
親会社株主に帰属する 当期純利益	(千円)	291,566	209,580	5,531	299,868	200,851
包括利益	(千円)	291,628	209,585	5,574	299,861	200,927
純資産額	(千円)	3,202,696	3,337,732	3,306,051	3,794,546	3,914,105
総資産額	(千円)	14,205,288	14,135,911	13,809,540	13,277,001	15,594,059
1株当たり純資産額	(円)	1,287.13	1,341.20	1,307.63	1,357.53	1,396.81
1株当たり当期純利益	(円)	117.49	84.22	2.21	113.95	71.83
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益	(円)	116.61	83.84	2.20	113.05	71.70
自己資本比率	(%)	22.5	23.6	23.9	28.6	25.1
自己資本利益率	(%)	9.4	6.4	0.2	8.4	5.2
株価収益率	(倍)	8.6	12.0	474.7	9.5	15.9
営業活動による キャッシュ・フロー	(千円)	918,914	1,021,308	1,594,470	1,010,808	905,957
投資活動による キャッシュ・フロー	(千円)	2,534,428	556,761	336,079	455,500	363,872
財務活動による キャッシュ・フロー	(千円)	2,011,347	368,673	610,324	853,399	2,408,353
現金及び現金同等物 の期末残高	(千円)	1,086,848	1,182,721	1,830,789	1,532,696	4,483,135
従業員数 〔外、平均臨時 雇用者数〕	(名)	1,752 〔813〕	1,782 〔811〕	1,741 〔820〕	1,847 〔802〕	1,838 〔808〕

(注) 1. 第1期連結会計年度の連結財務諸表は、単独株式移転により完全子会社となったミアヘルサ株式会社の連結財務諸表を引き継いで作成しております。

2. 従業員数は就業人員数であり、従業員数欄の(外書)は、臨時従業員(嘱託社員、契約社員、パートタイマー社員及び派遣社員を含む)の年間平均雇用人員(1日8時間換算)であります。

(2) 提出会社の経営指標等

回次	第1期	第2期	第3期	第4期	第5期
決算年月	2022年3月	2023年3月	2024年3月	2025年3月	2026年3月
営業収益 (千円)	115,850	277,782	321,636	320,606	360,339
経常利益 (千円)	52,062	90,275	123,599	114,449	146,024
当期純利益 (千円)	61,704	60,132	94,459	84,163	108,357
資本金 (千円)	300,550	300,620	318,721	452,355	453,605
発行済株式総数 (株)	2,488,300	2,488,700	2,527,300	2,795,300	2,802,300
純資産額 (千円)	3,067,865	3,053,448	3,110,652	3,383,450	3,410,439
総資産額 (千円)	3,138,611	3,194,712	3,217,237	3,511,912	3,565,442
1株当たり純資産額 (円)	1,232.94	1,226.96	1,230.31	1,210.46	1,217.07
1株当たり配当額 (1株当たり中間配当額) (円)	17.00 (-)	30.00 (13.00)	30.00 (13.00)	30.00 (13.00)	30.00 (13.00)
1株当たり当期純利益 (円)	24.86	24.16	37.73	31.98	38.75
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益 (円)	24.68	24.06	37.51	31.73	38.68
自己資本比率 (%)	97.7	95.6	96.6	96.3	95.7
自己資本利益率 (%)	2.0	2.0	3.1	2.6	3.2
株価収益率 (倍)	40.5	41.9	27.8	34.0	29.4
配当性向 (%)	68.4	124.2	79.5	93.8	77.4
従業員数 〔外、平均臨時 雇用者数〕 (名)	{ - }	{ - }	{ - }	{ - }	{ - }
株主総利回り (比較指標：配当込TOPIX) (%)	()	105.3 (105.8)	111.9 (149.6)	118.8 (147.2)	126.8 (198.3)
最高株価 (円)	1,404	1,152	1,100	1,235	1,271
最低株価 (円)	978	954	987	1,034	998

(注) 1. 第1期は、2021年10月1日から2022年3月31日までの6カ月間になっております。

2. 2026年3月期の1株当たり配当額30円00銭のうち、期末配当額17円00銭については、2026年6月26日開催予定の定時株主総会の決議事項となっております。

3. 当社は純粋持株会社であるため、従業員数の記載を省略しております。

4. 第1期の株主総利回りは、2021年10月1日設立のため、記載しておりません。

5. 最高・最低株価は、東京証券取引所スタンダード市場におけるものであります。

ただし、当社株式は、2021年10月1日から東京証券取引所JASDAQ(スタンダード)に上場されており、それ以前の株価については該当事項がありません。

2 【沿革】

年月	概要
2021年 10月	ミアヘルサ株式会社が単独株式移転により当社を設立、テクニカル上場により、東京証券取引所「JASDAQ（スタンダード）」上場。
10月	ミアヘルサ株式会社が、認可保育園等を営むライフサポート株式会社の株式を取得し子会社化。
2022年 1月	ミアヘルサ株式会社を存続会社、株式会社東昇商事を消滅会社とする吸収合併。
4月	東京証券取引所の市場区分の見直しによりJASDAQ（スタンダード）からスタンダード市場へ移行。
2024年 4月	ミアヘルサ株式会社を存続会社、ライフサポート株式会社を消滅会社とする吸収合併。
8月	名古屋証券取引所メイン市場上場。

また、2021年10月1日に単独株式移転により当社の完全子会社となったミアヘルサ株式会社の沿革は、以下のとおりであります。

年月	概要
1984年 9月	東京都豊島区駒込に薬局の経営を事業目的とした株式会社日本生科学研究所（現ミアヘルサ株式会社）を設立（資本金1,000万円）。「くすりの日生薬局」（駒込店）開局。
1998年 10月	東京女子医科大学の門前薬局である「日生薬局河田町店」開局。
1999年 7月	日生福祉学園を設置し、介護・福祉の教育事業開始。
8月	介護事業部を設置し、居宅介護支援・福祉用具サービス等開始。
2000年 1月	本社を東京都豊島区駒込から東京都新宿区河田町に移転。
2005年 8月	日生薬局牛込店に無菌調剤室を設置。HIT（在宅輸液療法）事業開始。
2006年 6月	株式会社給食普及会の発行済株式を全株取得し、100%子会社化。
2007年 4月	和光市新倉高齢者福祉センターの指定管理者受託。
2008年 4月	和光市北地域包括支援センターの委託事業開始。
2011年 3月	100%子会社である株式会社給食普及会を吸収合併し、食品事業部を設置。
4月	保育事業部を設置し、東京都認証保育園「日生赤羽駅前保育園ひびき」開園。
9月	埼玉県和光市にサービス付き高齢者向け住宅「日生オアシス和光」開業。同施設と併設して「日生薬局和光店」を開局。クリニックを併設し、地域包括ケアシステムの実現に向けて一体的サービスの提供を開始。
2013年 4月	神奈川県横浜市に認可保育園「日生矢向保育園ひびき」開園。
2014年 5月	独立行政法人都市再生機構（UR都市機構）の団地再生事業の一環として、東京都西東京市に「日生ケアヴィレッジひばりが丘」開業。同施設と併設して「日生薬局ひばりが丘店」を開局。クリニック・コンビニエンスストアを併設し、地域住民に対し一体的なサービスの提供を開始。
2015年 3月	埼玉県吉川市に介護付き有料老人ホーム「日生オアシス吉川」開業。
2016年 4月	東京都板橋区に「日生薬局小豆沢店」を開局し、同施設と併設して「日生あずさわ保育園ひびき」を開園。
7月	東京都港区に調剤薬局とコンビニエンスストアを一体化した「ファミリーマート+日生薬局御成門店」を開局。
2019年 4月	ミアヘルサ株式会社に会社名を変更。
2020年 3月	東京証券取引所「JASDAQ（スタンダード）」上場。
2020年 7月	認可保育園を営む株式会社東昇商事の株式を取得し子会社化。
2020年 8月	東京都葛飾区のサービス付き高齢者向け住宅「日生オアシス東新小岩」に在宅ホスピス専用フロア及び訪問看護事業所を開設。
2021年 4月	墨田区すみだ保育園の指定管理者として公立保育所の運営受託を開始。
2021年 9月	持株会社体制への移行に伴う完全親会社のミアヘルサホールディングス株式会社設立及び同社の東京証券取引所「JASDAQ（スタンダード）」へのテクニカル上場により上場廃止。

3 【事業の内容】

当社は、2021年10月1日に単独株式移転によりミアヘルサ株式会社の完全親会社として設立され、持株会社としてグループ会社の経営管理及びそれに付帯する業務を行っております。

また、当社グループは、当社、子会社（ミアヘルサ㈱）の2社で構成されており、医薬事業、子育て支援事業及び介護事業を中心に事業を展開しています。

当社グループの事業内容及び当社と子会社の当該事業に係る位置付けは、次のとおりです。

以下に示す区分は、セグメントと同一の区分です（食品事業は「その他」セグメントに含まれます）。拠点数は本書提出日現在のものです。

なお、当社は、有価証券の取引等の規制に関する内閣府令第49条第2項に規定する特定上場会社等に該当しており、これにより、インサイダー取引規制の重要事実の軽微基準については連結ベースの数値に基づいて判断することとなります。

(1) 医薬事業

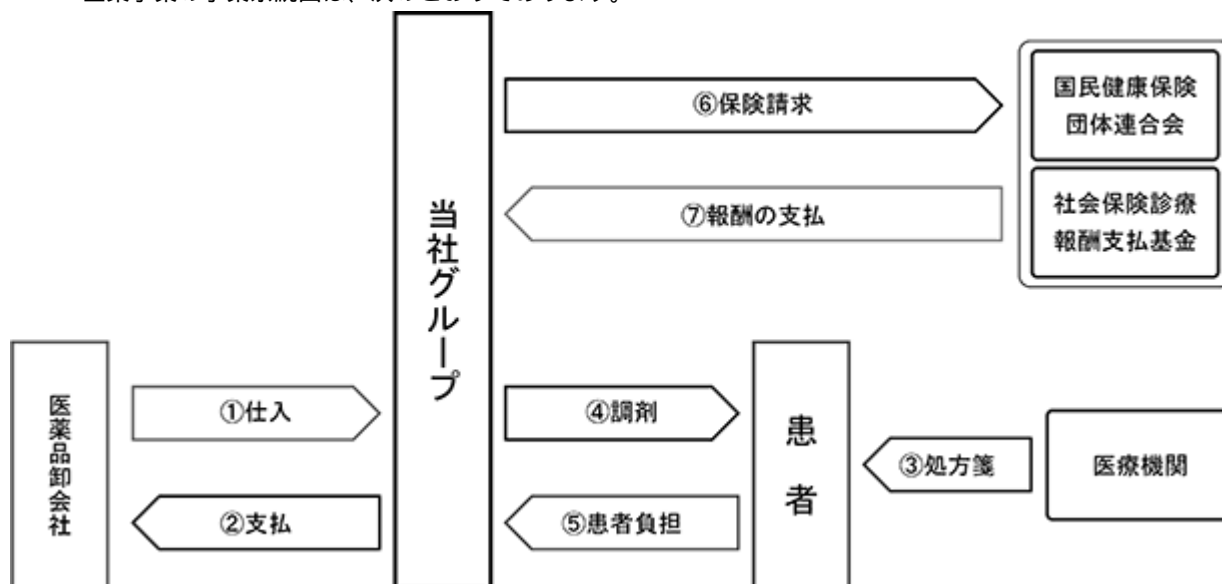
当社グループにおいて、医療分野における医薬事業として調剤薬局を営んでおります。「日生薬局」「ミアヘルサ薬局」という屋号の下で、東京都を中心とした首都圏で45店舗を運営しております。出店形態としては、大型総合病院前の門前型調剤薬局を中心としながら、医療モール等へも出店しており、地域に密着した調剤薬局を展開しております。

日生薬局及びミアヘルサ薬局においては、医療機関の発行する処方箋に基づき、患者様に医薬品の調剤を行う調剤薬局を運営しております。

また、現在、厚生労働省が進めている「かかりつけ薬局」として、服薬情報の一元管理・継続管理や、患者様個々の医薬品や一般用医薬品・健康食品の安全かつ適正使用の指導・助言・健康に対する相談を実施しております。併せて、住み慣れた地域で自分らしい生活を最期まで送ることができるように地域内でサポートし合う「地域包括ケアシステム」の実現に向けた、在宅での服薬指導や24時間の薬相談対応等、薬局が求められている機能の実現に努めております。

なお、調剤による報酬は、健康保険法に基づき、一部負担金を患者様から頂戴し、患者様の負担金以外については国民健康保険団体連合会及び社会保険診療報酬支払基金に対して請求を行っております。

医薬事業の事業系統図は、次のとおりであります。



(2) 子育て支援事業

当社グループにおいて、認可保育所を51園、認証保育所を4園、公立保育園の指定管理1園及び学童クラブ等を22カ所運営しております。

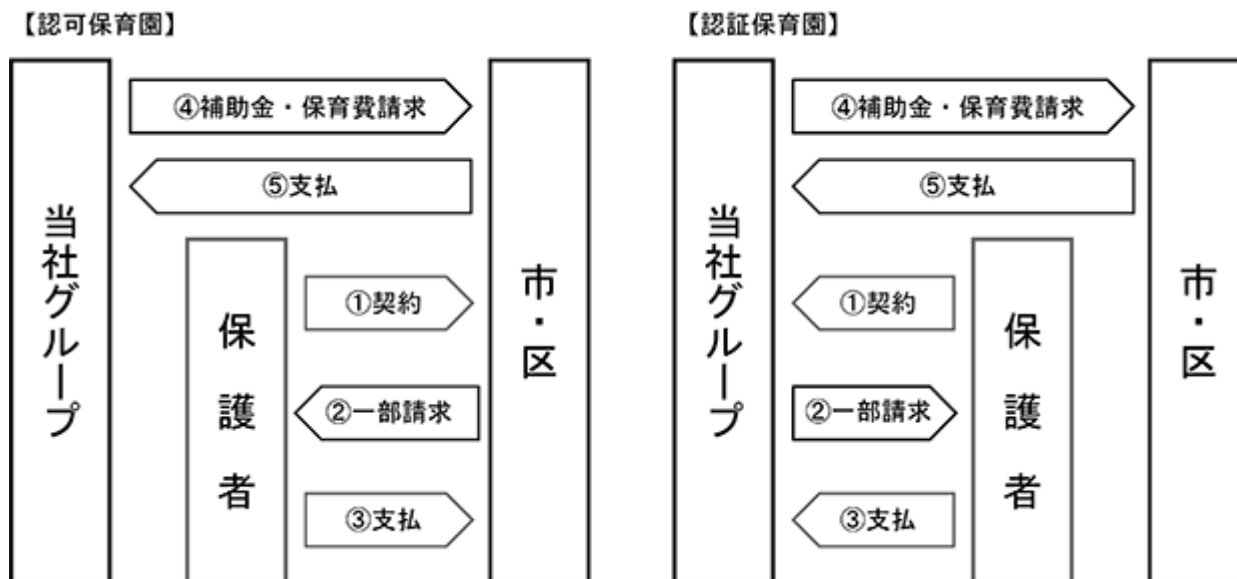
保育所（保育園）とは、児童福祉法に基づく制度であり、開設は各自治体からの要請及び承認により進められます。

保育所（保育園）は、認可保育所（認可保育園）と認可外保育施設の2種類に分類されており、保育の対象となる園児は、保育を必要とする乳児（満1歳未満）と幼児（満1歳小学校就学の始期に達するまで）となります。児童福祉法に基づいた厚生労働省所管の児童福祉施設である認可保育所は、国が定めた設置基準（施設の広さ、保育士等の職員数、給食設備、防災管理、衛生管理等）を満たして都道府県知事（政令指定都市の市長・中核市の市長を含む）に認可された施設であり、保育所の施設型給付（補助金）が国及び自治体の負担により支給されております。認可外保育施設は、認可保育所以外の施設のことをいいます。東京都においては、現在の認可保育所だけでは応えきれない大都市のニーズに対応しようとする都独自の制度として、大都市の特性に着目した都独自の基準（認証基準）を設定した認証保育所を設けております。

なお、保育費の請求に関しては、認可保育所では保護者の一部負担金は各自治体から保護者に請求され、保護者は自治体に支払い、当社グループは各自治体に補助金も含めて一括請求することで支払いを受けます。

認証保育所では当社グループと保護者が契約し、保育費用を当社グループから保護者に請求して支払いを受け、補助金を各自治体に請求して支払いを受けます。

子育て支援事業の事業系統図は次のとおりであります。



(3) 介護事業

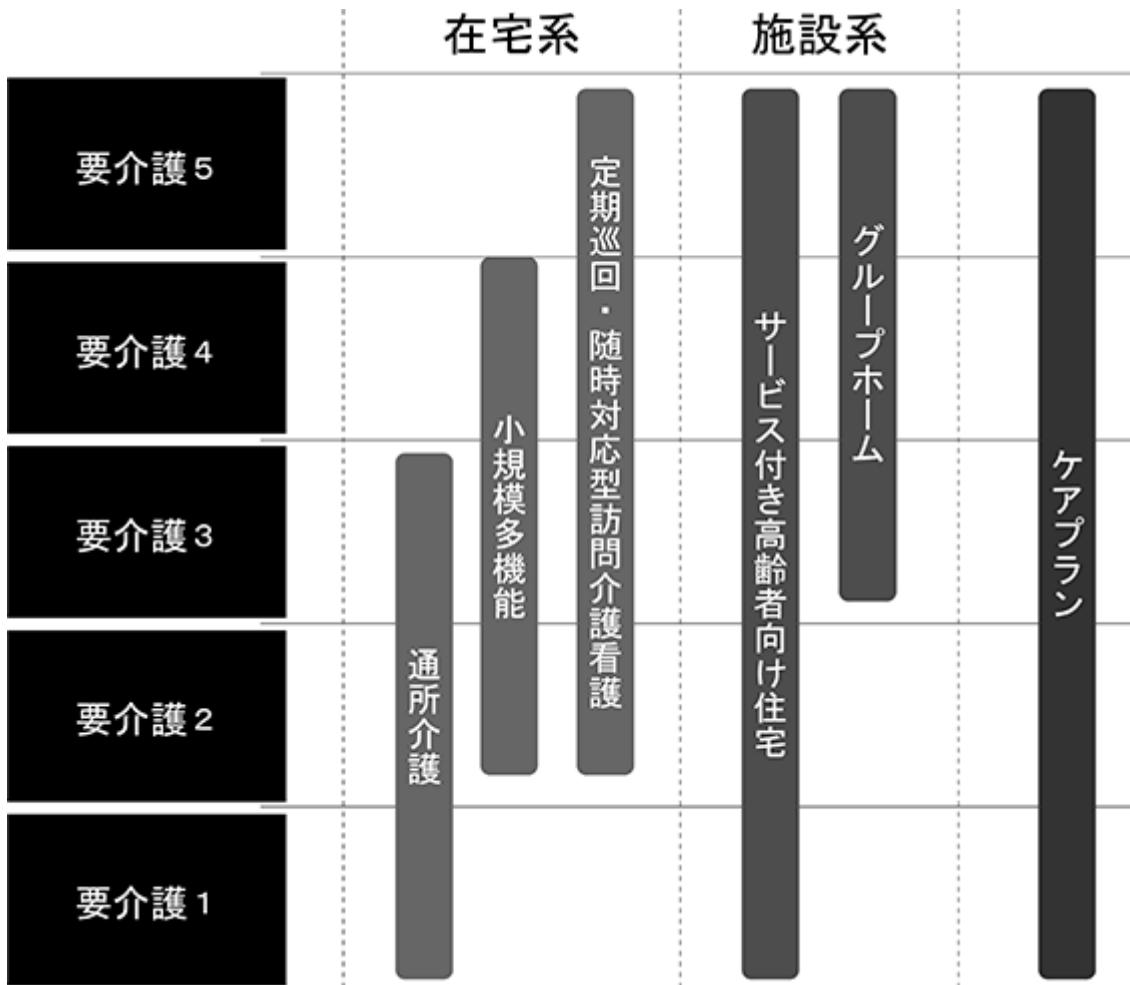
当社グループにおいて、東京都・埼玉県・神奈川県・千葉県内において、介護保険法、老人福祉法、高齢者の居住の安定確保に関する法律に基づく各種介護サービスを提供しております。

以下、ミアヘルサグループにおいて提供する介護サービスの種類について、種類別に説明いたします。

サービスの種類	説明	主な規制法	拠点数
居宅介護支援	介護を必要とされる方が、自宅で適切にサービスを利用できるように、ケアマネジャー（介護支援専門員）が心身の状況や生活環境、本人・家族の希望等によってケアプランを作成し、様々な介護サービスの連絡・調整等を行います。	介護保険法	9
サービス付き高齢者向け住宅	バリアフリー化等が施された住宅に安否確認・生活相談サービスがついた高齢者の方向けの住宅で、有料老人ホームではなく、一般の賃貸住宅扱いとなります。また、居住者の必要に応じて、食事提供、訪問介護等を受けることができる等、居住者のニーズにあった住まい方を選択できます。	高齢者の居住の安定確保に関する法律	9
小規模多機能型居宅介護	利用者の心身の状況や生活環境に応じて、利用者の選択に基づき、通いや訪問、宿泊を組み合わせ、入浴、排せつ、食事等の介護、その他日常生活上の世話、機能訓練（リハビリテーション）を行います。	介護保険法	5
地域包括支援センター	地域の高齢者の心身の健康保持や生活の安定のために必要な援助を行うことを目的としております。主な業務は、包括的支援事業（介護予防ケアマネジメント業務、総合相談支援業務、権利擁護業務、包括的・継続的ケアマネジメント支援業務）、指定介護予防支援及び要介護状態等になるおそれのある高齢者の把握等で、保健師、社会福祉士、主任介護支援専門員の専門職が配置されております。	介護保険法	3
通所介護	通所介護は、日中、老人デイサービスセンター等に通っていただき、入浴、排せつ、食事等の介護その他の必要な日常生活上の支援や生活機能訓練等を日帰りで提供するサービスであり、利用者の心身機能の維持向上と、利用者の家族負担の軽減を図ります。	介護保険法	8
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	日中・夜間を通じて、訪問介護と訪問看護が一体的にまたは密接に連携しながら、定期巡回と随時の対応を行います。	介護保険法	5
認知症対応型共同生活介護(グループホーム)	要介護であり、かつ認知症の高齢者が共同で生活する住居において、入浴、排せつ、食事等の介護、その他の日常生活上の世話、機能訓練を行います。少人数（5人～9人）の家庭的な雰囲気の中で、できる限り自立した生活を送ることを目指します。	介護保険法	5
認知症対応型通所介護	居宅要介護者であり、かつ認知症の高齢者が、老人デイサービスセンターや特別養護老人ホーム等に通所する場合の、入浴、排せつ、食事等の介護や生活等に関する相談、健康状態の確認、機能訓練（リハビリテーション）等を行います。	介護保険法	2
訪問介護	介護福祉士や訪問介護員（ホームヘルパー）が、居宅を訪問して、入浴、排せつ、食事等の介護や調理、洗濯、掃除等の家事を行うサービスであります。	介護保険法	9
訪問看護	医師の指示に基づき、看護師等が居宅を訪問し、健康チェック、療養上の世話または必要な診療の補助を行うサービスであります。 また、医師や関係機関と連携をとり、様々な在宅ケアサービスの使い方を提案します。	介護保険法	4
訪問入浴	自宅の浴槽での入浴が困難な方に対して、浴槽を積んだ入浴車が利用者の居宅を訪問し、看護職員や介護職員が入浴の介護を行うサービスであります。	介護保険法	1

サービスの種類	説明	主な規制法	拠点数
高齢者福祉センター	60歳以上の方々を対象にマシントレーニングや運動教室等の介護予防、パソコンや英会話等の高齢者教養の講座・サークル活動、また、近隣の自治会、婦人会、マンション管理組合、小学校、保育園、PTA等との地域交流を図りながら運営管理を実施しております。	老人福祉法、介護保険法	1
住宅型有料老人ホーム	生活支援等のサービスが付いた高齢者向けの居住施設です。介護が必要となった場合、入居者自身の選択により、地域の訪問介護等の介護サービスを利用しながら当該有料老人ホームの居室での生活を継続することが可能であります。	老人福祉法	1
拠点数合計			62

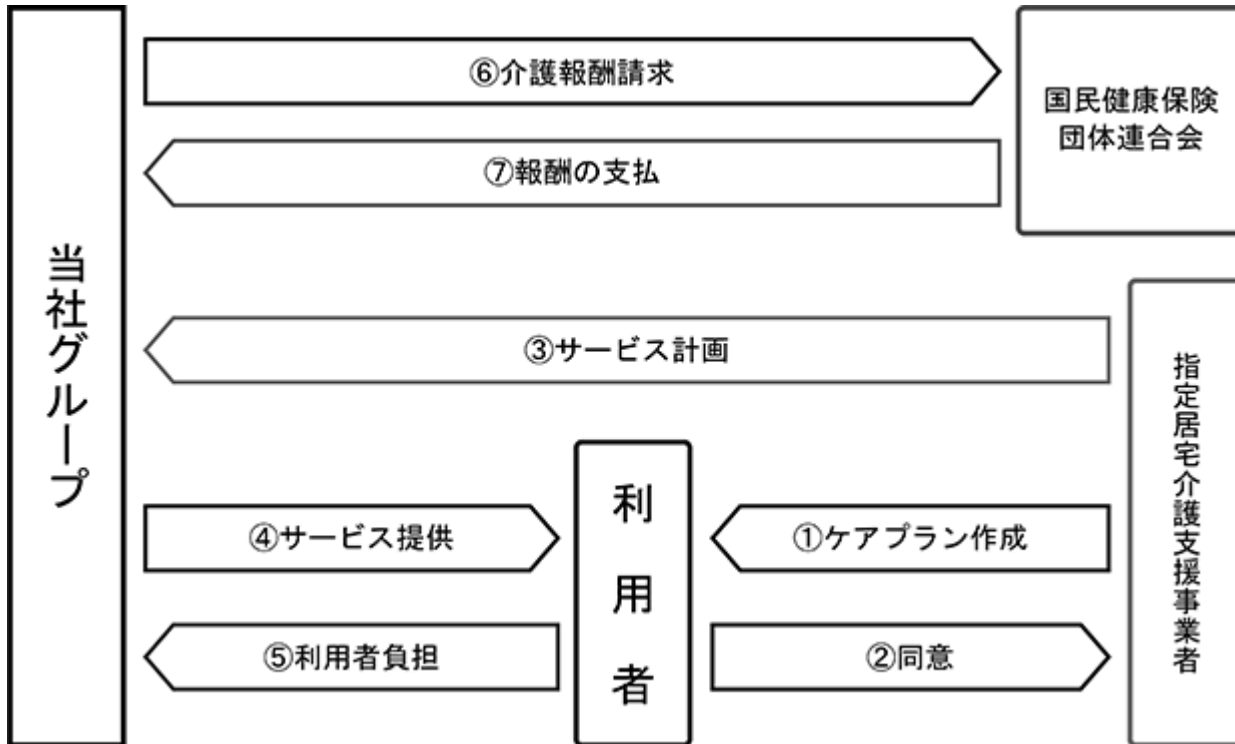
なお、事業の種類による主なサービス対象者（介護度別）は以下のとおりであります。



当社グループでは、これら各種介護サービスを、高齢者の住まいとして開設したサービス付き高齢者向け住宅やグループホームに併設し、地域の利用者様に対しても包括的に複数のサービスを提供できる事業モデルを展開しております。

なお、介護保険による報酬は、介護保険法に基づき、一部負担金を利用者様から頂戴し、利用者様の負担金以外については国民健康保険団体連合会に対して請求を行っております。介護保険による報酬以外のサービス提供（サービス付き高齢者向け住宅の賃料、食事代、生活支援サービス費など）については、利用者様に対して対価の請求を直接行っております。

介護事業の事業系統図は、次のとおりであります。

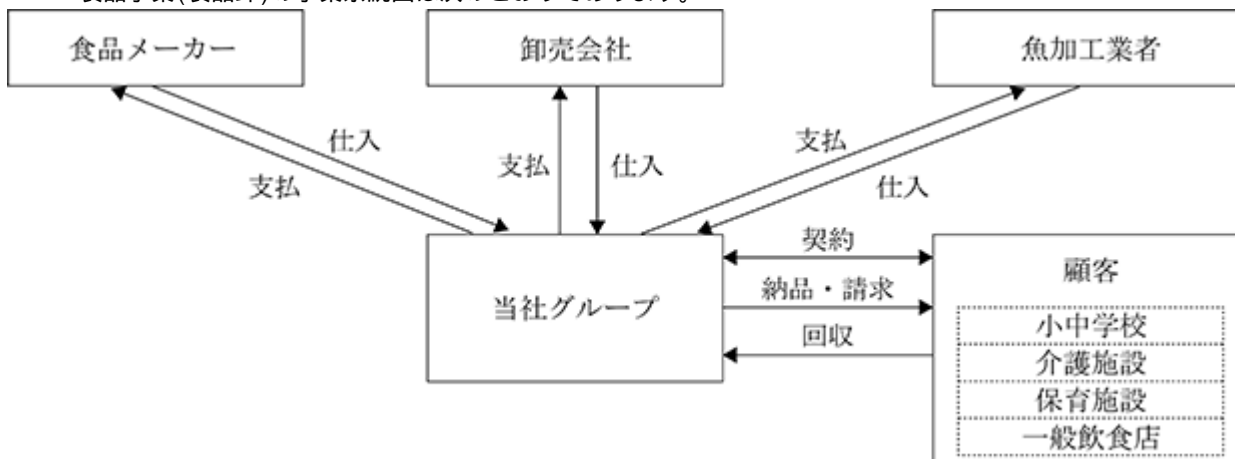


(4) その他（食品事業）

当社グループにおいては、足立区・葛飾区の公立小中学校約180校に対する給食用食材、及び同区内外の保育園・介護施設、その他一般飲食店等に対する食材の卸売業をしております。

また、株式会社ライドオンエクスプレスの運営する宅配寿司チェーン「銀のさら」のフランチャイジーとして足立区内に3店舗展開しています。

食品事業(食品卸)の事業系統図は次のとおりであります。



4 【関係会社の状況】

名称	住所	資本金 (千円)	主要な事業 の内容	議決権の所有 割合(%)	関係内容
(連結子会社) ミアヘルサ(株) (注)2.4.	東京都新宿区	100,000	医薬・子育て 支援・介護	100.0	経営指導 役員の兼任

(注) 1. 「主要な事業の内容」欄には、セグメント情報に記載された名称を記載しております。

2. 特定子会社に該当しております。

3. 有価証券届出書又は有価証券報告書を提出している会社はありません。

4. ミアヘルサ株式会社については、売上高(連結会社相互間の内部売上高を除く)の連結売上高に占める割合が10%を超えております。

主要な損益情報等	売上高	24,850百万円
	経常利益	731百万円
	当期純利益	142百万円
	純資産	3,508百万円
	総資産	15,638百万円

第2 【事業の状況】

1 【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】

文中の将来に関する事項は、本書提出日現在において当社グループが判断したものであります。

(1) 経営方針

当社グループは、「子どもから高齢者まで全世代が繋がり、お互いを支え合う地域づくりに貢献する」のパーパスのもと、「少子高齢化社会の課題に挑戦し、地域社会を明るく元気にする」をミッションとしております。0歳から高齢者までの健康と生活を守る企業として社会に貢献し、医薬、子育て支援、介護事業の連携により「地域包括ケアシステム」を推進し、「健康・安心・絆のライフライン」を構築し、その実現をコア・コンピタンスとして、利用者様や地域社会の信頼を確立してまいりたいと考えております。

(2) 経営環境及び中長期的な会社の経営戦略

当社グループの経営環境は「少子高齢化社会」で表現されるように、2025年には75歳以上の高齢者は全人口の約18%となり、2040年には65歳以上の人口が全人口の約35%となると推測されております。

少子化により児童数は減少していますが、共働きの子育て世代が増え東京圏に人口が集中していることから、東京圏では待機児童が発生していることに加え、2023年4月に創設された「こども家庭庁」は、こどもと家庭の福祉の増進・保健の向上等の支援、こどもの権利利益の擁護を任務としており、多様化する保育ニーズへの対応が求められております。

また、厚生労働省は高齢化社会への対応策として「地域包括ケアシステム」を推進し、医療、介護、生活支援、高齢者住宅の整備に取り組んでおり、当社グループはこうした市場環境を活かし、「地域包括ケアシステム」の担い手として、当社グループのミッションである「少子高齢化社会の課題を解決し、地域社会を明るく元気にする」の実現に向け、当社グループの医薬、子育て支援、介護事業の連携により、「地域包括ケアシステム」のまちづくりを推進し、事業の成長を実現する方針です。

地域包括ケアシステムの実践例として、当社グループはこれまでに、ミアヘルサオアシス和美（官民協働モデル）、ミアヘルサケアヴィレッジひばりが丘（団地再生モデル）の実績があります。

また、2020年8月にサービス付き高齢者向け住宅「ミアヘルサオアシス東新小岩」に「在宅ホスピス専用フロア（定員15名）」を開設、2021年9月には川崎市に「在宅ホスピス対応型ホーム（定員44名）」として住宅型有料老人ホームを開設し、2023年8月には流山市に「ホスピス対応型ホーム（定員61名）」を開設いたしました。国策に沿った複合的なサービスを一体提供することによって「地域包括ケアシステム」を実現できることは3事業を展開している当社グループの特徴であると考えております。この当社グループの特徴を活かしつつ、行政や大手デベロッパーと協力して、高い収益性を確保できる地域包括ケアシステムのさらなる開発を推進し、少子高齢化社会の課題解決をもって地域社会に貢献してまいります。

(3) 経営上の目標の達成状況を判断するための客観的な指標等

当社グループは、事業計画の達成状況に関するチェックと対策に月次単位で取り組んでおり、具体的には、損益報告による計画と実績の差異について検討と対策を実施し、併せて事業セグメント別に計画達成のキーとなるKPIを設定して、計画と実績の差異について検討と対策を実施しています。

以下、事業セグメント別のKPIについて説明いたします。

医薬事業

a 処方箋枚数

来客数を表すKPIです。

b 処方単価

客単価を表すKPIです。なお、処方単価は大きく分けて、薬剤料単価（医薬品自体の売価）と技術料単価（各種調剤加算）に分解されます。

c 後発品調剤率

調剤のうち、後発品（ジェネリック医薬品）を処方した割合です。国の方針として、80%の後発品調剤率を目指しており、診療報酬もこれに応じた設定がなされております。国が定める率を満たすことで、後発医薬品調剤体制加算がとれ、技術料単価が上昇することからKPIとしております。

d かかりつけ薬剤師指導料（件数）

国が方針として掲げる「かかりつけ薬剤師」としての調剤を行った際に得られる加算（技術料）です。勤続年数等の一定の基準を満たした薬剤師が患者様から「かかりつけ薬剤師」の同意書を得ることにより算定できます。かかりつけ薬剤師としての処方件数が増えることで、技術料の増加につながるとともに、リピーターの増加にもつながることからKPIとしております。

e 在宅処方件数

地域包括ケアシステムを推進する中では、来局した患者様に対する対応だけでなく、介護施設や患者様のご自宅へ薬剤師が訪問し、在宅処方を行うことが求められます。一定以上の在宅処方を行うことで、技術料の増加につながることからKPIとしております。

子育て支援事業

a 受入児童数

保育園は児童の年齢別に定員が設定されており、受入児童数が定員に近い水準で推移することが経営上も重要であるためKPIとしております。

b 保育士採用におけるエントリー数、園見学数、選考面接数

保育士の採用について、採用説明会等へのエントリーを増やし、園見学へとつなげ、選考面接・内定への成約数を向上させることで、安定的な園運営、及び保育園数の拡大が可能になるため、KPIとしております。

介護事業

a サービス付き高齢者向け住宅の入居率

サービス付き高齢者向け住宅（ミアヘルサオアシス）を地域拠点としたドミナント方式の事業展開を図る当社にとって、入居率の向上と安定推移は、付帯する介護サービス（デイサービス、訪問介護等）の利用者数増加につながるため、KPIとしております。

b 平均要介護度

介護報酬の金額は要介護度によって決定されるため、KPIとしております。

c デイサービス（通所介護）の利用者数

デイサービスは、施設規模に対する利用者数が適正に高い水準であることが重要になるため、KPIとしております。

(4) 事業上及び財務上の対処すべき課題

少子高齢化社会の到来に伴う国の財政逼迫と各種政策補助の減少

少子高齢化社会の到来による高齢化率の上昇は、医療費・介護費の増大を招くため、国は医療費・介護費を抑制しています。国の財政難による調剤報酬・診療報酬や介護報酬引き下げは、調剤薬局と介護事業を運営する当社グループの売上の減少という形で経営に大きく影響することから、国の方針への早期対応により調剤報酬・診療報酬や介護報酬の各加算項目の早期取得を志向し、医薬・子育て支援・介護事業の機能をワンストップで提供することによって、売上を伸ばす必要があるものと認識しております。また、成長コンセプトを明確にした新サービスの開発を行うことにより収益性の向上を目指します。

児童の減少

少子化による児童の減少によって全国的に保育園の入園希望者が減少する懸念があります。当社グループは、待機児童率が高い市区町村（特に東京圏の駅前立地）を条件として計画的に認可保育園の開園を進めつつ、公立保育園の民間委託事業の受託や学童保育といった、子育て支援サービス展開を模索し、挑戦してまいります。

また、2023年4月に「こども家庭庁」が創設されたことで、保育ニーズの多様化に対応するとともに、「保護者に選ばれる保育園」づくりに注力してまいります。

有資格者の確保

当社グループ事業においては、薬剤師、介護福祉士、保育士といった有資格者の確保が必要不可欠であります。新卒・中途問わず、地方における採用を強化し、各資格者の専門性を活かした事業本部別の就業体系・人事給与制度を構築し、柔軟な勤務環境を整備することで人材の育成・強化を図ります。

コンプライアンスへの取り組み

当社グループの事業領域に関する各種関連法令に対し、厳格に遵守するとともに、個人情報管理についても、法律に則した取り扱いを徹底しております。コンプライアンスへの取り組みとして、人事総務本部・経営企画本部・内部監査部門との連携を図り、社内規程の整備、徹底した社員教育を実施することで、コンプライアンス遵守への意識を高めてまいります。

競争力の強化

ブランディングプロジェクトを継続して推進し、各事業本部のコンセプトを明確にした活動に取り組み、地域集中出店（ドミナント出店）を意識した開発を行うことにより、地域の認知度を高め、ブランド力を強化いたします。

多様性のある管理者の育成

店舗及び施設管理のための管理者の育成と「働き方改革」を課題として掲げており、多様な能力・創造性の発揮を可能にする人事制度の構築と、多様な人材を管理者として登用するための管理者教育を積極的に進めてまいります。

業務の効率化

労働集約型の事業、併せて多店舗展開を行っている当社グループにとって、各拠点で行う業務の効率化と本社部門で行うデータの収集・分析は収益に直結することから、業務のマニュアル化及び標準化、更にはIT化による業務の効率化が課題と考えております。

財務基盤の強化

当社グループは、収益基盤の維持・拡大を図るためには、手許資金の流動性確保や金融機関との良好な取引関係が重要であると考えており、戦略的投資による成長分野の収益拡大とキャッシュ・フローの充実を行うことで、更なる財務基盤の強化を図ってまいります。

2 【サステナビリティに関する考え方及び取組】

当社グループのサステナビリティに関する考え方及び取組は、次のとおりであります。

なお、文中の将来に関する事項は、当連結会計年度末現在において当社グループが判断したものであります。

(1) ガバナンス

当社グループは、「子どもから高齢者まで全世代が繋がり、お互いを支え合う地域づくりに貢献する」のパーパスのもと、調剤薬局・子育て支援・介護事業を展開することで、少子高齢化社会の課題解決に貢献すべく、「少子高齢化社会の課題に挑戦し、地域社会を明るく元気にする」をミッションに掲げております。

当社グループでは、ステークホルダーへの主な社会的責任を果たすべく、パーパスに基づく事業活動を通じて社会の持続可能な発展に貢献することが、私たちに期待されているサステナビリティ（持続可能性への取り組み）と考えております。

取締役4名及び監査等委員である取締役3名を中心に、サステナビリティに関する議論をしており、当社グループの方針について検討しております。当社グループの経営理念のもと地域包括ケアシステムの構築を目指す事業活動を通じて社会課題の解決を図ってまいります。

(2) 戦略

当社グループにおける、人材の多様性の確保を含む人材の育成に関する方針及び社内環境整備に関する方針は、以下のとおりであります。

人材の育成及び社内環境整備に関する方針、戦略

当社グループのミッションは「少子高齢化社会の課題に挑戦し、地域社会を明るく元気にする」であり、これを果たしていくためには、人材育成が最重要と考えております。当社グループでは、人事理念として「従業員は会社の根幹であり、最大の財産です。従業員一人ひとりの成長こそが会社の成長です。」を掲げています。多様性と自律・主体性を備えた個人の成長が、企業の価値創造の源泉であると考え、人材育成方針として「多様な人材が能力を最大限に発揮し、チームとして協力し合いながら、組織目標を達成し、会社とともに成長する職場をつくります。」、「社員一人ひとりが誇りをもって、健康で生き活きと働くことができる職場をつくります。」の2つのテーマのもと、社員の成長が当社グループの成長へとつながる仕組みづくりを推進しています。

(3) リスク管理

当社グループでは、グループ全体的なリスク管理は、リスク・コンプライアンス委員会において行っておりますが、サステナビリティに係るリスクの識別、優先的に対応すべきリスクについて、サステナビリティに関する推進体制を構築する過程で、優先的に対応すべきリスクの絞り込みを行い、リスク・コンプライアンス委員会との連携のもと検討・推進体制の構築を図っていきたくと考えております。

(4) 指標

当社グループでは、上記「(2) 戦略」において記載した、人材の多様性の確保を含む人材の育成に関する方針及び社内環境整備に関する方針に係る指標については、当社においては、関連する指標のデータ管理とともに、具体的な取組みが行われているものの、連結グループに属する全ての会社では行われていないため、連結グループにおける記載が困難であります。このため、次の指標に関する実績は、連結グループにおける主要な事業を営むミアヘルサ株式会社のものを記載しております。

指標	実績（当事業年度）
管理職に占める女性労働者の割合	46.2%
男性労働者の育児休業取得率	100.0%
労働者の男女の賃金の差異	85.3%

3 【事業等のリスク】

有価証券報告書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、経営者が連結会社の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に重要な影響を与える可能性があると認識している主要なリスクは、以下のとおりであります。

なお、文中の将来に関する事項は、本書提出日現在において当社グループが判断したものであります。

・ 全社共通事項について

1．有資格者の採用について

当社グループの医薬事業（調剤薬局）、子育て支援事業、及び介護事業においては、資格要件を充足した従業員による役務提供を義務付けられており、かつ、法令等による人員基準の定めがあることから、事業運営上、薬剤師・介護福祉士・保育士・看護師等の有資格者の採用が継続的に必要となります。当社グループは、有資格者の積極的な採用活動を行っていますが、これら有資格者の確保が困難な状況になった場合、新規事業所開設遅延や既存事業所の運営計画の修正等が生じ、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

2．個人情報管理について

当社グループは、利用者情報（病歴及び薬歴など含む）などの個人情報を個人情報保護法等に基づき取得・保管し、取り扱っております。個人情報の適正な取得及び利用管理を行うため、当社グループでは個人情報保護規程を定め、全社員への教育研修等を通して、個人情報の漏洩防止に努めております。また、プライバシーマークの取得を行い、個人情報保護についての管理水準の維持・向上を図っております。

しかしながら、当社グループにおいて、万一個人情報の漏洩があった場合、利用者に対する損害賠償の発生や当社グループに対する行政処分、それらに伴う社会的信用の低下により、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

3．食品の衛生管理について

当社グループは、子育て支援事業、介護事業において園児・利用者に食事等を提供するとともに、食品事業では、食材を学校・施設等に提供しております。これらの事業においては、食品衛生法に基づき、厳正な食料管理及び衛生管理を実施し、食中毒や異物混入等の事故を起こさないよう厳格な管理をしております。

しかしながら、万一事故が発生し、当社グループの利用者である高齢者や園児を含む年少者等の症状が重篤化するなどした場合、利用者に対する損害賠償の発生や社会的信用の低下により、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

4．事業所開設について

当社グループの医薬事業、子育て支援事業、介護事業においては、事業所の立地が業績を左右する重要な要素となるため、当社グループにおいては、事業所の開設にあたり緻密なマーケティングを行い、採算性の評価を十分に行った上で事業所開設の意思決定をしております。

しかしながら、当社グループの事業所開設基準を満たす立地が確保できない場合、新規事業所の開設が進まないことにより、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

また、保育園の開設については、自治体からの公募を受け新園の開設を行っているため、待機児童数の減少等、需要の減少により、自治体からの公募が減少し、当社グループの事業所開設計画に大幅な乖離が生じた場合、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

なお、医薬事業における売上は、処方箋を発行する医療機関に依存する割合が高く、応需率の高い医療機関の動向や休廃業等が、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

5. 長期賃貸借契約の締結について

介護事業におけるサービス付き高齢者向け住宅・グループホーム等の開設、及び子育て支援事業における保育園の開設にあたっては、土地及び建物等の設備投資リスクを抑制するために、長期にわたる賃貸借契約を締結しております。

今後、事業環境の変化等により、当社グループの施設利用者が減少し、運営事業所の採算が計画を下回る等の事象の発生により、事業所の閉鎖を余儀なくされる場合、当該契約の中途解約による違約金などの支払いが発生し、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

6. 減損会計の適用について

当社グループの保有する固定資産は、その大半が事業所の運営に供されておりますが、事業環境の変化や経済的要因により、収益性が著しく低下し、事業所ごとの投資回収が不可能となった場合、固定資産の減損会計の適用に伴う損失処理が発生し、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

また、当社は株式取得による会社の買収に伴いのれん等の計上をしております。今後、当初の想定に比べ事業運営が計画どおり進まない場合には、のれん等の減損処理を行うことにより当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

7. 消費税等の影響について

医薬事業・介護事業における保険売上は消費税法により非課税となる一方で、医薬品等の仕入は同法により課税されております。このため、当社グループは消費税等の最終負担者となっておりますが、今後、消費税率が改定され、調剤報酬がその消費税率の上昇分に連動する形で改定されない場合には、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

8. 業績の季節変動について

当社グループにおいては、医薬事業の調剤売上が全体の40%超を占めております。調剤売上はその性質上、インフルエンザや花粉症等疾患の流行する時期に偏重する傾向にあり、これらの疾患の流行状況によって処方箋が増減するため、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

また、当社グループにおける保育所の園児数は、前年度末に卒園した5歳児に代わり、期首より、新生児（0歳児）及び、1歳児の受入れが始まりますが、月を追うごとに園児数が増加し、毎年7月～8月くらいから増加する傾向にあります。そのため、第1四半期（4月～6月）の収益性が低くなる傾向にあり、第2四半期（7月～9月）以降から収益性が高くなる傾向にあります。このため、新生児等の受入が遅れた場合には、当社グループの業績等に影響を及ぼす可能性があります。

9. 資金調達について

当社グループは、新規事業所の開設資金・内装改装費等の設備投資資金の大部分を金融機関からの借入金によって調達しております。したがって、急激な金利変動など金融情勢の変化が生じ、金利負担が増加した場合や、計画通りの資金調達ができない場合には、新規事業所の開設ができないことにより、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

また、当社の完全子会社が取引金融機関との間で締結しているシンジケートローン契約及びコミットメントライン契約については、財務制限条項が付されております。これに抵触した場合、貸付人の請求があれば期限の利益を失うため、直ちに債務の弁済をするための資金が必要になり、当社グループの財政状態及び資金繰りに影響を及ぼす可能性があります。

10. 金利の上昇について

当社グループは、主に金融機関からの借入により資金を調達しております。キャッシュ・フローの改善や収益性の向上に取り組み、有利子負債の圧縮に努めておりますが、今後金利が大幅に上昇した場合には、当社グループの業績及び財政状況に悪影響を及ぼす可能性があります。

11. 新リース会計基準の適用について

当社グループは、各事業（医薬・子育て支援・介護・食品）において一定規模の不動産をオペレーティング・リース取引により賃借し、事業を展開しております。新リース会計基準の適用により使用権資産およびリース負債が著しく増加した場合には、当社グループの経営成績および財政状態等に影響を及ぼす可能性があります。

12. 情報セキュリティについて

当社グループは、事業運営において顧客情報や取引情報、機密情報などの重要な情報を取り扱っております。これらの情報を保護するため、情報セキュリティ対策を講じ、システムの強化や従業員への教育を実施しております。しかしながら、サイバー攻撃や不正アクセス、情報漏洩、システム障害などの予期せぬ事象が発生した場合には、当社グループの事業運営に支障をきたす可能性があります。また、これにより顧客や取引先からの信頼が損なわれ、当社グループの経営成績および財政状態等に影響を及ぼす可能性があります。

13. 風評等の影響、地域との関係について

当社グループのサービスは、利用者やその家族のみならず、地域の方々からの信頼のもとに成り立っているものと認識しており、日頃から従業員に対して経営理念の浸透や高品質なサービス提供をするよう指導や教育を行っております。しかしながら、当社グループが事業を展開する業界において、介護施設や保育園における事故等、安全性をおびやかすような事象が発生し、当社グループに不利益な風評が流れた場合には、当社グループのサービスに対して、報道等により消費者の不安心理が高まり、利用者が減少する等により、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

14. 大株主について

当社子会社のミアヘルサ株式会社取締役会長であった青木勇氏は、2026年5月28日逝去されました。故人の財産保全会社である株式会社スリーユ、一般社団法人ブルーツリー及び親族の所有株式数を含めると、本書提出日現在で発行済株式総数の54.4%を所有しております。

提出日現在、主要株主の異動等につきましては、相続人と遺産分割協議を行っており、その結果によっては当社経営に影響を及ぼす可能性があります。

15. 感染症等の流行について

新型コロナウイルス感染症を含む感染症の流行に対して当社グループは、対策本部を立ち上げ、各事業に課せられた社会的意義を全うしながら、患者様、ご利用者様および社員の安心安全を守るために社内連絡体制の見直しと強化、感染防止策の徹底を敢行しております。

こうした感染症の流行や拡大による影響としては、介護事業の通所介護の利用者の利用自粛による利用者数の減少があり、子育て支援事業では、保護者の就業率低下による一時的な保育ニーズの減少等、今後の経過によっては当社グループの業績に影響を与える可能性があります。

16. 気候変動に伴う自然災害等について

気候変動に伴い、介護事業において、ご入居様様が酷暑の影響で体調を崩し、長期入院のまま退去・ご逝去することにより空室が発生する可能性や、大型台風による事業所の一時休止を余儀なくされる可能性があります。

なお、当社グループは、東京都・埼玉県・千葉県・神奈川県内に事業拠点を有しており、地震や水害等の大規模な自然災害が発生した場合に備えて、リスク管理規程を制定し、また、BCP（事業継続計画）を策定しております。しかしながら、当社グループの想定を上回る規模で自然災害が発生した場合、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

・医薬事業（調剤薬局）について

1．医薬事業の法的規制等について

当社グループの医薬事業においては、「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律」（医薬品医療機器等法）、健康保険法、薬剤師法に基づく各種許認可、免許、登録、届出等により、厚生労働省及び都道府県保健福祉部の監督の下、保険薬局及び調剤薬局を営業しております。当社グループは、手順書・マニュアルの整備・運用、法令研修の実施を行い、関連法令の遵守に努めておりますが、関連法令に違反した場合、または関連法令が改正された場合、当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。

関連法令の主な内容は下表のとおりであります。

許可、登録、指定、免許の別	関連する法令	登録等の交付者
薬局開設許可	医薬品医療機器等法	各都道府県知事
保険薬局指定	健康保険法	各地方厚生局長
麻薬小売業者免許	麻薬及び向精神薬取締法	各都道府県知事
生活保護法指定医療機関指定	生活保護法	各都道府県知事
被爆者一般疾病医療機関指定	原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律	各都道府県知事
結核指定医療機関指定	結核予防法	各都道府県知事
労災保険指定薬局指定	労働者災害補償保険法	各労働局長
指定自立支援医療機関指定	障害者自立支援法	各都道府県知事
高度管理医療機器販売業許可	医薬品医療機器等法	各都道府県知事

2．薬価基準及び調剤報酬の改定について

調剤薬局の売上高は、健康保険法に定められた薬価基準に基づく薬剤収入と、同法に定められた調剤報酬点数に基づく調剤技術に係る収入を主として構成されております。したがって、薬価基準の改定によって薬価が引き下げられた場合、当社グループでは、仕入価格においても引き下げを実現すべく、医薬品卸業者との協議を講じておりますが、協議動向により仕入価格の引き下げ幅と薬価引き下げ幅が乖離し、薬価差益が減少することになる可能性があります。また、薬価以外においても、調剤技術に係る報酬が法改正によって引き下げられた場合、調剤技術に係る収入が減少する可能性があり、当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。

2014年4月1日以降の薬価の改定は下表のとおり実施されております。

改定年月日	2014年4月1日	2016年4月1日	2018年4月1日	2019年10月1日	2020年4月1日	2022年4月1日	2024年4月1日	2026年4月1日
改定率(%)	5.64	5.57	7.48	4.35	4.38	6.69	4.67	4.02

(注) 1．2014年4月の薬価改定率は、消費税率の引上げ分(+2.99%)を差引いて表示しております。

2．2019年10月の薬価改定率は、消費税率の引上げ分(+1.95%)を差引いて表示しております。

3．調剤過誤について

当社グループでは調剤過誤の防止のため、調剤過誤の自動チェックシステムを導入する等の対策を講じているとともに、危険薬剤等については薬剤師が重点的に鑑査を実施しております。また、万一に備え「薬剤師賠償責任保険」に加入することで当社グループの業績への影響を緩和する措置を講じております。

しかしながら、万一重大な調剤過誤が発生した場合、賠償金の支払いや、それに伴う利用者の信用及び社会的信用の低下を招くことにより、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

4．他社との競合等について

当社グループが運営している調剤薬局は、大型総合病院前に開局される門前型調剤薬局を主としております。今後、当社が処方箋を応需している大型総合病院の敷地内に他社が薬局を開局した場合や、大型総合病院の外来患者が減少した場合、当社グループの調剤薬局の来店者数が減少し、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

・子育て支援事業について

1．子育て支援事業の法的規制等について

当社グループの子育て支援事業において運営する認可保育園、東京都認証保育園、地域子育て支援拠点事業、学童クラブ等は、主に児童福祉法に基づく児童福祉施設となります。

今後、同法に基づく許認可の基準、人員・運営基準、公定価格、補助金制度などの変更等が行われた場合、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

なお、子育て支援事業に関する主な法的規制は次のとおりであります。

事業内容	法令名	目的及び内容	監督官庁
子育て支援事業	子ども・子育て支援法	子育て支援を総合的に支援するために財政や給付の制度運営について定められている。	こども家庭庁、都道府県及び市町村
	児童福祉法	児童の健やかな育成のための児童福祉施設の種類、国・地方公共団体の施策、費用負担等が定められている。	こども家庭庁、都道府県及び市町村
	食品衛生法	飲食に起因する衛生上の危害の発生防止及び公衆衛生の向上、増進を図る見地から食品の規格・添加物・衛生管理・営業許可等が定められている。	厚生労働省及び都道府県・政令指定都市・特別区の保健所

2. 園児の安全管理について

当社グループがサービスを提供する園児は乳幼児であることから、転倒や異物誤飲、窒息等によって生命に関わる重大な事故に発展する可能性があります。また、保育園においては食事の提供が行われており、食中毒、集団感染等の危険性が相対的に高いと考えられます。当社グループは、保育手順や事故防止対策等については、安全計画を基に職種別・階層別研修による従業員の訓練や職種別委員会の開催、業務マニュアルの遵守による業務の実施を行っておりますが、万一、事故や食中毒等が発生し当社グループの管理責任が問われた場合、当社グループの社会的信用が低下するとともに、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

3. 少子化や待機児童数等の環境について

当社グループでは、女性の就業率上昇が進むことを念頭に政府が掲げた待機児童ゼロの達成目標を受けて、今後も自治体による待機児童解消に向けた取り組みが継続するものと考えております。

しかしながら、少子化、待機児童の減少等の理由により、入園する児童数が当初の見込みを下回った場合、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

4. 他社との競合等について

保育園の開設は自治体の審査基準によって選ばれます。したがって、競合他社が同自治体への保育園開設申請を行うことにより、当社グループの保育園開設計画が予定通り進捗しない場合、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

また、児童育成事業においては、新規受託及び受託期間の満了に伴う再選定があり、自治体の審査基準によって選ばれます。競合他社が新規受託及び現在受託している事業所においても再選定により、受託できない可能性があります。

・介護事業について

1．介護事業の法的規制等について

当社グループの介護事業の主要なサービスである在宅介護事業（サービス付き高齢者向け住宅の併設サービス含む）は、「介護保険法」並びに「健康保険法」の適用を受けるサービスであるため、「介護保険」並びに「医療保険」の影響を受けることになります。

「介護保険」並びに「健康保険」は、3年毎に介護保険法の改正と共に介護報酬の改定が行われており、また、これに合わせて3年を1期とする市区町村における介護保険事業計画の策定が行われております。したがって、法令の改正により事業内容の変更を余儀なくされる場合や、介護報酬の引き下げ、介護サービス料金の自己負担割合の引き上げ等、介護給付費の伸びを抑えるための制度改正や報酬改定が行われた場合には、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

2．訪問看護サービス事業に必要な指定に係るリスク

当社グループが行っている訪問看護サービス事業を行ううえで以下のとおり、必要な指定を都道府県知事等あるいは地方厚生局長から受けております。それぞれの指定には、運営基準、人員基準、設備基準及び資格要件等が規定されており、また、療養費算定や加算請求においてもそれぞれの要件規定があり、訪問看護サービス事業はこれらの規定に従って事業を運営し、各種申請を適切に行うことが非常に重要です。

（訪問看護事業者としての指定等の状況）

取得事業所	所管官庁	許認可等の名称	許認可の内容	有効期限	主な指定取消事由
全事業所	都道府県等	訪問看護・介護予防訪問看護事業所の指定	介護保険法に基づく訪問看護事業者としての訪問看護の請求が可能となる	6年ごとの更新	介護保険法第77条(指定の取消し等)、115条の9(指定の取消し等)に抵触した場合
全事業所	厚生労働省 地方厚生局	訪問看護ステーションの指定	医療保険法に基づく訪問看護事業者としての訪問看護療養費の請求が可能となる	介護保険の指定・更新により自動更新される	健康保険法第95条第1項第1号(指定訪問看護事業者の指定取消し)に抵触した場合

当社グループは常に上記指定に基づく運営基準、人員基準、設備基準及び資格要件等、定められた基準に従って管理運営を行っております。看護師及びリハビリ職の入退職、及び事業所の開設・移転時には、必要な変更届や更新手続きに漏れないよう社内の手続きやフローを整備した管理体制を構築し、細心の注意を払って運営しております。また、毎年、内部監査において、これらの手続きに不備がないか、重点的に監査を実施しております。

しかし、何らかの手違いにより、万が一、これらの指定要件を満たさなくなった場合、また報酬を不正に請求していることが発覚した場合等においては、指定の取消または停止処分を受ける可能性があります。指定の取消または停止処分を受ける場合、財政状態及び経営成績に重大な影響を及ぼす可能性があります。

なお、現時点において、指定の取消事由、更新欠落に該当する事実はありません。

3. 訪問介護サービス事業に必要な指定に係るリスク

当社グループが行っている訪問介護サービス事業を行ううえで以下のとおり、必要な指定を都道府県知事から受けております。それぞれの指定には、運営基準、人員基準、設備基準及び資格要件等、運営要件が規定されており、また、療養費算定や加算請求においてもそれぞれの要件規定があり、訪問介護サービス事業はこれらの規定に従って事業を運営し、各種申請を適切に行うことが非常に重要です。

(訪問介護事業者としての指定等の状況)

取得事業所	所管官庁	許認可等の名称	許認可の内容	有効期限	主な指定取消事由
全事業所	都道府県等	訪問介護事業所の指定	介護保険に基づく訪問介護事業者として訪問介護費の請求が可能となる	6年ごとの更新	介護保険法第77条(指定の取消し等)に抵触した場合

当社グループは常に上記指定に基づく運営基準、人員要件、設備基準及び資格要件等運営要件等、定められた基準に従って管理運営を行っております。事業所の開設・移転時には、必要な変更届や更新手続きに漏れないよう社内の手続きやフローを整備した管理体制を構築し、細心の注意を払って運営しております。また、毎年、内部監査において、これらの手続きに不備がないか、重点的に監査を実施しております。

しかし、何らかの手違いにより、万が一、これらの指定要件を満たさなくなった場合、また報酬を不正に請求していることが発覚した場合等においては、指定の取消または停止処分を受ける可能性があります。指定の取消または停止処分を受ける場合、財政状態及び経営成績に重大な影響を及ぼす可能性があります。

なお、現時点において、指定の取消事由、更新欠落に該当する事実はありません。

4. 利用者の安全管理・健康管理について

当社グループがサービスを提供する利用者は、介護度の高い高齢者が多いことから、転倒や誤嚥、誤薬、離脱等によって生命に関わる重大な事故に発展する可能性があります。また、デイサービス、グループホーム及びサービス付き高齢者向け住宅等においては、食事等の介護サービスが行われており、食中毒、集団感染等の危険性が相対的に高いと考えられます。当社グループは、介護手順や事故防止対策等については長年の実績に基づいて従業員の訓練や業務マニュアルの遵守による業務の実施を行っておりますが、万一、事故や食中毒等が発生し当社グループの管理責任が問われた場合、当社グループの社会的信用が低下するとともに、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

5. 他社との競合等について

当社グループの事業所の近隣地域に同種サービスの他社事業所が増加した場合、サービスの需要が飽和状態となり、当社グループ事業所の稼働率が低下し、利用者の増加が見込めなくなる等、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

・食品事業について

1. 商品の品質評価について

当社グループは、利用者に安心・安全な食品をお届けするために、食品衛生法及び関連法令の遵守並びにJAS法等の基準に基づいた商品の販売を行っております。しかしながら、予期せぬ商品のトラブル等が発生し、当該商品を販売した当社グループに対する風評等により、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

4 【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

(1) 経営成績等の状況の概要

経営成績及び財政状態の状況

当連結会計年度（2025年4月1日から2026年3月31日まで）におけるわが国経済は、企業業績の回復に伴う設備投資の増加や雇用・所得環境の改善等を背景に、景気は緩やかな回復基調で推移いたしました。

一方、米国の通商政策の動向や原材料価格の高騰や物価上昇に加え、中東情勢の緊迫化や金融市場の変動要素等、景気の先行きは不透明な状況が続いております。

このような状況の中、当社グループは、2024年6月10日付で公表しました中期経営計画（2025年3月期～2027年3月期）の2年目となる2026年3月期におきましても、中期経営計画の基本方針である「国の2大福祉政策である「子育て支援」・「高齢者支援」を地域に展開する」を具現化すべく、事業部間連携によるシナジー効果を発揮することで成長戦略の加速、及び営業利益率の向上による経営基盤の強化を図ってまいりました。

業績につきましては、子育て支援事業において、令和7年人事院勧告に伴う国家公務員給与改定を踏まえた令和7年度補正予算における公定価格の増額改定の実施に加え、介護事業において、2023年8月に開設した「ホスピス対応型ホーム（定員61名）」の入居者数が安定的に推移したことにより採算性が向上いたしました。

また、医薬事業において、新規店舗を中心に処方箋枚数が増加いたしました。2025年4月に実施された薬価改定の影響や医薬品の仕入原価の上昇等により、増収・減益で推移いたしました。

なお、ミアヘルサ株式会社において、医薬事業、子育て支援事業及び、介護事業の一部事業所における収益性の低下等に伴い、固定資産の減損損失（特別損失）を計上いたしました。

この結果、売上高24,850百万円（前年同期比4.3%増）、営業利益824百万円（前年同期比28.6%増）、経常利益827百万円（前年同期比28.4%増）、親会社株主に帰属する当期純利益200百万円（前年同期比33.0%減）となりました。

<セグメントごとの経営成績>

セグメントごとの経営成績は、次のとおりであります。

(医薬事業)

当連結会計年度において、医療モール型薬局3店舗（2025年4月1日：神奈川県横浜市・2025年6月16日：埼玉県春日部市・2025年7月1日：東京都杉並区）の出店と対対応型薬局1店舗（2025年5月1日：東京都北区）の移転、門前薬局1店舗（2025年4月30日：東京都文京区）の閉鎖を実施いたしました。

業績につきましては、処方箋枚数は、新規店舗（2025年3月期、及び2026年3月期に開設）を中心に処方箋枚数が増加したことで前年同期比105.6%となりました。

処方箋単価につきましては、2025年4月に実施された薬価改定の影響に加え、当社グループの調剤薬局の構成割合が、処方箋単価の低い医療モール型薬局が増加したことで低下いたしました。

また、医薬品の仕入原価が上昇したことで、売上原価が増加いたしました。

この結果、売上高9,947百万円（前年同期比3.8%増）、セグメント利益502百万円（前年同期比3.2%減）となりました。

なお、当連結会計年度末における調剤薬局店舗数は、45店舗（前連結会計年度末比+2店舗）となりました。

(子育て支援事業)

当連結会計年度において、認可保育園1園を開設いたしました。また、児童館(週末施設開放業務)1施設の受託を開始いたしました。また、2026年3月末で認可保育園1園を閉園いたしました。

業績につきましては、待機児童の減少に伴い、既存保育園の園児数が減少いたしましたが、2024年9月及び、2025年4月に開設した認可保育園を中心に園児数の増加が寄与したほか、令和7年人事院勧告に伴う国家公務員給与改定を踏まえた令和7年度補正予算における公定価格の増額改定が行われたことで、増収・増益で推移いたしました。

この結果、売上高10,294百万円(前年同期比5.7%増)、セグメント利益1,257百万円(前年同期比17.5%増)となりました。

なお、当連結会計年度末における運営事業所数は、78事業所(前連結会計年度末比+1事業所)となりました。

(介護事業)

当連結会計年度において、2事業所(訪問看護事業所1事業所、居宅介護支援事業所1事業所)の閉鎖を実施いたしました。

業績につきましては、2023年8月に開設した「ホスピス対応型ホーム(定員61名)」の入居者数の拡大が図れたことで採算性が向上したことに加え、入居営業活動の体制強化により、既存事業所のサービス付き高齢者向け住宅の入居率が高い水準で運営できた結果、併設事業所の利用者数も安定的に推移いたしました。

この結果、売上高3,538百万円(前年同期比0.1%減)、セグメント利益55百万円(前年同期比506.5%増)となりました。

なお、当連結会計年度末における介護事業所数・施設数は、61事業所(前連結会計年度末比-2事業所)となりました。

(その他(食品事業))

学校給食部門において、物価高騰による仕入単価の上昇の影響があったものの価格転嫁が図られたことで、増収・増益で推移いたしました。

また、当社がフランチャイジーとして店舗展開している銀のさら(3店舗)の業績につきましては、物価高騰による仕入コスト高の影響があったものの、価格改定により顧客単価の上昇を図ることができたことに加え、顧客数も前期並みで推移したことで、堅調に推移いたしました。

この結果、売上高1,069百万円(前年同期比11.0%増)、セグメント利益37百万円(前年同期比134.7%増)となりました。

< 財政状態の状況 >

(資産)

当連結会計年度末における流動資産は、8,396百万円となり、前連結会計年度末に比べ2,937百万円増加いたしました。これは主に、現金及び預金が2,897百万円増加したことによるものであります。

固定資産は、7,197百万円となり、前連結会計年度末に比べ620百万円減少いたしました。これは、有形固定資産が542百万円減少したことによるものであります。

この結果、総資産は、15,594百万円となり、前連結会計年度末に比べ2,317百万円増加いたしました。

(負債)

当連結会計年度末における流動負債は、8,440百万円となり、前連結会計年度末に比べ1,965百万円増加いたしました。これは主に、未払法人税等が351百万円、賞与引当金が121百万円減少したものの、短期借入金が2,191百万円増加、買掛金が135百万円増加、1年内返済予定の長期借入金が114百万円増加したことによるものであります。

固定負債は、3,239百万円となり、前連結会計年度末に比べ232百万円増加いたしました。これは主に、長期借入金が233百万円増加したことによるものであります。

この結果、負債合計は、11,679百万円となり、前連結会計年度末に比べ2,197百万円増加いたしました。

(純資産)

当連結会計年度末における純資産は、3,914百万円となり、前連結会計年度末に比べ119百万円増加いたしました。これは主に、利益剰余金が、親会社株主に帰属する当期純利益の計上により200百万円増加したことと、資本金及び資本剰余金が、新株予約権の行使により、それぞれ1百万円増加したこと、及び配当金の支払いによる83百万円の減少によるものであります。

この結果、自己資本比率は25.1%（前連結会計年度末は28.6%）となりました。

キャッシュ・フローの状況

当連結会計年度末における現金及び現金同等物（以下「資金」といいます。）は、4,483百万円となりました。当連結会計年度における各キャッシュ・フローの状況は次のとおりであります。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

営業活動の結果、得られた資金は905百万円（前連結会計年度は1,010百万円の収入）となりました。主な増加要因は、税金等調整前当期純利益437百万円、減価償却費548百万円、減損損失454百万円、仕入債務の増加額135百万円であり、主な減少要因は、賞与引当金の減少額121百万円、設備補助金収入63百万円であります。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

投資活動の結果、使用した資金は363百万円（前連結会計年度は455百万円の支出）となりました。主な減少要因は、有形及び無形固定資産の取得による支出392百万円であります。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

財務活動の結果、得られた資金は2,408百万円（前連結会計年度は853百万円の支出）となりました。主な増加要因は短期借入による収入2,191百万円、長期借入による収入800百万円であり、主な減少要因は、長期借入金の返済による支出452百万円、配当金の支払額83百万円であります。

生産、受注及び販売の実績

a. 仕入実績

当連結会計年度における仕入実績をセグメントごとに示すと、次のとおりであります。

セグメントの名称	第5期連結会計年度 (自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)	前年同期比(%)
医薬事業(千円)	6,657,954	103.3
子育て支援事業(千円)	284,241	110.3
介護事業(千円)	166,658	98.7
その他(千円)	733,190	113.0
合計	7,842,045	104.3

- (注) 1. 金額は、仕入価格によっております。
2. 「その他」には食品事業が含まれます。

b. 販売実績

当連結会計年度における販売実績をセグメントごとに示すと、次のとおりであります。

セグメントの名称	第5期連結会計年度 (自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)	前年同期比(%)
医薬事業(千円)	9,947,519	103.8
子育て支援事業(千円)	10,294,623	105.7
介護事業(千円)	3,538,647	99.9
その他(千円)	1,069,893	111.0
合計	24,850,683	104.3

- (注) 1. セグメント間取引については、相殺消去しております。
2. 「その他」には食品事業が含まれます。

重要な会計方針及び見積り

当社グループの連結財務諸表は、わが国において一般に公正妥当と認められている会計基準に基づき作成されております。この連結財務諸表の作成にあたって、決算日における資産・負債の報告及び報告期間における収益・費用の報告数値に影響を与える見積り及び仮定設定を行わなければなりません。経営者は、以下に関する見積り及び判断について、継続して評価を行っており、過去の実績や状況に応じて合理的と思われる様々な要因に基づき、見積り及び判断を行っております。また、その結果は資産・負債の簿価及び収益・費用の報告数字についての判断の基礎となります。見積りには特有の不確実性が存在するため、実際の結果は、これら見積りと異なる場合があります。当社グループが採用している会計方針(「第5 経理の状況 1 連結財務諸表等(1) 連結財務諸表 注記事項(連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項)」に記載)のうち、重要なものは以下のとおりです。

・ 固定資産の減損処理

当社グループは、「固定資産の減損に関する会計基準」(「固定資産の減損に係る会計基準の設定に関する意見書」(企業会計審議会 2002年8月9日)及び「固定資産の減損に係る会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第6号 2003年10月31日))を適用しています。

将来の予測不能な事業上の前提条件の変化によって見積りが増減されることにより、将来キャッシュ・フローや回収可能価額が減少し、減損損失が発生する可能性があります。

(2) 経営者の視点による経営成績等の状況に関する分析・検討内容

経営者の視点による当社グループの経営成績等の状況に関する認識及び分析・検討内容は次のとおりであります。

なお、文中の将来に関する事項は、本書提出日現在において判断したものであります。

経営成績、財政状態及びキャッシュ・フローの状況に関する認識及び分析・検討内容

a. 経営成績の分析

(売上高)

当連結会計年度の売上高につきましては、子育て支援事業において、令和7年人事院勧告に伴う国家公務員給与改定を踏まえた令和7年度補正予算における公定価格の増額改定が行われ、増収に寄与いたしました。また、医薬事業において新規店舗の処方箋枚数が増加、介護事業において2023年8月に開設した「ホスピス対応型ホーム（定員61名）」の利用者数の増加により、24,850百万円（前年同期比4.3%増）となりました。

以下、各事業における経営指標（KPI）の分析です。

(医薬事業)

以下の5つをKPIとしております。

(a) 処方箋枚数、(b) 処方単価は外部環境・行政方針に影響を受けるものであり、(c) 後発品調剤率、(d) かかりつけ薬剤師指導料（件数）、(e) 在宅処方件数は企業努力により向上が図れる指標です。

処方箋枚数については、大学病院の逆紹介による門前薬局の処方箋枚数の減少があったものの、新規出店効果による処方箋枚数の増加に伴い、前連結会計年度の実績を上回る実績となりました。

処方箋単価につきましては、後発医薬品調剤体制加算の強化及び、「かかりつけ薬局」としてのサービスの充実等の調剤技術料の加算獲得を図ってまいりましたが、処方箋単価の低いクリニック処方の割合が増加したこと、2025年4月に実施された薬価改定の影響により、前連結会計年度の実績を下回る結果となりました。

(a) 処方箋枚数

当連結会計年度の処方箋枚数は731,726枚（前連結会計年度は692,917枚）となりました。

これは、1店舗閉鎖の影響があったものの、新規出店効果により大幅に処方箋枚数が増加したことによるものです。

(b) 処方単価

当連結会計年度の処方箋単価は13,515円（前連結会計年度は13,749円）となりました。

これは、2025年4月に実施された薬価改定の影響に加え、当社グループの調剤薬局の構成割合が、処方箋単価の低い医療モール型薬局が増加したことによるものです。

(c) 後発品調剤率

当連結会計年度の後発品調剤率（年間平均）は89.0%（前連結会計年度は87.6%）となりました。

(d) かかりつけ薬剤師指導料（件数）

当連結会計年度のかかりつけ薬剤師指導料の算定件数は6,034件（前連結会計年度は8,882件）となりました。

(e) 在宅処方件数

当連結会計年度の在宅処方件数は17,265件（前連結会計年度は16,682件）となりました。

(子育て支援事業)

以下の2つをKPIとしております。

(a) 受入児童数は、自治体からの園児の受け入れに影響を受けるものです。

人材確保が保育所運営に大きな影響を及ぼすため、(b) 保育士採用におけるエントリー数、園見学数、選考面接数という指標を設けて、企業努力により人材の確保を行っております。

受入児童数については、新園の開園により園児数が増加したものの、不採算事業所の閉鎖および既存保育園の園児数の減少により、受入児童数が落ちております。

また、エントリー数、選考面接数は、前事業年度を上回る実績となったことで、人材の確保ができました。

(a) 受入児童数

当連結会計年度の受入児童数は36,735人(前連結会計年度は36,209人)となりました。

これは主に、新規認可保育園の園児数の増加によるものであります。

(b) 保育士採用におけるエントリー数、園見学数、選考面接数

当連結会計年度の保育士採用におけるエントリー数(中途採用)は2,910名(前連結会計年度は3,028名)、

園見学数(新卒)は455名(前連結会計年度は437名)、選考面接数(新卒)は137名(前連結会計年度は145名)となりました。

(介護事業)

以下の3つをKPIとしております。

2025年4月にオアシス東新小岩の定員拡大をおこなったことにより、一時的に入居率は低下したものの、入居営業活動の継続的な強化により入居率が前期と同水準まで回復しております。

デイサービス(通所介護)の利用者数につきましては、サービス付き高齢者向け住宅の入居率が高稼働で推移したことにより、併設のデイサービスの稼働率が安定的に推移いたしました。

その結果、これらの指標については以下のとおりとなりました。

(a) サービス付き高齢者向け住宅の入居率

当連結会計年度のサービス付き高齢者向け住宅(特定施設含む)の平均入居率は94.6%(前連結会計年度は95.3%)となりました。

(b) 平均要介護度

当連結会計年度のサービス付き高齢者向け住宅(特定施設含む)の平均介護度は1.9(前連結会計年度は1.9)となりました。

(c) デイサービス(通所介護)の利用者数

当連結会計年度のデイサービス(認知症対応型含む)の利用者数は66,686人(前連結会計年度は63,569人)となりました。

(売上原価、販売費及び一般管理費、営業利益)

当連結会計年度の売上原価は、医薬事業の売上高増加に伴う仕入高の増加、子育て支援事業・介護事業における新規事業所・保育園の開設に伴うコスト増加の要因等もあり、22,181百万円(前連結会計年度は、21,433百万円)となりました。

なお、売上原価率は、89.3%(前連結会計年度は、90.0%)となりました。

当連結会計年度の販売費及び一般管理費は、1,845百万円(前連結会計年度は、1,750百万円)となりました。増加要因の主な内容は、人件費・採用等のコストが増加したことによるものであります。

なお、売上高販管費率は、7.4%(前連結会計年度は、7.3%)となりました。

以上の結果、当連結会計年度の営業利益は、824百万円(前連結会計年度は、641百万円)となりました。

(営業外収益、営業外費用、経常利益)

当連結会計年度の営業外収益は、112百万円(前連結会計年度は、104百万円)となりました。主な内容は、賃貸収入69百万円、その他35百万円であります。

当連結会計年度の営業外費用は、109百万円(前連結会計年度は、101百万円)となりました。主な内容は、賃貸原価61百万円、支払利息44百万円であります。

以上の結果、当連結会計年度の経常利益は827百万円(前連結会計年度は、644百万円)となりました。

(特別利益、特別損失、法人税等、当期純利益)

当連結会計年度の特別利益は、64百万円(前連結会計年度は、268百万円)となりました。主な内容は、設備等補助金収入63百万円であります。

当連結会計年度の特別損失は、455百万円(前連結会計年度は、426百万円)となりました。主な内容は、減損損失454百万円であります。

法人税等は、236百万円となり、税金等調整前当期純利益に対する負担税率は、54.0%となりました。

以上の結果、当連結会計年度の親会社株主に帰属する当期純利益は、200百万円(前連結会計年度は、299百万円)となりました。

b. 財政状態の分析

当連結会計年度の財政状態の分析につきましては、「第2 事業の状況 4 経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析 (1)経営成績等の状況の概要 経営成績及び財政状態の状況」に記載のとおりであります。

c. キャッシュ・フローの分析

当連結会計年度のキャッシュ・フローの分析につきましては、「第2 事業の状況 4 経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析 (1)経営成績等の状況の概要 キャッシュ・フローの状況」に記載のとおりであります。

d. 経営成績に重要な影響を与える要因について

「第2 事業の状況 3 事業等のリスク」に記載のとおりであります。

e. 資本の財源及び資金の流動性についての分析

当社グループの運転資金需要のうち主なものは、原価に係る人件費、商品の仕入れ、販売費及び一般管理費の営業費用であります。投資を目的とした資金需要は、薬局・保育園・介護施設等の開設に伴う設備投資によるものであります。

当社グループの基本的な資金調達手段は、短期の運転資金ニーズについては、金融機関からの短期借入で行い、設備投資や長期の運転資金ニーズについては、金融機関からの長期借入で行う方針です。また、運転資金の効率的な調達を行うため、取引銀行8行と当座貸越契約及びコミットメントライン契約(極度額3,300百万円(本書提出日現在))を締結しております。

5 【重要な契約等】

(財務上の特約が付された金銭消費貸借契約)

当社の連結子会社であるミアヘルサ株式会社が締結している財務上の特約が付された金銭消費貸借契約は次のとおりです。

(1) 連結子会社の名称、住所及び代表者の氏名

名称 ミアヘルサ株式会社

住所 東京都新宿区市谷仲之町3-109

代表者の氏名 青木 文恵

(2) 金銭消費貸借契約の内容

契約の種類	契約締結日	相手方の属性	期末残高 (百万円)	弁済期限	財務制限条項 (注)	担保
コミットメントライン	2021年8月31日	地方銀行1行	300	2026年8月31日	有	無
シンジケートローン	2021年12月27日	都市銀行3行 地方銀行2行 信用金庫1行	750	2029年12月28日	有	無

(注) 財務制限条項の内容については、「第5 経理の状況 1 連結財務諸表等 (1) 連結財務諸表 注記事項 (連結貸借対照表関係)」に記載しております。

6 【研究開発活動】

該当事項はありません。

第3 【設備の状況】

1 【設備投資等の概要】

当連結会計年度の設備投資については、主として、子育て支援事業において2026年4月に開設の認可保育園の出店に伴う設備投資、医薬事業において2025年6月及び、2025年7月に開設の調剤薬局の出店に伴う設備投資を中心に、合計463百万円の設備投資を実施いたしました。

なお、有形固定資産の他、無形固定資産への投資を含めて記載しております。

セグメントごとの設備投資について示すと、医薬事業に192百万円、子育て支援事業に219百万円、介護事業に42百万円、その他（食品事業）に4百万円、全社共通として5百万円の設備投資を実施しております。

なお、重要な設備の除却または売却はありません。

2 【主要な設備の状況】

(1) 提出会社

該当事項はありません。

(2) 国内子会社

2026年3月31日現在

会社名	事業所名 (所在地)	セグメント の名称	設備の内容	帳簿価額(千円)						従業員数 (名)
				建物及び 構築物	工具、器具 及び備品	土地 (面積㎡)	リース 資産	その他	合計	
ミアヘルサ(株)	調剤薬局 (首都圏)	医薬事業	店舗施設	348,496	137,249	411,882 (612.18)		51,873	949,502	183 (79)
ミアヘルサ(株)	保育所 (首都圏)	子育て 支援事業	保育所 施設	3,800,735	154,724	()	188,289	129,930	4,273,680	1,292 (443)
ミアヘルサ(株)	介護事業 所 (首都圏)	介護事業	介護施設		1,296	()		98,730	100,027	300 (213)
ミアヘルサ(株)	事業所 (首都圏)	その他 (食品事 業)	事務所等	10,328	2,228	64,800 (403.45)		1,511	78,868	21 (72)
ミアヘルサ(株)	本社 (東京都 新宿区) 他	全社共通	事務所等	102,658	15,133	()		102,433	220,225	42 (1)

(注) 1. 帳簿価額のうち「その他」は、借地権、のれん、ソフトウェア及び建設仮勘定の合計であります。

2. 現在休止中の主要な設備はありません。

3. 帳簿価額は連結財務諸表の数値で記載しております。

4. 従業員数の()は、臨時雇用者数(パートタイマー、登録社員)を外数で記載しております。

5. 上記の他、他の者から賃借している設備の内容は、下記のとおりであります。

会社名	セグメントの名称	設備の内容	年間賃借料 (千円)
ミアヘルサ(株)	医薬事業 (東京都、神奈川県、埼玉県)	調剤薬局店舗	309,033
ミアヘルサ(株)	子育て支援事業 (東京都、神奈川県、千葉県)	保育園、学童クラブ	665,224
ミアヘルサ(株)	介護事業 (東京都、埼玉県、神奈川県、千葉県)	介護事業所	495,616

3 【設備の新設、除却等の計画】

当社グループの設備投資については、景気予測、業界動向、投資効率等を総合的に勘案して策定しております。

なお、当連結会計年度末における重要な設備の新設、改修計画は次のとおりであります。

(1) 重要な設備の新設等

事業所名 (所在地)	セグメントの名称	設備の内容	投資予定額		資金調達方法	着手年月	完了予定 年月	完成後の 増加能力
			総額 (千円)	既支払額 (千円)				
調剤薬局 (東京都調布市)	医薬事業	調剤薬局	51,400		自己資金及び借入	2026年11月	2026年12月	(注) 2 .
調剤薬局 (千葉県千葉市)	医薬事業	調剤薬局	51,400		自己資金及び借入	2026年 2月	2026年 3月	(注) 2 .
認可保育園 2028年 3月期開園 予定 1園 (神奈川県川崎市)	子育て支援事業	保育施設	156,000		自己資金及び借入	2026年 4月 以降	2027年 3月 まで	(注) 2 .
認可保育園 2028年 3月期開園 予定 1園 (東京都江戸川区)	子育て支援事業	保育施設	181,000		自己資金及び借入	2026年 4月 以降	2027年 3月 まで	(注) 2 .
認可保育園 2029年 3月期開園 予定 1園 (首都圏)	子育て支援事業	保育施設	151,000		自己資金及び借入	2027年 4月 以降	2028年 3月 まで	(注) 2 .

(注) 1 . 上記の重要な設備の新設等については、計画の見直しにより、総額が変更となっております。

2 . 完成後の増加能力については、数値的把握が困難であるため、記載を省略しております。

(2) 重要な設備の除却等

該当事項はありません。

第4 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	9,800,000
計	9,800,000

【発行済株式】

種類	事業年度末現在 発行数(株) (2026年3月31日)	提出日現在 発行数(株) (2026年6月25日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	2,802,300	2,802,300	東京証券取引所 スタンダード市場 名古屋証券取引所 メイン市場	単元株式数は100株であり ます。
計	2,802,300	2,802,300		

(注) 提出日現在の発行数には、2026年6月1日からこの本書提出日までの新株予約権の行使により発行された株式数は、含まれておりません。

(2) 【新株予約権等の状況】

【ストックオプション制度の内容】

当社は、2021年10月1日に単独株式移転によりミアヘルサ株式会社の完全親会社として設立されたことに伴い、ミアヘルサ株式会社が発行したストックオプションとしての新株予約権は、同日をもって消滅し、当該新株予約権の新株予約権者に対し、当該新株予約権に代わり、基準時における当該新株予約権の総数と同数の新株予約権を交付いたしました。

当社が交付した新株予約権の内容は以下のとおりであります。

会社法に基づき発行した新株予約権は、次のとおりです。

ミアヘルサホールディングス株式会社第4回新株予約権（株式報酬型ストックオプション）

決議年月日	2016年3月31日（注）1．
付与対象者の区分及び人数	ミアヘルサ従業員21名
新株予約権の数（個）	100
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数（株）	普通株式 1,000 （注）2．6．
新株予約権の行使時の払込金額（円）	350（注）3．6．
新株予約権の行使期間	自 2021年10月1日 至 2026年3月31日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	発行価格 350（注）6． 資本組入額 175
新株予約権の行使の条件	（注）4．
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による本新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	（注）5．

当事業年度の末日（2026年3月31日）における内容を記載しております。なお、提出日の前月末（2026年5月31日）現在において、これらの事項に変更はありません。

（注）1．ミアヘルサ株式会社第4回新株予約権（株式報酬型ストックオプション）の決議年月日です。

2．新株予約権1個につき目的となる株式数は、10株であります。

ただし、新株の割当日後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により付与株式数を調整、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

3．新株予約権の割当日後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、新株予約権の割当日後に時価を下回る価額で新株式の発行または自己株式の処分を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行(処分)株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{1 \text{株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行(処分)株式数}}$$

4．新株予約権の割り当てを受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、当社普通株式が金融商品取引所に上場された場合のみ、本新株予約権を行使することができる。

本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授権株式数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。

各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。

5. 当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転(以上を総称して以下、「組織再編行為」という。)を行う場合において、組織再編行為の効力発生日に新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社(以下、「再編対象会社」という。)の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。
- (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数
新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。
 - (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
 - (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件を勘案のうえ、(注)2に準じて決定する。
 - (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、(注)3で定められる行使価額を調整して得られる再編後行使価額に、上記(3)に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じた額とする。
 - (5) 新株予約権を行使することができる期間
行使期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から行使期間の末日までとする。
 - (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
下記に準じて決定する。
本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とする。計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。
本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記記載の資本金等増加限度額から、上記に定める増加する資本金の額を減じた額とする。
 - (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による取得の制限については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。
 - (8) その他新株予約権の行使の条件
(注)4に準じて決定する。
 - (9) 新株予約権の取得事由及び条件
下記に準じて決定する。
当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる会社分割についての分割契約もしくは分割計画、または当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画について株主総会の承認(株主総会の承認を要しない場合には取締役会決議)がなされた場合は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、本新株予約権の全部を無償で取得することができる。
新株予約権者が権利行使をする前に、(注)4に定める規定により本新株予約権の行使ができなくなった場合は、当社は新株予約権を無償で取得することができる。
 - (10) その他の条件については、再編対象会社の条件に準じて決定する。
6. 2019年8月9日開催の取締役会決議により、2019年8月29日付で普通株式1株につき10株の株式分割を行っております。これにより、「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

ミアヘルサホールディングス株式会社第5回新株予約権(株式報酬型ストックオプション)

決議年月日	2017年6月29日(注)1.
付与対象者の区分及び人数	ミアヘルサ取締役3名 ミアヘルサ従業員9名
新株予約権の数(個)	70
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式 700(注)2.6.
新株予約権の行使時の払込金額(円)	400(注)3.6.
新株予約権の行使期間	自 2021年10月1日 至 2027年6月29日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 400(注)6. 資本組入額 200
新株予約権の行使の条件	(注)4.
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による本新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)5.

当事業年度の末日(2026年3月31日)における内容を記載しております。なお、提出日の前月末(2026年5月31日)現在において、これらの事項に変更はありません。

(注)1. ミアヘルサ株式会社第5回新株予約権(株式報酬型ストックオプション)の決議年月日です。

2. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、10株であります。

ただし、新株予約権の割当日後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により付与株式数を調整、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

3. 新株予約権の割当日後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、新株予約権の割当日後に時価を下回る価額で新株式の発行または自己株式の処分を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行(処分)株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{1 \text{株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行(処分)株式数}}$$

4. 新株予約権の割り当てを受けた者(以下「新株予約権者」という。)は、当社普通株式が金融商品取引所に上場された場合のみ、本新株予約権を行使することができる。

本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授權株式数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。

各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。

5. 当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転(以上を総称して以下、「組織再編行為」という。)を行う場合において、組織再編行為の効力発生日に新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社(以下、「再編対象会社」という。)の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。
- (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数
新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。
 - (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
 - (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件を勘案のうえ、(注)2に準じて決定する。
 - (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、(注)3で定められる行使価額を調整して得られる再編後行使価額に、上記(3)に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じた額とする。
 - (5) 新株予約権を行使することができる期間
行使期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から行使期間の末日までとする。
 - (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
下記に準じて決定する。
本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とする。計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。
本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記記載の資本金等増加限度額から、上記に定める増加する資本金の額を減じた額とする。
 - (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による取得の制限については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。
 - (8) その他新株予約権の行使の条件
(注)4に準じて決定する。
 - (9) 新株予約権の取得事由及び条件
下記に準じて決定する。
当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる会社分割についての分割契約もしくは分割計画、または当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画について株主総会の承認(株主総会の承認を要しない場合には取締役会決議)がなされた場合は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、本新株予約権の全部を無償で取得することができる。
新株予約権者が権利行使をする前に、(注)4に定める規定により本新株予約権の行使ができなくなった場合は、当社は新株予約権を無償で取得することができる。
 - (10) その他の条件については、再編対象会社の条件に準じて決定する。
6. 2019年8月9日開催の取締役会決議により、2019年8月29日付で普通株式1株につき10株の株式分割を行っております。これにより、「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

【その他の新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
2021年10月1日 (注)1	2,485,300	2,485,300	300,000	300,000		
2021年10月1日～ 2022年3月31日 (注)2	3,000	2,488,300	550	300,550	550	550
2022年4月1日～ 2023年3月31日 (注)2	400	2,488,700	70	300,620	70	620
2023年4月1日～ 2024年3月31日 (注)2	3,600	2,492,300	510	301,130	510	1,130
2023年9月4日～ 2024年3月31日 (注)3	35,000	2,527,300	17,591	318,721	17,591	18,721
2024年4月1日～ 2025年3月31日 (注)2	3,000	2,530,300	445	319,166	445	19,166
2024年9月1日～ 2025年3月31日 (注)3	265,000	2,795,300	133,189	452,355	133,189	152,355
2025年4月1日～ 2026年3月31日 (注)2	7,000	2,802,300	1,250	453,605	1,250	153,605

(注)1. 2021年10月1日に単独株式移転により当社が設立されたことによる増加であります。

2. 新株予約権(ストックオプション)の権利行使による増加であります。

3. 第三者割当による第6回新株予約権の行使

発行価格 1株につき 1,005.2円

資本組入額 1株につき 502.6円

割当先 マイルストーン・キャピタル・マネジメント株式会社

(5) 【所有者別状況】

2026年3月31日現在

区分	株式の状況(1単元の株式数100株)								単元未満 株式の状況 (株)
	政府及び 地方公共 団体	金融機関	金融商品 取引業者	その他の 法人	外国法人等		個人 その他	計	
					個人以外	個人			
株主数 (人)		1	10	28	8	5	4,051	4,103	
所有株式数 (単元)		11	145	10,433	92	21	17,308	28,010	1,300
所有株式数 の割合(%)		0.03	0.51	37.24	0.32	0.07	61.79	100.00	

(注) 自己株式121株は、「個人その他」に1単元、「単元未満株式の状況」に21株含まれております。

(6) 【大株主の状況】

2026年3月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	発行済株式 (自己株式を 除く。)の 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
株式会社スリーユ	東京都新宿区富久町5-6	836,100	29.83
一般社団法人ブルーツリー	東京都新宿区富久町5-6	547,000	19.52
グリーンホスピタルサプライ株式会社	大阪府吹田市春日3-20-8	100,000	3.56
アルフレッサ株式会社	東京都千代田区内神田1丁目12番1号	100,000	3.56
青木 文恵	東京都新宿区	60,000	2.14
ミアヘルサ従業員持株会	東京都新宿区市谷仲之町3-19	59,100	2.10
門倉 優里	神奈川県横浜市中区	40,000	1.42
青木 友紀	東京都新宿区	40,000	1.42
山口 洋	愛知県名古屋市名東区	30,000	1.07
銭本 政己	東京都新宿区	21,000	0.74
計		1,833,200	65.42

(注) 2025年12月26日付の臨時報告書(主要株主の異動)にてお知らせしましたとおり、前事業年度末時点において主要株主であった青木勇氏は主要株主ではなくなり、一般社団法人ブルーツリーが、当事業年度中に主要株主となりました。

(7) 【議決権の状況】

【発行済株式】

2026年3月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式			
議決権制限株式(自己株式等)			
議決権制限株式(その他)			
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 100		
完全議決権株式(その他)	普通株式 2,800,900	28,009	
単元未満株式	普通株式 1,300		
発行済株式総数	2,802,300		
総株主の議決権		28,009	

(注) 単元未満株式の中には自己株式21株が含まれております。

【自己株式等】

2026年3月31日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
(自己保有株式) ミアヘルサホールディング ス株式会社	東京都新宿区市谷仲之町3 - 19	100		100	0.00
計		100		100	0.00

2 【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】

普通株式

- (1) 【株主総会決議による取得の状況】
該当事項はありません。
- (2) 【取締役会決議による取得の状況】
該当事項はありません。
- (3) 【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】
該当事項はありません。
- (4) 【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

区分	当事業年度		当期間	
	株式数(株)	処分価額の総額 (千円)	株式数(株)	処分価額の総額 (千円)
引き受ける者の募集を行った 取得自己株式				
消却の処分を行った取得自己株式				
合併、株式交換、株式交付、会社分割 に係る移転を行った取得自己株式				
その他()				
保有自己株式数	121		121	

(注) 当期間における保有自己株式数には、2026年6月1日から有価証券報告書提出日までの単元未満株式の買取りによる株式数は含めておりません。

3 【配当政策】

当社グループは、株主の皆様への利益還元を経営上の重要課題の一つとしており、成長性を確保するため、将来の事業展開と企業体質の強化のための内部留保も考慮しつつ、継続的かつ安定的な配当を行うことを基本方針としております。また、当社の剰余金の配当回数につきましては、定款に期末配当及び中間配当の2回と定めております。配当の決定機関は、中間配当は取締役会、期末配当は株主総会であります。

当事業年度の剰余金の配当につきましては、中間配当は1株当たり13円を実施し、期末配当は1株当たり17円を、2026年6月26日開催予定の定時株主総会で決議して実施する予定であります。

(注) 基準日が当事業年度に属する剰余金の配当は、以下のとおりであります。

決議年月日	配当金の総額 (千円)	1株当たり配当額 (円)
2025年10月15日 取締役会決議	36,350	13.0
2026年6月26日 定時株主総会決議(予定)	47,637	17.0

4 【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1) 【コーポレート・ガバナンスの概要】

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社は、当社グループの持続的な成長および中長期的な企業価値の向上を図る観点から、意思決定の透明性・公正性を確保するとともに、迅速・果敢な意思決定により経営の活力を増大させることを目的として、コーポレートガバナンス基本方針を定め、これによりコーポレート・ガバナンス体制を構築していく予定です。

具体的には、当社グループは「子どもから高齢者まで全世代が繋がり、お互いを支え合う地域づくりに貢献する」というパーパスに基づきコーポレート・ガバナンスに取り組み、重要な業務執行を決定し、取締役の職務の執行を監督する取締役会と、取締役の職務の執行を監査する監査等委員会によるコーポレート・ガバナンス体制を構築してまいります。

事業の推進については、事業子会社における4事業本部（医薬事業本部・介護事業本部・子育て支援事業本部・食品事業本部）が担当事業における経営管理を行います。また、事業本部を支える会社全体の経営戦略機能を担う経営企画本部を設置し、中長期戦略の立案・推進により企業価値向上を図ります。併せて、経理・財務、人事、総務・法務、内部統制やコンプライアンス機能等、高度な専門性と経営マインドを備えた経営管理機能として人事総務本部及び、財務本部を設置します。

この4つの事業本部を基軸とした当社の事業体制に相応しい企業統治の体制を以下のとおり構築し、充実を図ってまいります。

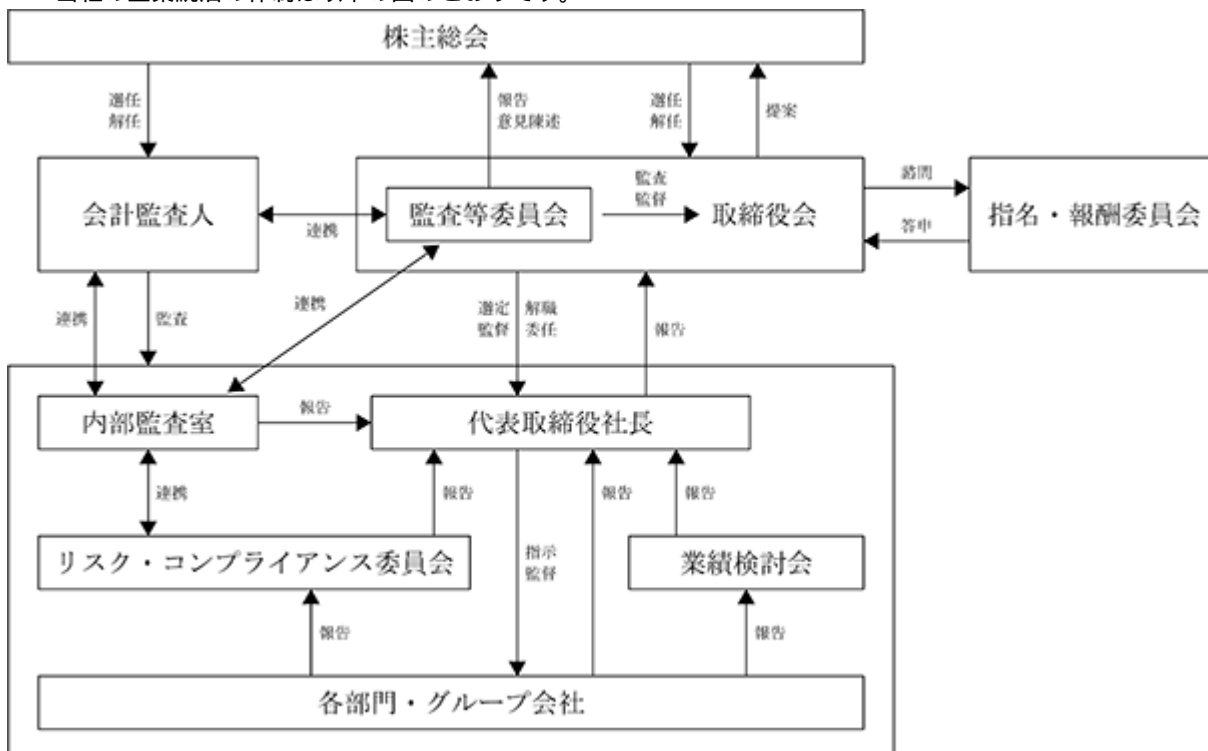
企業統治の体制の概要及び当該体制を採用する理由

a. 企業統治の体制の概要及び採用理由

当社の企業統治の体制の概要は、以下のとおりです。会社法上の機関として、株主総会、取締役会、監査等委員会及び会計監査人を設置するとともに、日常的な監査機関として、内部監査室を設置し、これらの機関の相互連携によって、健全な企業統治の体制が実現できると判断し、本体制を採用いたします。

当社は常勤取締役監査等委員1名及び社外取締役監査等委員2名から構成される監査等委員会を設置し、代表取締役社長以外では、業務執行取締役及び牽制機能となる1名の監査等委員でない社外取締役を置く体制とします。また、監査等委員の独立性、牽制機能を高め、コーポレート・ガバナンス機能を強化することを目的に、監査等委員は、社内での経験を活かし主に業務監査を担当する常勤取締役監査等委員1名と、税理士・公認会計士、及び弁護士と各分野に精通した社外取締役監査等委員2名から構成される体制とします。業務執行取締役に對し、社外取締役が牽制を行い、また業務を熟知した常勤取締役監査等委員及び専門家である社外取締役監査等委員で構成される各監査等委員が監査を行うことにより、効率的かつ効果的な企業統治の体制の構築を図ります。

当社の企業統治の体制は以下の図のとおりです。



<取締役会>

取締役会は、監査等委員である取締役を含め7名であり、社内取締役4名（青木文恵氏、高橋雅彦氏、青木友紀氏、足立正弘氏）、社外取締役3名（皆川尚史氏、遠山典夫氏、原正雄氏）によって構成されており、監査等委員である取締役が取締役会を監査・監督することで、透明性の高い経営の実現に取り組んでおります。

取締役会は、原則として毎月1回の定時取締役会を開催し、また必要に応じて臨時取締役会を開催する予定です。年度予算・中期経営計画・その他の重要な戦略の立案の監督と決定、並びに重要な業務執行の決定等を通じて経営全般に対する監督機能を発揮して経営の実効性と透明性を確保してまいります。

なお、当社は、2026年6月26日開催予定の定時株主総会の議案（決議事項）として、「取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名選任の件」を提案しており、当該議案が承認可決されれば、取締役4名（うち社外取締役1名）となる予定です。

<監査等委員会>

監査等委員会は、監査等委員である取締役3名であり、社内監査等委員（足立正弘氏）、社外監査等委員2名（遠山典夫氏、原正雄氏）によって構成されており、経営管理体制の透明性と公正性を確保するため、公認会計士及び弁護士を選任し専門の見地からの監査・監督機能の強化を図っております。

監査等委員会は、原則毎月1回定時監査等委員会を開催するほか、必要に応じて臨時監査等委員会を開催とし、内部統制システムを活用した監査・監督を実施し、取締役会をはじめとする重要な会議に出席する等により、取締役の職務執行、及び取締役会の監督義務の履行状況についても監査を行います。監査等委員会においては、監査方針や監査計画を定めるとともに、監査に関する重要な事項について各監査等委員から報告を受け、協議または決議を行います。

<指名・報酬委員会>

指名・報酬委員会は、取締役会の監督機能を強化し、意思決定プロセスの透明性を高めるため、取締役及び重要な使用人の選任及び解任等、並びに取締役の報酬制度の審議を目的として、取締役会の諮問委員会として、取締役会の下に委員総数の過半数を社外取締役とする指名・報酬委員会を設置しております。

なお、指名・報酬委員会は、取締役青木文恵氏、社外取締役皆川尚史氏、社外取締役（監査等委員）遠山典夫氏及び、社外取締役（監査等委員）原正雄氏で構成し、委員長は社外取締役原正雄氏が務めております。

<内部監査室>

内部監査室は、代表取締役社長直轄の専任組織として、内部監査計画書に基づきグループ全事業所の監査を実施する予定です。内部監査室長は、内部監査結果を代表取締役社長に報告・承認後、「改善実施依頼書」により、被監査部門長に改善勧告を行い、改善勧告を受けた被監査部門長は、当該勧告に対して速やかに適切な措置を講じ、その結果を「改善実施報告書」をもって代表取締役社長に報告しております。内部監査室長は、報告された改善措置の状況を監査し、その有効性を評価しております。また、内部監査室長は、監査等委員会及び会計監査人と連携し、監査の効率的な実施に努めております。

<会計監査人>

会計監査人として史彩監査法人を選任し、適正な会計処理及び経営の透明性を確保しております。内部監査室と監査等委員、会計監査人は、年間を通じて随時情報交換を行い監査機能の相互連携を高めております。

<業績検討会>

中期経営計画及び年度経営計画と実績との差異分析を通じて経営効率の改善及び向上に資することを目的とした「業績検討会」を、原則として月1回の頻度で開催しております。業績検討会は、代表取締役社長、取締役と各本部のスタッフ責任者で構成されております。

<リスク・コンプライアンス委員会>

「リスク管理規程」、「コンプライアンス（法令順守）規程」及び「反社会的勢力対策規程」に基づき、公正・適切なリスク管理・コンプライアンス推進を行うため、「リスク・コンプライアンス委員会」を、原則として3ヵ月に1回の頻度で開催しております。

リスク・コンプライアンス委員会は、人事総務本部に事務局を置き、代表取締役社長を委員長とし、全取締役、内部監査室長、及び各本部のスタッフ責任者で構成されております。

本委員会においては、リスク管理・コンプライアンス推進に関する事項について、グループの関連部署からの不適合報告、予兆管理、注意喚起、情報共有、対策検討等、必要な調査、審議を行うとともに社内教育を行っております。

企業統治に関するその他の事項

a. 内部統制システムの整備の状況

当社グループは経営の健全性や透明性を高めるために、有効な内部統制システムを構築することが重要であると考えており、その基盤として業務の適正性を確保するために必要なものの整備を、下記のとおり取締役会において決議しています。

1. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

(1) 取締役は、その担当職務の執行に係る以下の文書（電磁的記録を含む。）を、関連資料と併せて法令その他特別に定めのあるときのほかは保存期間を定めて保管するとともに、必要に応じて取締役及び監査役が閲覧可能な状態を維持する。

- a. 株主総会議事録
- b. 取締役会議事録
- c. 業績検討会議事録
- d. リスク・コンプライアンス委員会議事録
- e. 本部長会議議事録
- f. 開発会議議事録
- g. 投資判定会議議事録
- h. その他重要な会議体等の議事録

(2) 上記(1)に定める文書の他、契約書、稟議書その他の文書については、「文書管理規程」に基づき適切に保存及び管理を行うものとする。

2. 当社グループの損失の危険の管理に関する規程その他の体制

(1) 取締役会は、「リスク管理規程」を当社の損失に関する危険管理の統括的規程と位置付け、また、個別の損失の危険に対応するために、諸規程を整備する。

(2) 当社グループのリスク管理を担う機関として代表取締役社長を最高責任者に、取締役をリスク管理担当とし、リスク管理活動の推進を統括する。

(3) 当社グループのリスク管理・コンプライアンス推進に関する事項について、グループ関連部署からの不適合報告、予兆管理、注意喚起、及び全社共有・対策検討に対応し、かつ、機関決定に際し、適宜、必要な調査、審議、及び推進を行うことを目的として「リスク・コンプライアンス委員会」を設置する。

3. 当社グループの取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

(1) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制の基礎として、取締役会を原則毎月開催するほか、必要に応じて適時臨時に開催する。

(2) 取締役会の決定に基づく業務執行については、「取締役会規程」、「職務権限規程」、「業務分掌規程」、「職務権限一覧表（稟議基準）」等諸規程において、それぞれの責任者及びその権限、執行手続について定める。

4. 当社グループの取締役及び従業員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
- (1) 取締役会は、業務執行の法令・定款への適合性を確保するため、原則として毎月開催され、経営に係る取締役の職務執行の監督を行う。
 - (2) 取締役会は、外部的視点からの経営監視をその機能及び役割として期待し、社外取締役を招聘する。
 - (3) 取締役は、適正な財務報告が、当社の株主・投資家・その他利害関係者からの信頼性確保のために重要であるとの認識に立ち、財務報告の信頼性を確保するために必要な体制を構築する。
 - (4) 取締役は内部監査室が定期的実施する内部監査を通じて、当社の業務実施状況の実態を把握し、法令・定款及び社内規程に準拠して適正・妥当かつ合理的に行われているか、また、当社の制度・組織・諸規程が適正・妥当であるかを公正不偏に調査・検証することにより、会社財産の保全及び経営効率の向上を図る。
 - (5) 監査等委員は独立した立場から当社グループの内部統制システムの整備・運用状況を含め、取締役の職務執行について監査する。
 - (6) 当社のコンプライアンス推進体制につき「コンプライアンス（法令遵守）規程」を定め、コンプライアンス推進部門（内部監査室と人事総務本部）の決定・指示のもとコンプライアンス推進責任者（各本部長）が基本方針を各本部役職員に周知・徹底するとともに、随時研修する。また、内部監査室、人事総務本部及び監査等委員会を公益通報窓口とする公益通報制度を設け、当社グループ及び各部署並びに役職員等による違反行為に関する通報をはじめ、あらゆる相談を受け付ける体制を構築する。
5. 監査等委員がその職務を補助すべき従業員（以下監査等委員会スタッフとする）を置くことを求めた場合における当該従業員に関する事項
- 監査等委員がその職務を補助すべき監査等委員会スタッフを置くことを求めたときは、必要に応じて代表取締役社長と協議の上、従業員から監査等委員会スタッフを任命するものとする。
6. 監査等委員会スタッフの取締役からの独立性、及び監査等委員の監査等委員会スタッフに対する指示の実効性の確保に関する事項
- (1) 監査等委員会スタッフの取締役からの独立性を確保するために、監査等委員は監査等委員会スタッフに関して以下の事項を明確化するなどして、監査等委員会スタッフの独立性の確保に努める
 - a 監査等委員会スタッフの権限
 - b 監査等委員会スタッフの属する組織
 - c 監査等委員の監査等委員会スタッフに対する指揮命令権
 - d 監査等委員会スタッフの人事異動、人事評価、懲戒処分等に対する監査等委員の同意権
 - (2) 監査等委員会スタッフは、その職務に関して取締役から指揮命令を受けない。また監査等委員会スタッフの人事については監査等委員の同意を得ることとする。

7. 取締役及び従業員が監査等委員に報告をするための体制、その他の監査等委員への報告に関する体制
- (1) 当社グループの取締役及び従業員は、当社の業務または業績に影響を与える重要な事項がある場合は、監査等委員に直ちに報告する。前記に関わらず、監査等委員は、いつでも必要に応じて、当社グループの取締役及び従業員に対して報告を求めることができる。
 - (2) 取締役は、公益通報者保護法等の法令を遵守し、社内体制を整備し、適切に運用することにより、法令違反その他のコンプライアンス上の問題について監査等委員への適切な報告体制を確保する。
8. 監査等委員へ報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
- 取締役は、7.(1)・(2)に掲げた、取締役及び従業員の監査等委員への報告に対して、それを理由に当該報告者が不利益な取扱いを受けることがないものとする。
9. 監査等委員の職務の執行について生ずる費用の前払い又はその償還の手続、その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項
- 監査等委員の職務の執行について生ずる費用に関しては、各監査等委員の請求に基づき当社の負担により精算するものとする。
10. その他監査等委員の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- (1) 監査等委員は、取締役会、業績検討会、その他の重要な会議に出席し、当社グループの業務執行に関する報告を受けることができる。
 - (2) 監査等委員は、監査等委員会が定めた「監査等委員会監査基準」に基づき、取締役会への出席、業務状況の調査等を通じ、取締役の職務執行の監査を行うとともに、当社グループのコンプライアンス体制及びその運用に問題があると認めるときは、意見を述べて改善策の策定を求める。
 - (3) 監査等委員は、自らの判断により、定期的に会計監査人より会計監査の結果を聴取するとともに意見交換を行い、必要に応じて会計監査人の監査に立会い、また、監査業務を執行した公認会計士と協議の場を持つなどして、会計監査人と相互の連携を高める。
11. 反社会的勢力との取引排除に向けた基本的考え方及びその体制
- 取締役会は、反社会的勢力との関係を断絶することを「反社会的勢力対策規程」に定め、反社会的勢力との一切の関係を遮断し、暴力的または法的責任を超えた不当要求行為に組織を挙げて毅然と対応することを通じて、民事介入暴力、企業対象暴力に対して防衛するとともに、日本の関係法令及び行政指針を遵守し企業の社会的責任を全うし、断固たる態度で反社会的勢力を排除する。

b. リスク管理体制の整備の状況

当社グループでは、お客様をはじめとする取引先、地域住民、株主、従業員等のステークホルダーの安心安全と、事業活動におけるコンプライアンスの確保、ならびに当社グループの経営資源の保全と業務の有効性・効率性の確保を通じ、事業目的の達成と持続的かつ安定的な発展をより適切かつ確実なものとするを目的として「リスク管理規程」を定めております。

当社は、当該規程において、リスク管理の行動指針を以下のとおり規定しております。

(リスク管理行動指針)

1. 当社グループ役職員は、リスク管理の基本目的を達成するため、その重要性に応じて事業経営と一体となったリスク管理を推進する。
2. 当社グループ役職員は、社会と環境変化に伴うリスクの変化に応じた適切な方法により、リスク管理を推進する。
3. 当社グループ役職員は、リスクの予兆の早期発見に努め、リスク情報および緊急事態の情報を上司および関連部署に速やかに報告し、組織的な対応をとる。
4. 緊急事態が発生した場合は、当社グループ役職員は前条に定めるリスク管理の基本目的を達成するため、責任ある行動をとらねばならない。

当社グループでは、リスク管理を推進する体制として、事務局を人事総務本部とし、財務担当取締役をリスク管理担当取締役としております。

リスク管理担当取締役は、最高責任者である代表取締役社長を補佐し、リスク管理を統括し、随時リスク管理状況をリスク・コンプライアンス委員会等、重要会議体に報告します。また、リスク管理に関する教育啓発活動を計画的に指揮しております。

また、緊急事態への対応にあたり、人命尊重・地域の安全確保・被害損失を最小化するとの基本方針に基づき「緊急対策本部」を設置（緊急対策本部長は代表取締役社長）するとともに、必要に応じて社長が指名する取締役、人事総務本部、事業本部等にて構成する「緊急対策会議」（事務局長はリスク管理担当取締役、事務局を人事総務本部）を設置します。

なお、緊急対策本部は、対策本部の運営全般ならびに情報の分析評価と被害等の拡大や再発等、今後の見通し及び対策の立案、実施方法の検討等に関する本部長の補佐を行うと共に、本部長により決定された対応方針、対策等についての関係部署に対する指示指導を行っております。

また、外部法律事務所との間で法律顧問契約を締結し、定期的（月1回程度）もしくは臨時に民事・刑事・会社法等法令に関連する諸事例の相談、内部統制に関するリスクのチェック、海外契約の法令チェック等アドバイスを受け、リスク管理・コンプライアンス遵守の取り組みを行っております。

c. 責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

なお、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める最低責任限度額としております。

d. 取締役の責任免除

当社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議をもって同法第423条第1項の行為に関する取締役（取締役であった者を含む。）の責任を法令の限度において免除することができる旨定款に定めております。これは、取締役が職務を遂行するにあたり、その能力を十分に発揮して、期待される役割を果たしうる環境を整備することを目的とするものであります。

e. 取締役の定数

当社の取締役は、取締役（監査等委員であるものを除く。）は10名以内とし、監査等委員である取締役は5名以内とする旨を定款に定めております。

f. 取締役の選任決議事項

当社は、取締役の選任決議について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨を定款に定めております。

また、取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする旨を定款に定めております。

g. 定款の定めにより取締役会で決議する事ができる事項とした株主総会決議事項

イ. 自己株式の取得

当社は、会社法第165条第2項の規定に基づき、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる旨を定款で定めております。これは、経営環境の変化に対応した機動的な資本政策の遂行を可能とするためであります。

ロ. 中間配当

当社は、会社法第454条第5項の規定により、取締役会の決議によって毎年9月30日を基準日として、中間配当を行うことができる旨定款に定めております。これは、株主への機動的な利益還元を可能にするためであります。

h. 株主総会の特別決議要件

当社は、株主総会の円滑な運営を行うことを目的として、会社法第309条第2項の定めによる決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨を定款に定めております。

i. 役員等との間で締結している補償契約の内容の概要

該当事項はありません。

j. 役員等を被保険者として締結している役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約の被保険者の範囲は当社及び当社の関係会社の取締役（監査等委員である取締役を含む。）・監査役全員であり、被保険者は保険料を負担しておりません。当該保険契約によって、被保険者がその職務の執行に関して責任を負うこと、又は当該責任の追及にかかる請求を受けることによって生ずることとなる損害が補填されます。

k. 取締役会の活動状況

当事業年度において取締役会を20回開催しており、個々の取締役の出席状況については次のとおりであります。

氏名	開催回数	出席回数
青木 文恵	20回	20回
青木 勇	5回	5回
高橋 雅彦	20回	20回
青木 友紀	15回	15回
皆川 尚史	20回	20回
足立 正弘	20回	20回
遠山 典夫	20回	20回
原 正雄	20回	19回

取締役会における主な検討事項は、中期経営計画の進捗状況及び策定、コーポレート・ガバナンスの強化、コンプライアンス及びリスク管理を含めた内部統制システムの運用状況等であります。

1. 指名・報酬委員会の活動状況

当事業年度において指名・報酬委員会を5回開催しており、個々の委員の出席状況については次のとおりであります。

氏名	開催回数	出席回数
原 正雄	5回	5回
皆川 尚史	5回	5回
遠山 典夫	5回	5回
青木 文恵	5回	5回

指名・報酬委員会における主な検討事項は、取締役・執行役員等の指名に関する事項、取締役・執行役員等の報酬に関する事項であります。

(2) 【役員の状況】

役員一覧

男性5名 女性2名(役員のうち女性の比率28.6%)

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
代表取締役社長	青木 文恵	1952年2月7日	1975年9月 (株)給食普及会(現ミアヘルサ(株))入社 1991年5月 同社監査役 2000年1月 (株)日本生科学研究所(現ミアヘルサ(株))取締役 2001年5月 (株)給食普及会(現ミアヘルサ(株))取締役 2009年4月 (株)日本生科学研究所(現ミアヘルサ(株))取締役副社長 2021年10月 当社取締役副社長 2021年10月 ライフサポート(株)(現ミアヘルサ(株))代表取締役社長 2022年6月 当社代表取締役社長(現任) 2022年6月 ミアヘルサ(株)代表取締役社長(現任) 2022年6月 ライフサポート(株)(現ミアヘルサ(株))取締役	(注)3	60,000
取締役 (財務担当)	高橋 雅彦	1957年1月29日	1980年4月 松下電器産業(株)(現パナソニック(株))入社 2015年2月 (株)日本生科学研究所(現ミアヘルサ(株))へ出向、管理本部総務部長 2016年6月 同社管理本部本部長 2016年11月 同社へ転籍 2016年11月 同社取締役管理本部本部長 2021年10月 当社取締役(現任) 2023年7月 ミアヘルサ(株)取締役経営企画本部本部長 2024年4月 同社取締役(現任)	(注)3	1,000
取締役 (事業担当)	青木 友紀	1982年5月21日	2019年9月 ミアヘルサ(株)入社、経営企画本部経営企画室課長 2021年7月 同社保育事業本部運営管理部部长 2022年4月 同社保育事業本部本部長 2022年7月 同社保育事業本部執行役員本部長 2023年6月 ライフサポート(株)(現ミアヘルサ(株))取締役 2024年10月 ミアヘルサ(株)取締役子育て支援事業本部本部長(現任) 2025年6月 当社取締役(現任)	(注)3	40,000
取締役	皆川 尚史	1952年6月16日	1976年4月 厚生省(現厚生労働省)入省 2003年8月 厚生労働省大臣官房審議官(職業能力開発担当、EPA担当) 2007年8月 独立行政法人国立病院機構理事 2011年10月 企業年金連合会専務理事、CIO 2013年4月 日本保険薬局協会専務理事 2016年6月 (株)JPホールディングス社外取締役 2021年6月 ミアヘルサ(株)社外取締役 2021年10月 当社社外取締役(現任)	(注)3	2,000
取締役 (常勤監査等委員)	足立 正弘	1956年1月16日	1979年4月 (株)給食普及会(現ミアヘルサ(株))入社 1991年5月 同社取締役 1992年10月 (株)日本生科学研究所(現ミアヘルサ(株))取締役 2001年5月 (株)給食普及会(現ミアヘルサ(株))常務取締役 2004年6月 (株)日本生科学研究所(現ミアヘルサ(株))取締役退任 2006年6月 同社(株)取締役 2015年6月 同社常勤監査役(現任) 2021年10月 当社取締役(監査等委員)(現任) 2021年10月 ライフサポート(株)(現ミアヘルサ(株))監査役	(注)4	5,000

役職名	氏名	生年月日	略歴		任期	所有株式数 (株)
取締役 (監査等委員)	遠山 典夫	1964年3月23日	1987年10月 1995年1月 2010年8月 2016年6月 2021年10月	太田昭和監査法人(現 EY新日本有限責任監査法人)入所 遠山公人税理士事務所入所 遠山典夫税理士事務所開所、代表(現任) (株)日本生科学研究所(現ミアヘルサ株)監査役 当社取締役(監査等委員)(現任)	(注)4	
取締役 (監査等委員)	原 正雄	1973年11月30日	2001年10月 2006年4月 2018年6月 2021年10月 2026年1月	中島経営法律事務所入所 同事務所パートナー (株)日本生科学研究所(現ミアヘルサ株)監査役 当社取締役(監査等委員)(現任) 中島経営法律事務所パートナー代表社員 (現任)	(注)4	
計						108,000

- (注) 1. 取締役皆川尚史は、社外取締役であります。
2. 取締役遠山典夫及び原正雄は、社外取締役(監査等委員)であります。
3. 取締役の任期は、2025年3月期に係る定時株主総会の終結の時から2026年3月期に係る定時株主総会終結の時までであります。
4. 取締役(監査等委員)の任期は、2025年3月期に係る定時株主総会の終結の時から2027年3月期に係る定時株主総会終結の時までであります。
5. 取締役青木友紀は、代表取締役社長青木文恵の実子であります。
6. 所有株式数は2026年3月31日現在の株式数を記載しております。

社外役員の状況

当社では、独立役員である社外取締役3名(うち監査等委員2名)を選任しております。

当社は、コーポレート・ガバナンスの充実を経営上の重要課題と位置付けており、監査等委員でない社外取締役及び監査等委員である社外取締役を選任し、独立した立場から監督及び監査を十分に行うことができる体制を整備し、経営監視機能の強化に努める方針です。

社外取締役皆川尚史は、健康福祉行政に関する十分な知見、及び厚生労働省や業界団体等での豊富な実績を有していることから適任と判断しております。なお、同氏は、当社の株式2,000株を保有しております。当社との間にはそれ以外に人的関係、資本的关系、取引関係及びその他の利害関係はありません。

社外取締役(監査等委員)遠山典夫は、公認会計士、税理士であり、財務・会計及び監査に関する十分な知見を有していることから適任と判断しております。同氏は、当社との間に人的関係、資本的关系、取引関係及びその他の利害関係はありません。

社外取締役(監査等委員)原正雄は、弁護士であり、企業法務に精通し、専門家として十分な知見を有していることから適任と判断しております。同氏は、当社との間に人的関係、資本的关系、取引関係及びその他の利害関係はありません。

当社では、社外取締役が企業統治において果たす機能及び役割については、会社の業務執行に係る決定において外部の客観的な立場から経営判断の監視を行うことにあると考えております。また、その独立性確保のためには、会社と利害関係が無いことが重要であると認識しております。なお、社外取締役を選任するための独立性に関する基準又は方針については、東京証券取引所における独立役員に関する判断基準を参考の上、経歴や当社との関係を踏まえて、当社経営陣から独立した立場で社外役員としての職務を遂行できる者を選任しております。

社外取締役による監督又は監査と内部監査、監査等委員会監査及び会計監査との相互連携並びに内部統制部門との関係

社外取締役は、取締役会、リスク・コンプライアンス委員会等への出席と意見陳述、取締役との意見交換等を通して、取締役の業務執行に対する監査を行います。また、社外取締役と監査等委員は定期的に会合を行い、意思疎通及び情報収集を行っております。

監査等委員である社外取締役は、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めます。また、常勤の監査等委員、内部監査部門、内部統制部門と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境整備に努めております。

(3) 【監査の状況】

監査等委員監査の状況（有価証券報告書提出日現在）

a. 組織、人員及び手続きについて

- イ 当社は、監査等委員会設置会社であり、監査等委員である取締役3名のうち2名は当社と利害関係のない社外取締役であり、経営管理体制の透明性と公正性を確保するため、公認会計士及び弁護士を選任し専門的見地からの監査・監督機能の強化を図っております。
- ロ 監査等委員会監査の手続きと役割分担については、期初に策定する監査方針及び役割分担に基づいて、常勤監査等委員の足立正弘は、取締役会、業績検討会及びリスク・コンプライアンス委員会などの重要会議への出席、社内重要書類の閲覧、各部署への往査、四半期及び期末決算監査等を担い、常時、社外監査等委員への連携を図っております。社外監査等委員の遠山典夫、原正雄は、監査等委員会、取締役会及びリスク・コンプライアンス委員会への出席並びに指名報酬委員会の委員を務めるなど、より独立的な観点及び専門的な見地から監査意見の形成・表明を行っております。

ハ 各監査等委員の経歴等

役職	氏名	経歴等
常勤監査等委員	足立正弘	ミアヘルサ(株)における豊富な業務経験・経営経験を有し、会計監査人及び内部監査部門との連携にも豊富な経験を有しております。
社外監査等委員 (独立役員)	遠山典夫	遠山典夫税理士事務所の代表を務め、公認会計士、税理士として会計、財務及び税務に関する相当程度の知識を有しております。
社外監査等委員 (独立役員)	原 正雄	中島経営法律事務所のパートナー代表社員を務め、長年弁護士として活動し、専門的な見地及び豊富な経験を有し、企業法務にも精通しております。

b. 監査等委員及び監査等委員会の活動状況

- イ 監査等委員会は、原則毎月1回定時監査等委員会を開催し、当事業年度は18回開催しており、個々の監査等委員の出席状況については、次のとおりであります。

氏名	開催回数	出席回数
足立正弘	18回	18回(100.0%)
遠山典夫	18回	18回(100.0%)
原 正雄	18回	18回(100.0%)

ロ 監査等委員会における主な検討事項

監査方針及び監査計画等の策定、グループ全体の事業計画の遂行状況の検討、取締役会の意思決定の妥当性の検討、コンプライアンス体制の整備運用状況の検討、監査報告書の作成、会計監査人の選任に関する事項、会計監査人の報酬等に関する同意等であります。

内部監査の状況

当社の内部監査は、代表取締役社長に直属する内部監査室（責任者1名、担当者2名の計3名）が各組織の監査を実施しております。内部監査責任者は、監査等委員会及び会計監査人との連携のもとに、内部統制の状況等について意見交換を行いながら監査を実施し、被監査部門である各組織の結果及び改善点につきまして、内部監査責任者から代表取締役社長に対して報告書を提出しております。当該報告に基づき、代表取締役社長から改善等の指示がある場合には、内部監査責任者は速やかに、被監査部門の責任者に対してその旨を文書で通知いたします。その後の改善状況につきましては、被監査部門の責任者が、指定期限までに内部監査責任者を經由して、代表取締役社長に改善状況に関する報告書を提出します。

また、当社の内部監査室は、代表取締役社長からの指示のみでなく、監査等委員会からの指示に基づく監査も実施し、その結果を監査等委員会へ報告しております。

監査等委員会と内部監査室は、相互の連携を図るために、毎月実施される監査等委員会において、監査等委員会の監査方針及び計画並びに内部監査室の監査方針、計画、実施した監査結果に関する確認及び調整を行っております。

なお、内部監査室の監査結果については、取締役会（四半期毎）及び監査等委員会（毎月）にて報告を行うほか、四半期報告会にて被監査部門への報告を行い、内部統制の実効性を確保しております。

会計監査の状況

a. 監査法人の名称

史彩監査法人

b. 継続監査期間

4年間

c. 業務を執行した公認会計士の氏名

指定社員 業務執行社員 田和 大人

指定社員 業務執行社員 野池 毅

d. 監査業務に係る補助者の構成

公認会計士 6名、その他 3名

e. 監査法人の選定方針と理由

監査等委員会は、会計監査人の選定に際し、史彩監査法人より同法人の監査方針について説明を受け、同法人の会計監査に係る実績、品質管理体制、独立性・専門性、当社の事業分野への理解度、監査の実施体制及び監査報酬見積額等を指標に、総合的に勘案しております。

監査等委員会は、原則として、会計監査人が職務を適切に遂行することが困難と認められる場合には、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当する場合は、監査等委員全員の同意に基づき会計監査人を解任いたします。

f. 監査等委員及び監査等委員会による監査法人の評価

当社の監査等委員会は、監査法人に対して評価を行っております。史彩監査法人は、当社が求める専門性、独立性、職務遂行能力を備え、当社の会計監査が適切かつ妥当に行われることを確保する体制を有していると判断しております。

監査報酬の内容等

a. 監査公認会計士等に対する報酬

区分	前連結会計年度		当連結会計年度	
	監査証明業務に基づく報酬(千円)	非監査業務に基づく報酬(千円)	監査証明業務に基づく報酬(千円)	非監査業務に基づく報酬(千円)
提出会社	39,000		40,000	
連結子会社				
計	39,000		40,000	

b. 監査公認会計士等と同一のネットワークに対する報酬(a.を除く)

該当事項はありません。

c. その他の重要な監査証明業務に基づく報酬の内容

該当事項はありません。

d. 監査報酬の決定方針

当社の監査公認会計士等に対する監査報酬の決定方針は、監査日数、当社の規模・業務の特性等の要素を総合的に勘案して適切に決定しております。

e. 監査等委員会が会計監査人の報酬等に同意した理由

当監査等委員会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査人の職務執行状況及び報酬見積りの算定根拠等を確認し、検討した結果、会計監査人の報酬等の額について、会社法第399条第1項の同意を行っております。

(4) 【役員の報酬等】

役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針に係る事項

(a) 役員報酬制度の概要

当社は役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針を内規により定めております。内規の内容の決定は、取締役会の諮問委員会である指名・報酬委員会を経て、当社取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額の決定に関する方針を議論し、取締役会にて決定しております。

(b) 役員報酬限度額

取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬については、2022年6月24日開催の第1期定時株主総会において年額250,000千円以内（うち社外取締役は25,000千円以内）と決議いただいております。なお、現在の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の員数は4名（うち社外取締役1名）であります。

取締役（監査等委員）の報酬については、2022年6月24日開催の第1期定時株主総会において年額25,000千円以内と決議いただいております。なお、現在の取締役（監査等委員）の員数は3名（うち社外取締役2名）であります。

(c) 役員報酬制度の決定プロセス

当社の役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針の決定権限を有する者は、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬については取締役会であります。

監査等委員である取締役の報酬については、その役割と独立性の観点から固定の基本報酬のみとしており、株主総会の決議によって決定された報酬の範囲内で、監査等委員会において、各監査等委員の報酬額を決定することとしております。

当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬は、業績連動報酬と業績連動報酬以外の報酬（基本報酬）等により構成されており、その支給の決定の方針、及び個々の取締役の支給額は、指名・報酬委員会への諮問を経て、取締役会にて決定しております。

基本報酬は、原則として各取締役の役割及びその職責を考慮して決定します。

また、業績連動報酬は、全社及び事業セグメントの下記指標に応じて決定します。

- a 売上高対前期伸長率
- b 経常利益対前期伸長率
- c 経常利益計画達成度
- d 部門別重点目標達成度
- e 経常利益額

当該指標を選択した理由は、対前期伸長率や事業計画の目標達成度に応じた支給倍率を設定することにより、事業セグメントの管掌取締役については事業セグメントの業績向上のインセンティブとなり、他の業務執行取締役については全社利益計画達成のインセンティブとなるためです。業績連動報酬の額の決定方法は、株主総会で決議した総額の範囲内で、個々の業務執行取締役の金額は内規に基づき算定し、指名・報酬委員会への諮問を経て、取締役会にて決定することとしております。

当事業年度の取締役の報酬について、2026年6月8日に指名・報酬委員会で審議、同委員会にて了承された内容にて2026年6月26日開催の取締役会において承認される予定です。

取締役の個人別の報酬等の内容の決定に当たっては、指名・報酬委員会が原案について決定方針との整合性を含めた多角的な検討を行っているため、取締役会も基本的にその答申を尊重し決定方針に沿うものと判断しております。

当事業年度における当該業績連動報酬に係る指標については下記のとおりです。

2026年3月期における当該業績連動報酬に係る指標

(単位：千円)

	当期実績	当期計画	前期実績	計画達成度	対前期伸長率
売上高					
全社	24,850,683	24,333,604	23,825,724	102.12%	104.30%
医薬事業	9,947,519	9,881,364	9,582,084	100.67%	103.81%
子育て支援事業	10,294,623	9,891,000	9,736,598	104.08%	105.73%
介護事業	3,538,647	3,536,185	3,543,457	100.07%	99.86%
その他	1,069,893	1,025,054	963,584	104.37%	111.03%
経常利益					
全社	827,900	595,906	644,682	138.93%	128.42%
医薬事業	515,348	588,378	523,035	87.59%	98.53%
子育て支援事業	1,265,810	1,012,207	1,078,219	125.05%	117.40%
介護事業	64,857	58,101	12,799	111.63%	506.70%
その他	37,561	32,311	16,397	116.25%	229.06%

(注) 全社と各事業セグメントの合計額との差額は、事業セグメントに属しない全社費用であります。

役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数

役員区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額(千円)		対象となる 役員の員数 (名)
		基本報酬	業績連動報酬	
取締役(監査等委員を除く)	89,238	75,840	13,398	5
(うち社外取締役)	(4,440)	(4,440)	()	(1)
取締役(監査等委員)	19,680	19,680		3
(うち社外取締役)	(9,240)	(9,240)	()	(2)
合計	108,918	95,520	13,398	8
(うち社外役員)	(13,680)	(13,680)	()	(3)

(注) 上記報酬等の総額には、連結子会社からの役員報酬を含んでおります。

役員ごとの報酬等の総額等

報酬等の総額が1億円以上であるものが存在しないため、記載しておりません。

(5) 【株式の保有状況】

投資株式の区分の基準及び考え方

当社は、保有目的が純投資目的である投資株式においては、株式の価値の変動または株式に係る配当によって利益を受けることを目的とする場合に区分しており、これに該当しない場合においては、純投資目的以外の目的である投資株式と区分することを基準としております。

保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式

a. 保有方針及び保有の合理性を検証する方法並びに個別銘柄の保有の適否に関する取締役会等における検証の内容

事業の遂行及び資金調達の各領域において取引関係の維持・強化を必要と判断した場合、保有に伴う便益やリスクが見合っているかを含め議論したうえで取引先の株式を政策的に保有する方針であります。政策保有の継続の可否について定期的に検討を行い、政策保有の意義が薄れたと判断した株式は、取締役会で保有の適否の検証を行い必要性・合理性が認められないと判断したものについては売却を進めてまいります。

b. 銘柄数及び貸借対照表計上額

該当事項はありません。

(当事業年度において株式数が増加した銘柄)

該当事項はありません。

(当事業年度において株式数が減少した銘柄)

該当事項はありません。

保有目的が純投資目的である投資株式

該当事項はありません。

提出会社における株式の保有状況

該当事項はありません。

5 【従業員の状況等】

(1) 【人材戦略に関する基本方針等】

当社グループの人材戦略は、「従業員は会社の根幹であり、最大の財産です。従業員一人ひとりの成長こそが会社の成長です。」の経営理念のもと、次の2つの人材育成方針を策定し、人材への投資を強化・充実させることにより、「子どもから高齢者まで全世代が繋がり、お互いを支え合う地域づくりに貢献する」というパーパスの具現化をするものです。

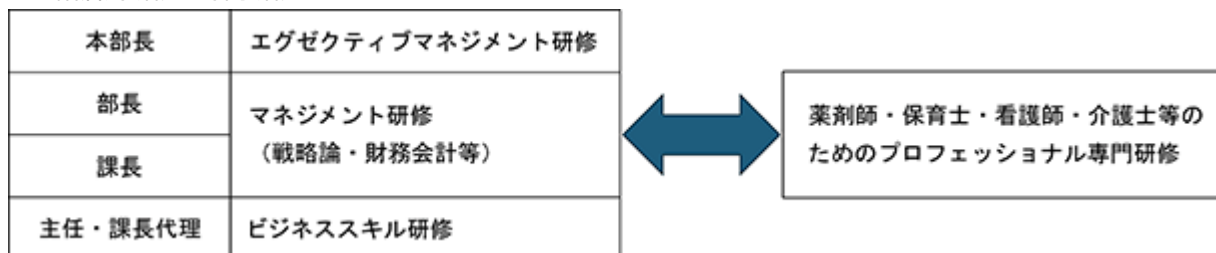
基本方針

- ・多様な人材が能力を最大限発揮し、チームとして協力し合いながら、組織目標を達成し、会社とともに成長する職場をつります。
- ・社員一人ひとりが誇りをもって、健康で生き活きと働くことができる職場をつります。

当該方針に基づき、当社グループの事業を推進する薬剤師・保育士・看護師・介護士等のプロフェッショナル人材のスキル・能力の向上と、グループの経営人材の中長期的な育成に取り組んでいます。具体的には、各事業本部が推進する専門教育の充実とともに、将来の経営幹部や事業所責任者の育成のために階層別教育も強化しています。主任層には論理的思考等のビジネススキル研修、部課長層にはマネジメント研修を企業内で開催するとともに、本部長層には外部のエグゼクティブマネジメント研修に派遣し、研修教育の充実を図っています。また、従業員自らが「前向きに」「積極的に」に考えて行動する企業風土を創り出すために、公募型研修や自己啓発の支援プログラムにも取り組んでいます。

また、年に1回、事業本部毎に人材育成委員会を開催し、グループの経営を担う若手役員と部長層、課長及び女性・若手社員から選抜された次世代経営人材の育成計画を議論しています。本内容に関しては、指名・報酬委員会にも共有し、グループ全体で次世代の人材育成に取り組んでいます。

<階層別研修と専門研修>

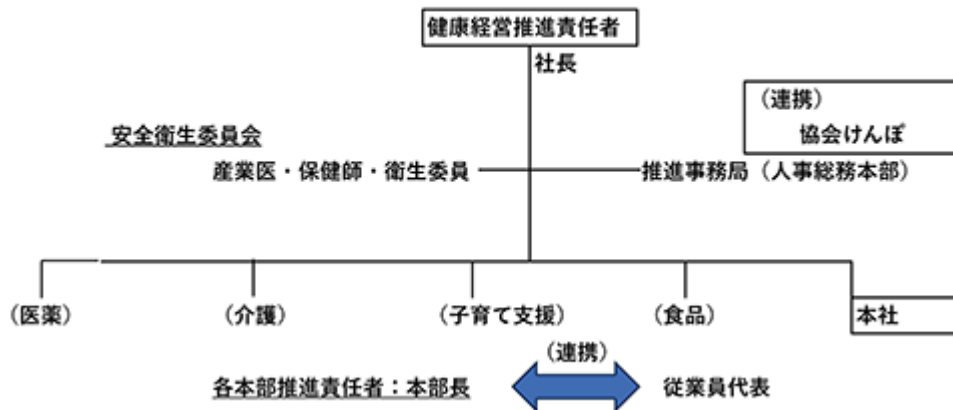


健康経営への取り組み

当社は、「創業の精神である「人の幸せづくり」の実現に向けて、社員の健康保持と増進に取り組むことによって、社員の健康と活力を向上させ職場の生産性を高めて、企業の持続的成長とともに、地域社会の発展に貢献してまいります。」という健康経営宣言を掲げ、下記推進体制の下、次の5つの目標に取り組んでいます。

- ア 健康で安全な職場環境づくりを推進し、労働災害を減少させます。
- イ 時間外労働の削減、年次有給休暇の取得促進、育児・介護の支援、仕事と治療の両立支援等ワークライフバランスを推進します。
- ウ 職場のコミュニケーションを活発にし、社員が生き活きと働ける職場をめざし、心の健康づくりを推進します。
- エ 健康診断の受診やその後のフォローアップの推進、ストレスチェックの活用により社員の健康を守ります。
- オ 禁煙の啓発、糖尿病や高血圧症等の生活習慣病の予防に取り組めます。

<健康経営の推進体制>



<2025年度の取組状況>

2025年度の労働災害は77件、うち休業を伴う労働災害は5件となっています。毎月の安全衛生委員会では、発生した労働災害の報告・分析を行うとともに、産業医からの指導・アドバイスを受けながら、類似災害等の災害防止の対策を検討し、再発防止に向けて取り組んでいます。

また、安全衛生委員会では、長時間残業の職場毎の実態や採用・離職の状況も共有することで、各職場のコミュニケーションの問題等について論議し、必要な職場改善も進めています。

従業員の心の健康づくりの一環として、毎年10月にストレスチェックを実施しています。過去3年間の当社の総合健康リスク指数は下表の通りです。2025年度総合健康リスクは84となり、全国平均100に比べ16、昨年に引き続き、総合的な健康リスクは低い結果となっています。当社は全国平均に比べて、職場のサポート（上司の支援と同僚の支援）の数値が高く、これがストレスを抑制する要因の一つと考えています。

項目	2023年度	2024年度	2025年度
総合健康リスク	87	88	84
受検率	73%	79%	72%

従業員の健康診断の実施状況は概ね100%ですが、産業医と産業保健師による健診後の健康相談等のフォローアップを強化し、社員の健康維持を図っています。

当社は医療・福祉事業を展開する企業であることから、全事業所の館内は全面禁煙としています。社員の喫煙率は11%ですが、安全衛生委員会でも「禁煙に向けた取り組み」を議題に掲げ、職場への周知を図っています。

次世代育成支援と女性の活躍推進への取り組み

当社は「次世代育成支援法」に基づき2012年に「くるみん」認定、2024年に「女性活躍推進法」に基づき「えるぼし」認定を取得しました。今後も、従業員が仕事と家庭を両立して、充実した生活を送ることができるよう、また仕事を通して成長し、活躍することができる職場環境の実現に取り組んでまいります。2025年度の各データは下記の通りです。当社は女性従業員が8割を超える企業ですが、女性管理職比率の更なる向上や男女の勤続年数の差異の縮小等の課題もあります。当該課題をクリアしワークライフバランスを更に進めていくため、次の通り今後2年間の行動計画を作成し、4つを重点目標に掲げて、現在取り組んでいます。

ア 配偶者が出産する男性社員で育児休業等（配偶者出産休暇、育児目的休暇、産後パパ休暇等を含む）を取得する社員を75%にする。

イ 全ての職種別の残業時間を平均10時間未満とする。

ウ 社員のキャリアアップ・育成を目的とした研修を実施し、受講率80%以上を目指す。

エ 不妊治療と仕事が両立できる制度の導入・定着を図る。

<2025年度の取組状況>

2026年3月31日

指標	実績	指標	実績
労働者に占める女性労働者の割合		雇用者管理区分ごとの一月当たりの労働者の平均残業時間	
正社員	86.8%	専門職薬剤師（正社員）	13.5時間
有期雇用社員	66.7%	専門職医療事務（正社員）	12.3時間
パート・アルバイト社員	79.8%	専門職介護職（正社員）	12.8時間
管理職に占める女性労働者の割合	46.2%	専門職保育士（正社員）	10.0時間
役員に占める女性の割合	22.2%	総合職本社（正社員）	7.9時間
男女の賃金の差異		年次有給休暇取得率	
全労働者	85.3%	正社員	57.6%
うち正規雇用労働者	80.2%	有期雇用社員	43.6%
うち非正規雇用労働者	93.8%	パート・アルバイト社員	50.0%
男女の平均勤続年数		男女別の育児休業取得率	
正社員 男性	8.4年	正社員 男性	100.0%
正社員 女性	5.4年	正社員 女性	100.0%
一月当たりの労働者の平均残業時間			
正社員	10.3時間		

当社グループの賃金改定等の基本方針

当社は、経営資源の成長事業・分野への重点的な投入、従業員の能力開発やスキル向上等を通じて、持続的な成長と生産性向上に取り組めます。その上で、生み出した収益・成果に基づいて、「賃金決定の大原則」にのっとり、適切な方法による賃金の引上げを行うこととしています。

具体的には、賃金の引上げや賞与に関しては、役割と成果に応じた処遇を原則とし、公正・公平を趣旨とする評価制度の整備と運用により、取り巻くビジネス環境（世間の賃上水準や消費者物価の動向等）や自社の実力（業績）も踏まえた上で、競争力のある賃金体系を目指して改訂・支給を行っています。

当社の評価システムは、「個人の成長こそが会社の成長」を人事の基本理念とし、「受け身の姿勢」ではなく、社員自らが「前向きに」「積極的に」考えて行動する企業風土を目指して、構築されています。

当該システムは、一人ひとりが自分の役割責任を認識しながら目標を設定し、受け身ではなく自らが目標の達成に向けてチャレンジしながら取り組んでいく「姿勢」、「プロセス」、「成果」を総合して評価する制度です。仕事に取り組む真摯な姿勢は当然評価しますが、役職（責任等級）が重くなるほど、より「成果」を重視し評価することになります。当社では、半期ごとに1回、共通の評価項目をベースに事業本部毎に、勤務の成績評価を行っています。評価結果の活用は賞与や昇給・昇格決定の参考資料とするとともに、評価結果のフィードバックによる個人の育成・成長を支援するものとしています。

上記基本方針及び評価制度に基づく、当社の正社員ベースの賞与等一時金を含む平均年間給与は下表の通りです。公定価格の引き上げや当社の業績向上等もあったことから、基本給の定期昇給に加えベースアップを行うとともに、賞与等一時金も一部引上げを行ったことから、2025年度は前年度に比べ11.0%の増率となりました。

	2024年度	2025年度	増減率
平均年間給与(千円)	4,113	4,565	111.0%

(2) 【従業員の状況】

連結会社の状況

2026年3月31日現在

セグメントの名称	従業員数(名)
医薬事業	183 (79)
子育て支援事業	1,292 (443)
介護事業	300 (213)
その他(食品事業)	21 (72)
全社(共通)	42 (1)
合計	1,838 (808)

(注) 1. 従業員数は就業人員数であり、従業員数欄の(外書)は、臨時従業員(嘱託社員、契約社員、パートタイマー社員及び派遣社員を含む)の年間平均雇用人員(1日8時間換算)であります。

2. 全社(共通)は、管理部門の従業員であります。

提出会社の状況

当社は純粋持株会社であるため、記載を省略しております。

労働組合の状況

労働組合は結成されておきませんが、労使関係は円満に推移しております。

最大人員会社の状況

当事業年度における従業員数が最も多い会社

ミアヘルサ株式会社

2026年3月31日現在

従業員数(名)	平均年齢(歳)	平均勤続年数(年)	平均年間給与(千円)	平均年間給与の 対前事業年度増減率 (%)
1,838 (808)	35.7	5.8	4,565	11.0

使用人等のみに対して付与した新株予約権の内容

当社は使用人等のみに対する新株予約権を付与しております。当該新株予約権の内容について「1 株式等の状況
(2) 新株予約権等の状況 ストックオプション制度の内容」に記載しております。

管理職に占める女性労働者の割合、男性労働者の育児休業取得率及び労働者の男女の賃金の差異

ア 提出会社

当社は純粋持株会社であるため、記載を省略しております。

イ 連結子会社

当事業年度					
名称	管理職に占める 女性労働者の 割合(%) (注)1	男性労働者の育児 休業取得率(%) (注)2	労働者の男女の賃金の差異(%) (注)1		
			全労働者	うち正規 雇用労働者	うちパート・ 有期労働者
ミアヘルサ(株)	46.2	100.0	85.3	80.2	93.8

(注) 1. 「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」(平成27年法律第64号)の規定に基づき算出したものであります。

2. 「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」(平成3年法律第76号)の規定に基づき、「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律施行規則」(平成3年労働省令第25号)第71条の6第1号における育児休業等及び育児目的休暇の取得割合を算出したものであります。

第5 【経理の状況】

1 連結財務諸表及び財務諸表の作成方法について

(1) 当社の連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(1976年大蔵省令第28号)に基づいて作成しております。

(2) 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(1963年大蔵省令第59号)に基づいて作成しております。

2 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、連結会計年度(2025年4月1日から2026年3月31日まで)の連結財務諸表及び事業年度(2025年4月1日から2026年3月31日まで)の財務諸表について、史彩監査法人の監査を受けております。

3 連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組について

当社は、連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組を行っております。具体的には、会計基準等の内容や変更等を適時適切に把握し、また、会計基準等の変更等についての確に対応できる体制を整備するため、監査法人等が主催する研修等に参加し、また社内研修も実施することによって、専門知識の蓄積に努めております。

1 【連結財務諸表等】

(1) 【連結財務諸表】

【連結貸借対照表】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (2025年3月31日)	当連結会計年度 (2026年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	1,625,812	4,523,755
売掛金	2,817,774	2,830,912
商品	397,685	418,403
貯蔵品	18,389	19,736
未収入金	163,391	171,062
その他	438,582	435,759
貸倒引当金	2,748	3,057
流動資産合計	5,458,888	8,396,572
固定資産		
有形固定資産		
建物（純額）	4,324,927	4,194,323
構築物（純額）	82,410	67,896
工具、器具及び備品（純額）	334,312	310,632
土地	796,673	476,682
リース資産（純額）	209,680	188,289
建設仮勘定	32,743	-
その他（純額）	0	0
有形固定資産合計	1 5,780,748	1 5,237,823
無形固定資産		
借地権	204,360	204,360
ソフトウェア	37,221	27,966
のれん	151,455	111,614
その他	74	74
無形固定資産合計	393,112	344,016
投資その他の資産		
長期貸付金	228,090	212,910
長期前払費用	63,210	40,464
繰延税金資産	5,843	4,060
差入保証金	1,052,869	1,060,420
投資不動産（純額）	150,467	140,819
その他	143,771	156,972
投資その他の資産合計	1,644,251	1,615,647
固定資産合計	7,818,112	7,197,487
資産合計	13,277,001	15,594,059

(単位：千円)

	前連結会計年度 (2025年3月31日)	当連結会計年度 (2026年3月31日)
負債の部		
流動負債		
買掛金	2,452,905	2,588,270
短期借入金	² 1,200,000	² 3,391,660
1年内償還予定の社債	13,500	-
1年内返済予定の長期借入金	³ 603,220	³ 717,476
リース債務	36,007	36,381
未払金	333,908	351,519
未払費用	715,783	709,872
未払法人税等	388,230	36,384
預り金	59,884	60,905
資産除去債務	15,000	9,920
賞与引当金	623,976	502,813
その他	32,973	35,366
流動負債合計	6,475,389	8,440,570
固定負債		
長期借入金	³ 1,275,943	³ 1,509,187
リース債務	238,431	202,050
繰延税金負債	411,995	412,489
資産除去債務	1,042,258	1,075,371
その他	38,435	40,285
固定負債合計	3,007,064	3,239,383
負債合計	9,482,454	11,679,953
純資産の部		
株主資本		
資本金	452,355	453,605
資本剰余金	669,356	670,606
利益剰余金	2,672,852	2,789,835
自己株式	149	149
株主資本合計	3,794,414	3,913,898
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	131	207
その他の包括利益累計額合計	131	207
純資産合計	3,794,546	3,914,105
負債純資産合計	13,277,001	15,594,059

【連結損益計算書及び連結包括利益計算書】

【連結損益計算書】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 2024年 4月 1日 至 2025年 3月 31日)	当連結会計年度 (自 2025年 4月 1日 至 2026年 3月 31日)
売上高	1 23,825,724	1 24,850,683
売上原価	21,433,800	22,181,217
売上総利益	2,391,923	2,669,466
販売費及び一般管理費	2 1,750,749	2 1,845,165
営業利益	641,173	824,300
営業外収益		
受取利息	1,043	3,867
受取配当金	130	117
賃貸収入	68,046	69,043
補助金収入	1,092	3,951
その他	34,544	35,661
営業外収益合計	104,857	112,640
営業外費用		
支払利息	37,352	44,735
社債利息	102	23
賃貸原価	60,193	61,955
その他	3,701	2,325
営業外費用合計	101,349	109,040
経常利益	644,682	827,900
特別利益		
設備等補助金収入	140,182	63,737
受取補償金	78,140	933
事業譲渡益	50,000	-
特別利益合計	268,322	64,671
特別損失		
固定資産除却損	3 571	3 1,066
減損損失	4 426,259	4 454,302
特別損失合計	426,830	455,369
税金等調整前当期純利益	486,173	437,202
法人税、住民税及び事業税	440,858	234,074
法人税等調整額	254,553	2,276
法人税等合計	186,304	236,350
当期純利益	299,868	200,851
親会社株主に帰属する当期純利益	299,868	200,851

【連結包括利益計算書】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 2024年 4月 1日 至 2025年 3月 31日)	当連結会計年度 (自 2025年 4月 1日 至 2026年 3月 31日)
当期純利益	299,868	200,851
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	7	75
その他の包括利益合計	1 7	1 75
包括利益	299,861	200,927
(内訳)		
親会社株主に係る包括利益	299,861	200,927
非支配株主に係る包括利益	-	-

【連結株主資本等変動計算書】

前連結会計年度(自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)

(単位：千円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	318,721	535,722	2,450,190	100	3,304,533
当期変動額					
新株の発行（新株予約権の行使）	133,634	133,634			267,268
剰余金の配当			77,207		77,207
親会社株主に帰属する当期純利益			299,868		299,868
自己株式の取得				48	48
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）					
当期変動額合計	133,634	133,634	222,661	48	489,880
当期末残高	452,355	669,356	2,672,852	149	3,794,414

	その他の包括利益累計額		新株予約権	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	その他の包括利益累計額合計		
当期首残高	139	139	1,378	3,306,051
当期変動額				
新株の発行（新株予約権の行使）			1,378	265,890
剰余金の配当				77,207
親会社株主に帰属する当期純利益				299,868
自己株式の取得				48
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	7	7	-	7
当期変動額合計	7	7	1,378	488,495
当期末残高	131	131	-	3,794,546

当連結会計年度(自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)

(単位：千円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	452,355	669,356	2,672,852	149	3,794,414
当期変動額					
新株の発行(新株予約権の行使)	1,250	1,250			2,500
剰余金の配当			83,868		83,868
親会社株主に帰属する当期純利益			200,851		200,851
自己株式の取得					-
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)					
当期変動額合計	1,250	1,250	116,983	-	119,483
当期末残高	453,605	670,606	2,789,835	149	3,913,898

	その他の包括利益累計額		新株予約権	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	その他の包括利益累計額合計		
当期首残高	131	131	-	3,794,546
当期変動額				
新株の発行(新株予約権の行使)				2,500
剰余金の配当				83,868
親会社株主に帰属する当期純利益				200,851
自己株式の取得				-
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	75	75	-	75
当期変動額合計	75	75	-	119,558
当期末残高	207	207	-	3,914,105

【連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 2024年 4月 1日 至 2025年 3月 31日)	当連結会計年度 (自 2025年 4月 1日 至 2026年 3月 31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前当期純利益	486,173	437,202
減価償却費	564,142	548,235
減損損失	426,259	454,302
のれん償却額	63,692	39,840
賞与引当金の増減額(は減少)	192,779	121,163
貸倒引当金の増減額(は減少)	4	309
受取利息及び受取配当金	1,174	3,984
支払利息及び社債利息	37,454	44,759
設備等補助金収入	140,182	63,737
事業譲渡益	50,000	-
受取補償金	78,140	933
固定資産除却損	571	1,066
売上債権の増減額(は増加)	252,087	13,138
棚卸資産の増減額(は増加)	56,459	22,064
仕入債務の増減額(は減少)	19,722	135,365
未収入金の増減額(は増加)	86,298	64,020
未払金の増減額(は減少)	271,749	26,613
未払費用の増減額(は減少)	41,296	5,911
その他	16,599	18,888
小計	1,012,558	1,411,631
利息及び配当金の受取額	1,174	3,984
利息の支払額	37,454	44,759
設備等補助金の入金額	83,832	120,087
法人税等の支払額	127,443	585,920
補償金の受取額	78,140	933
営業活動によるキャッシュ・フロー	1,010,808	905,957
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有形及び無形固定資産の取得による支出	510,317	392,181
定期預金の預入による支出	34,060	34,904
定期預金の払戻による収入	36,000	61,800
長期貸付金の回収による収入	16,390	15,180
敷金及び保証金の差入による支出	31,257	24,965
敷金及び保証金の回収による収入	14,228	2,415
資産除去債務の履行による支出	5,170	1,760
事業譲渡による収入	² 50,000	-
その他	8,686	10,543
投資活動によるキャッシュ・フロー	455,500	363,872

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 2024年 4月 1日 至 2025年 3月 31日)	当連結会計年度 (自 2025年 4月 1日 至 2026年 3月 31日)
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入金の純増減額（は減少）	620,000	2,191,660
長期借入れによる収入	300,000	800,000
長期借入金の返済による支出	673,206	452,500
社債の償還による支出	21,000	13,500
新株予約権の行使による株式の発行による収入	265,890	2,500
ファイナンス・リース債務の返済による支出	27,754	36,007
配当金の支払額	77,280	83,798
その他	48	-
財務活動によるキャッシュ・フロー	853,399	2,408,353
現金及び現金同等物の増減額（は減少）	298,092	2,950,438
現金及び現金同等物の期首残高	1,830,789	1,532,696
現金及び現金同等物の期末残高	1 1,532,696	1 4,483,135

【注記事項】

(連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項)

1. 連結の範囲に関する事項

連結子会社の数

1社

主要な連結子会社の名称

ミアヘルサ株式会社

2. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の決算日は、連結決算日と一致しております。

3. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

有価証券

その他有価証券

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法

棚卸資産

通常の販売目的で保有する棚卸資産

評価基準は原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）

a. 商品

総平均法(但し、食品事業部の商品は先入先出法)

b. 貯蔵品

先入先出法

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

有形固定資産(リース資産を除く)

定率法を採用しております。ただし、1998年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備は除く)並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物 3～47年

構築物 2～30年

工具、器具及び備品 1～45年

無形固定資産(リース資産を除く)

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づいております。

リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

投資不動産

定率法を採用しております。ただし、1998年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備は除く)並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

(3) 重要な引当金の計上基準

貸倒引当金

債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については合理的に見積もった貸倒率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき当連結会計年度に見合う分を計上しております。

(4) 退職給付に係る会計処理の方法

連結子会社では、確定拠出年金制度を導入しております。退職給付に係る費用は、拠出した時点で費用を認識しております。

(5) 重要な収益及び費用の計上基準

当社及び連結子会社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

保険調剤

保険調剤に係る収益は、医療機関で発行された処方箋を患者様から受領し、薬剤師が処方箋をもとに保険調剤を行うことにより、その調剤報酬は健康保険法に基づき、一部負担金を患者様、患者負担金以外を国民健康保険団体連合会及び社会保険診療報酬支払基金に請求を行うものであります。なお、当該履行義務は、保険調剤を患者様に行った一時点でサービスの支配が顧客に移転することからその時点で収益を認識しております。

介護保険サービス

介護保険サービスに係る収益は、介護事業所が利用者様に介護保険サービスを行い、その介護報酬は介護保険法に基づき、一部負担金を利用者様、利用者負担金以外を国民健康保険団体連合会に請求を行うものであります。なお、当該履行義務は、介護保険サービスを利用者様に行った一時点でサービスの支配が顧客に移転することからその時点で収益を認識しております。

高齢者住宅賃料・食事代等

高齢者住宅賃料・食事代等に係る収益は、サービス付き高齢者向け住宅等の利用者様に対する、介護保険サービス以外のサービスであり、利用者様にサービス対価を請求するものであります。なお、当該履行義務は、食事代等につきましては、サービスを利用者様に行った一時点でサービスの支配が顧客に移転することからその時点で収益を認識しております。また、賃料につきましては、リース取引に関する会計基準に従い、賃貸借契約期間にわたり収益を認識しております。

認可保育園

認可保育園に係る収益は、児童福祉法に基づき、国が定めた設置基準(施設の広さ、保育士等の職員数、給食設備、防災管理、衛生管理等)を満たし、都道府県知事等に認可された保育施設及び区市町村が条例にて定めた認可基準を満たし、区市町村長に認可された保育施設であります。「子ども・子育て支援新制度」の下、国及び自治体が負担する施設型給付及び地域型保育給付を委託費として交付を受けて運営しております。

収益の大部分は、内閣府の定めた公定価格及び自治体が定めた補助金交付要綱に基づき、保育施設の運営を行うことにより履行義務が充足されることとなりますので、運営期間にわたり収益を認識しております。

(6) のれんの償却方法及び償却期間

のれんの償却に関しては、個別案件ごとに判断し、投資効果の発現する期間を合理的に見積もり、5年～8年間の定額法により償却しております。

(7) 連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なりリスクか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期的な投資からなっております。

(8) その他連結財務諸表作成のための重要な事項

資産に係る控除対象外消費税等の会計処理

固定資産に係る控除対象外消費税は、投資その他の資産の「その他」に計上し、法人税法の規定に定める期間により均等償却を行っております。

(重要な会計上の見積り)

固定資産の減損損失

(1) 当連結会計年度の連結財務諸表に計上した金額

固定資産

(単位：千円)

セグメントの名称	前連結会計年度	当連結会計年度
医薬事業	1,316,853	949,502
子育て支援事業	4,500,374	4,273,680
介護事業	101,356	100,027
その他	79,103	78,868
全社共通	239,382	220,225

減損損失

454,302千円を計上しております。詳細は連結財務諸表「注記事項（連結損益計算書関係）」をご参照ください。

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

当連結会計年度の連結財務諸表に計上した金額の算出方法

当社グループは、固定資産の減損会計の適用にあたり、原則として医薬事業では店舗、子育て支援事業では保育園、介護事業では事業所を独立したキャッシュ・フローを生み出す最小の単位としております。

減損の兆候が認められる資産グループの割引前将来キャッシュ・フローが帳簿価額を下回る場合に、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として計上しております。詳細は連結財務諸表「注記事項（連結損益計算書関係）」をご参照ください。

なお、回収可能価額は、使用価値と正味売却価額のいずれが高い金額で算定しております。使用価値は将来キャッシュ・フローを割引率で割り引いて算定しております。正味売却価額は、不動産鑑定士により算定された不動産鑑定評価額から処分見込費用を控除して算定しております。

当連結会計年度の連結財務諸表に計上した金額の算出に用いた主要な仮定

減損損失の計上要否は、将来事業計画に基づく将来キャッシュ・フローの総額と減損の兆候がある資産グループの帳簿価額を比較することで判定しております。

将来事業計画の策定にあたっては、以下のKPIに基づいて見積っております。

医薬事業 : 処方箋枚数、処方単価

子育て支援事業 : 受入児童数

介護事業 : サービス付き高齢者向け住宅の入居率、デイサービス（通所介護）の利用者数

翌連結会計年度の連結財務諸表に与える影響

将来キャッシュ・フローの予測には不確実性が伴うことから、事業計画どおりに推移しない場合には、翌連結会計年度において減損損失が生じる可能性があります。

(未適用の会計基準等)

- ・「リースに関する会計基準」(企業会計基準第34号 2024年9月13日 企業会計基準委員会)
- ・「リースに関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第33号 2024年9月13日 企業会計基準委員会)等

(1) 概要

企業会計基準委員会において、日本基準を国際的に整合性のあるものとする取組みの一環として、借手の全てのリースについて資産及び負債を認識するリースに関する会計基準の開発に向けて、国際的な会計基準を踏まえた検討が行われ、基本的な方針として、IFRS第16号の単一の会計処理モデルを基礎とするものの、IFRS第16号の全ての定めを採り入れるものではなく、主要な定めのみを採り入れることにより、簡素で利便性が高く、かつ、IFRS第16号の定めを個別財務諸表に用いても、基本的に修正が不要となることを目指したリース会計基準等が公表されました。

会計処理の方法として、借手のリースの費用配分の方法については、IFRS第16号と同様に、リースがファイナンス・リースであるかオペレーティング・リースであるかにかかわらず、全てのリースについて使用権資産に係る減価償却費及びリース負債に係る利息相当額を計上する単一の会計処理モデルが適用されます。

(2) 適用予定日

2028年3月期の期首より適用予定であります。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

「リースに関する会計基準」等の適用による連結財務諸表に与える影響額については、現時点で評価中であり、ます。

(会計上の見積りの変更)

(資産除去債務の見積りの変更)

店舗等の不動産賃貸借契約に伴う原状回復義務として計上していた資産除去債務について、原状回復費用の新たな情報の入手に伴い、見積りの変更を行いました。見積りの変更による増加額を変更前の資産除去債務残高に21,291千円加算しております。

なお、当該見積りの変更による連結損益計算書への影響は軽微であります。

(連結貸借対照表関係)

1 有形固定資産の減価償却累計額

	前連結会計年度 (2025年3月31日)	当連結会計年度 (2026年3月31日)
有形固定資産の減価償却累計額	6,481,334千円	7,348,943千円

(注) 減価償却累計額には減損損失累計額を含んでおります。

2 当座貸越契約及びコミットメントライン契約

当社の連結子会社(ミアヘルサ株)は、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行8行と当座貸越契約及びコミットメントライン契約を締結しております。

これら契約に基づく連結会計年度末の借入未実行残高は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2025年3月31日)	当連結会計年度 (2026年3月31日)
当座貸越極度額及びコミットメントライン契約の総額	3,300,000千円	3,300,000千円
借入実行残高	1,000,000 "	3,300,000 "
差引額	2,300,000千円	-千円

上記のコミットメントライン契約(前連結会計年度末残高100,000千円、当連結会計年度末残高300,000千円)について、以下の財務制限条項が付されております。

2022年3月31日以降の決算期の末日における連結の貸借対照表における純資産の部(資本の部)の金額を前年同期比75%以上に維持すること。

2022年3月31日以降の決算期における連結の損益計算書に示される経常損益を損失としないようにすること。

3 財務制限条項

当社の連結子会社(ミアヘルサ株)は、株式会社三井住友銀行をアレンジャー、株式会社みずほ銀行及び株式会

社三菱UFJ銀行をコ・アレンジャーとする既存取引銀行（計6行）にて、シンジケートローン契約を締結しております。この契約には以下の財務制限条項が付されております。

2022年3月期末日及びそれ以降の各事業年度末日における単体の貸借対照表に記載される純資産の部の合計金額を、2021年3月期末日における単体の貸借対照表に記載される純資産の部の合計金額の75%に相当する金額、又は直近の事業年度末日における単体の貸借対照表に記載される純資産の部の合計金額の75%に相当する金額のうち、いずれか高いほうの金額以上に維持すること。

2022年3月期末日及びそれ以降の各連結会計年度末日における連結貸借対照表に記載される純資産の部の合計金額を、2021年3月期末日における連結貸借対照表に記載される純資産の部の合計金額の75%に相当する金額、又は直近の連結会計年度末日における連結貸借対照表に記載される純資産の部の合計金額の75%に相当する金額のうち、いずれか高いほうの金額以上に維持すること。

2022年3月期末日及びそれ以降の各事業年度末日における単体の損益計算書に記載される経常損益を2期連続して損失としないこと。

2022年3月期末日及びそれ以降の各連結会計年度末日における連結損益計算書に記載される経常損益を2期連続して損失としないこと。

2022年3月期末日及びそれ以降の各事業年度末日における単体の貸借対照表に記載される有利子負債の合計金額を、単体の損益計算書に記載される営業損益、受取利息、受取配当金及び減価償却費（のれん償却費を含む。）の合計金額で除した割合が10倍を超えないこと。

2022年3月期末日及びそれ以降の各連結会計年度末日における連結貸借対照表に記載される有利子負債の合計金額を、連結損益計算書における営業利益、受取利息、受取配当金、及び連結キャッシュ・フロー計算書における減価償却費（のれん償却費を含む。）の合計金額で除した割合が10倍を超えないこと。

なお、当連結会計年度末における財務制限条項の対象となる借入金残高は1年内返済予定の長期借入金200,000千円、長期借入金550,000千円となっております。

（連結損益計算書関係）

1 顧客との契約から生じる収益

売上高については、顧客との契約から生じる収益及びそれ以外の収益を区分して記載しておりません。顧客との契約から生じる収益の金額は、連結財務諸表「注記事項（収益認識関係）1.顧客との契約から生じる収益を分解した情報」に記載しております。

2 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)	当連結会計年度 (自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)
役員報酬	157,278千円	183,818千円
給料手当	598,216 "	630,214 "
退職給付費用	25,121 "	19,128 "
賞与引当金繰入額	89,967 "	121,648 "

3 固定資産除却損の内容は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)	当連結会計年度 (自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)
工具、器具及び備品	571千円	1,066千円
計	571千円	1,066千円

4 減損損失

前連結会計年度(自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)

当社グループは、以下の資産グループについて減損損失を計上しました。

場 所	主な用途	種 類	減損損失(千円)
東京都(22事業所)	医薬・子育て支援・ 介護事業所用資産	建物、構築物、工具、器具及び備品、 リース資産、ソフトウェア、長期前払 費用	341,764
神奈川県(3事業所)	子育て支援・ 介護事業所用資産	建物、構築物、工具、器具及び備品	69,257
千葉県(3事業所)	介護事業所用資産	建物、工具、器具及び備品、ソフトウ エア	2,979
埼玉県(3事業所)	介護事業所用資産	工具、器具及び備品	961
東京都新宿区他	共用資産	工具、器具及び備品、ソフトウェア	1,907
埼玉県	遊休資産	投資不動産	9,389
合 計			426,259

当社グループは、単独でキャッシュ・フローを生み出す最小の事業単位として、店舗及び事業所等を基本単位とした資産のグルーピングを行っております。また、特定の店舗及び事業所等との関連が明確でない資産については共用資産としております。なお、事業の用に直接供していない資産(遊休資産及び賃貸不動産)については個別物件ごとにグルーピングを行っております。

営業活動から生ずる損益が継続してマイナスである資産グループ及び閉鎖等により既存の投資回収が困難になった資産グループのうち、回収可能価額が帳簿価額を下回るものについて、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失(426,259千円)として特別損失に計上しました。

その内訳は、建物374,994千円、構築物1,054千円、工具、器具及び備品24,858千円、リース資産6,204千円、ソフトウェア4,883千円、投資不動産9,389千円、長期前払費用4,875千円であります。

資産グループの回収可能価額は、正味売却価額又は使用価値により測定しております。正味売却価額については、処分価額から処分に要する費用を控除した金額をもって算定しており、将来使用見込がなく売却が困難な資産については、零としております。使用価値については、将来キャッシュ・フローを加重平均資本コスト(4.59%)で割り引いて算定しておりますが、将来キャッシュ・フローに基づく金額が見込めない場合には、使用価値を零としております。

今後使用見込みのない遊休資産については、帳簿価額を回収可能価額まで減額しております。当該資産の回収可能価額は、不動産鑑定評価額に基づく正味売却価額で測定しております。

当連結会計年度(自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)

当社グループは、以下の資産グループについて減損損失を計上しました。

場 所	主な用途	種 類	減損損失(千円)
東京都(17事業所)	医薬・子育て支援・ 介護事業所用資産	建物、構築物、工具、器具及び備品、 土地、ソフトウェア、長期前払費用	441,806
埼玉県(4事業所)	介護事業所用資産	工具、器具及び備品	6,952
千葉県(1事業所)	介護事業所用資産	工具、器具及び備品	3,391
神奈川県(1事業所)	医薬事業所用資産	建物、工具、器具及び備品、ソフトウ エア	2,151
合 計			454,302

当社グループは、単独でキャッシュ・フローを生み出す最小の事業単位として、店舗及び事業所等を基本単位とした資産のグルーピングを行っております。また、特定の店舗及び事業所等との関連が明確でない資産については共用資産としております。なお、事業の用に直接供していない資産(遊休資産及び賃貸不動産)については個別物件ごとにグルーピングを行っております。

営業活動から生ずる損益が継続してマイナスである資産グループ及び閉鎖等により既存の投資回収が困難になった資産グループのうち、回収可能価額が帳簿価額を下回るものについて、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失(454,302千円)として特別損失に計上しました。

その内訳は、建物71,085千円、構築物7,031千円、工具、器具及び備品44,606千円、土地319,991千円、ソフトウェア2,690千円、長期前払費用8,897千円であります。

資産グループの回収可能価額は、正味売却価額又は使用価値により測定しております。正味売却価額については、処分価額から処分に要する費用を控除した金額をもって算定しており、将来使用見込がなく売却が困難な資産については、零としております。使用価値については、将来キャッシュ・フローが見込めないため零としております。

(連結包括利益計算書関係)

1 その他の包括利益に係る組替調整額並びに法人税等及び税効果額

	(千円)	
	前連結会計年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)	当連結会計年度 (自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)
その他有価証券評価差額金		
当期発生額	7	75
組替調整額	-	-
法人税等及び税効果調整前	7	75
法人税等及び税効果額	-	-
その他有価証券評価差額金	7	75
その他の包括利益合計	7	75

(連結株主資本等変動計算書関係)

前連結会計年度(自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)

1 発行済株式に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式(株)	2,527,300	268,000	-	2,795,300

(変動事由の概要)

新株の発行(新株予約権の行使)

ストック・オプションの権利行使による増加 3,000株

新株予約権の行使による増加 265,000株

2 自己株式に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式(株)	81	40	-	121

(変動事由の概要)

単元未満株式の買取りによる増加 40株

3 新株予約権等に関する事項

会社名	内訳	目的となる株式の種類	目的となる株式の数(株)				当連結会計年度末残高(千円)
			当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末	
提出会社	2016年ストック・オプションとしての第4回新株予約権						
	2017年ストック・オプションとしての第5回新株予約権						
	第6回新株予約権	普通株式	265,000		265,000		
合計			265,000		265,000		

(変動事由の概要)

第6回新株予約権の行使による減少 265,000株

4 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額(千円)	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
2024年6月27日 定時株主総会	普通株式	42,962	17.0	2024年3月31日	2024年6月28日
2024年10月15日 取締役会	普通株式	34,244	13.0	2024年9月30日	2024年12月3日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額(千円)	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
2025年6月26日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	47,518	17.0	2025年3月31日	2025年6月27日

当連結会計年度(自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)

1 発行済株式に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式(株)	2,795,300	7,000	-	2,802,300

(変動事由の概要)

新株の発行(新株予約権の行使)

ストック・オプションの権利行使による増加 7,000株

2 自己株式に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式(株)	121	-	-	121

3 新株予約権等に関する事項

会社名	内訳	目的となる株式の種類	目的となる株式の数(株)				当連結会計年度末残高(千円)
			当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末	
提出会社	2016年ストック・オプションとしての第4回新株予約権						
	2017年ストック・オプションとしての第5回新株予約権						
合計							

4 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額(千円)	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
2025年6月26日 定時株主総会	普通株式	47,518	17.0	2025年3月31日	2025年6月27日
2025年10月15日 取締役会	普通株式	36,350	13.0	2025年9月30日	2025年12月4日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

2026年6月26日開催予定の定時株主総会の議案として、株式の配当に関する事項を次のとおり提案しております。

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額(千円)	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
2026年6月26日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	47,637	17.0	2026年3月31日	2026年6月29日

(連結キャッシュ・フロー計算書関係)

- 1 現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2024年 4月 1日 至 2025年 3月 31日)	当連結会計年度 (自 2025年 4月 1日 至 2026年 3月 31日)
現金及び預金	1,625,812千円	4,523,755千円
預入期間が3か月を超える 定期預金	93,115 "	40,619 "
現金及び現金同等物	1,532,696千円	4,483,135千円

- 2 現金及び現金同等物を対価とする事業の譲渡にかかる資産及び負債の主な内訳

前連結会計年度(自 2024年 4月 1日 至 2025年 3月 31日)

連結子会社ミアヘルサ株式会社の介護事業の一部施設の譲渡に伴う資産及び負債の内訳並びに事業の譲渡価額と事業譲渡による収入(純額)は次のとおりです。

流動資産	- 千円
固定資産	- "
流動負債	- "
固定負債	- "
非支配株主持分	- "
事業譲渡益	50,000 "
事業の譲渡価額	50,000千円
現金及び現金同等物	- "
差引：事業譲渡による収入	50,000千円

なお、有形固定資産を譲渡しましたが、過年度に減損処理済みであるため帳簿価額はありません。

当連結会計年度(自 2025年 4月 1日 至 2026年 3月 31日)

該当事項はありません。

(リース取引関係)

- 1 . ファイナンス・リース取引

(借主側)

所有権移転外ファイナンス・リース取引

リース資産の内容

・有形固定資産 主として、子育て支援事業における不動産賃借物件であります。

リース資産の減価償却の方法

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

- 2 . オペレーティング・リース取引

(借主側)

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

(単位：千円)

	前連結会計年度 (2025年 3月 31日)	当連結会計年度 (2026年 3月 31日)
1年内	190,982	167,615
1年超	946,225	846,242
合計	1,137,207	1,013,858

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、主に新規出店等を行うための設備投資計画に照らして、必要な資金(主に銀行借入や社債発行)を調達しております。また、一時的な余資は安全性の高い金融資産で運用し、短期的な運転資金を銀行借入により調達しております。デリバティブ取引は借入金の金利変動リスクを回避するための金利スワップ取引のみ行い、投機的な取引は行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金は、そのほとんどが国民健康保険団体連合会及び社会保険診療報酬支払基金等の公的機関に対する債権であり、信用リスクは低いものと判断しております。差入保証金の主な内容は、賃借物件の貸主への敷金・保証金であり、貸主の信用リスクに晒されております。

営業債務である買掛金は、1年以内の支払期日であります。借入金は、主に設備投資に必要な資金の調達を目的としたものであり、返済日は決算日後、最長で5年後であります。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

信用リスク(取引先の契約不履行等に係るリスク)の管理

当社は、与信管理規程に従い、営業債権及び差入保証金について、各事業本部が主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。連結子会社についても、当社の与信管理規程に準じて、同様の管理を行っております。

当期の連結決算日現在における最大信用リスク額は、信用リスクに晒される金融資産の連結貸借対照表価額により表わされています。

資金調達に係る流動性リスク(支払期日に支払いを実行できなくなるリスク)の管理

当社は、各部署からの報告に基づき財務本部が適時に資金繰計画を作成・更新することなどにより、流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

前連結会計年度(2025年3月31日)

(単位：千円)

	連結貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 差入保証金	1,052,869	830,656	222,213
資産計	1,052,869	830,656	222,213
(1) 長期借入金(1年以内返済含む)	1,879,163	1,859,984	19,178
負債計	1,879,163	1,859,984	19,178

(*1) 「現金及び預金」、「売掛金」、「買掛金」、「短期借入金」については、現金及び短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。また、「連結貸借対照表計上額」の重要性が乏しい科目については、記載を省略しております。

(*2) 市場価格のない株式等は、表には含まれておりません。当該金融商品の連結貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

(単位：千円)

区分	前連結会計年度
出資金	6,629

当連結会計年度(2026年3月31日)

(単位：千円)

	連結貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 差入保証金	1,060,420	759,208	301,211
資産計	1,060,420	759,208	301,211
(1) 長期借入金(1年以内返済含む)	2,226,663	2,194,048	32,614
負債計	2,226,663	2,194,048	32,614

(*1) 「現金及び預金」、「売掛金」、「買掛金」、「短期借入金」については、現金及び短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。また、「連結貸借対照表計上額」の重要性が乏しい科目については、記載を省略しております。

(*2) 市場価格のない株式等は、表には含まれておりません。当該金融商品の連結貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

(単位：千円)

区分	当連結会計年度
出資金	6,704

(注1) 金銭債権の連結決算日後の償還予定額

前連結会計年度(2025年3月31日)

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	1,625,812	-	-	-
売掛金	2,817,774	-	-	-
差入保証金	22,330	-	-	1,030,539
合計	4,465,916	-	-	1,030,539

当連結会計年度(2026年3月31日)

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	4,523,755	-	-	-
売掛金	2,830,912	-	-	-
差入保証金	7,330	-	-	1,053,090
合計	7,361,998	-	-	1,053,090

(注2) 借入金の連結決算日後の返済予定額

前連結会計年度(2025年3月31日)

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)
短期借入金	1,200,000	-	-	-	-	-
長期借入金	603,220	489,476	360,276	263,031	163,160	-
合計	1,803,220	489,476	360,276	263,031	163,160	-

当連結会計年度(2026年3月31日)

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)
短期借入金	3,391,660	-	-	-	-	-
長期借入金	717,476	588,276	485,311	324,440	111,160	-
合計	4,109,136	588,276	485,311	324,440	111,160	-

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

前連結会計年度(2025年3月31日)

区分	時価(千円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
差入保証金	-	830,656	-	830,656
資産計	-	830,656	-	830,656
長期借入金(1年以内返済含む)	-	1,859,984	-	1,859,984
負債計	-	1,859,984	-	1,859,984

当連結会計年度(2026年3月31日)

区分	時価(千円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
差入保証金	-	759,208	-	759,208
資産計	-	759,208	-	759,208
長期借入金(1年以内返済含む)	-	2,194,048	-	2,194,048
負債計	-	2,194,048	-	2,194,048

(注)時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

差入保証金

差入保証金の時価は、回収可能性を反映した受け取り見込額を残存期間に対応する安全性の高い利率で割り引いて算定しており、レベル2の時価に分類しております。

長期借入金(1年以内返済含む)

長期借入金の時価は、元利金の合計額を、新規に同様の借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

(退職給付関係)

1. 採用している退職給付制度の概要

当社の連結子会社であるミアヘルサ株式会社は、2018年4月1日より退職一時金制度から確定拠出年金制度に全面移行しております。

2. 確定拠出制度

連結子会社の確定拠出制度への要拠出額は、前連結会計年度142,213千円、当連結会計年度137,028千円であります。

3. 確定給付制度

該当事項はありません。

4. その他退職給付に関する事項

確定拠出年金制度への資産移換額は392,409千円であり、8年間で移換する予定であります。なお、当連結会計年度末時点の未移換額3,138千円は、未払金(流動負債)に計上しております。

(ストック・オプション等関係)

1. スtock・オプションにかかる費用計上額及び科目名

該当事項はありません。

2. スtock・オプションの内容、規模及びその変動状況

当社は、2021年10月1日に単独株式移転によりミアヘルサ株式会社の完全親会社として設立されたことに伴い、ミアヘルサ株式会社が発行したストックオプションとしての新株予約権は、同日をもって消滅し、当該新株予約権の新株予約権者に対し、当該新株予約権に代わり、基準時における当該新株予約権の総数と同数の新株予約権を交付いたしました。

当連結会計年度(2026年3月期)において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

(1) スtock・オプションの内容

	第4回新株予約権	第5回新株予約権
決議年月日	2016年3月31日	2017年6月29日
付与対象者の区分及び人数(注1)	従業員24名	取締役3名 従業員9名
株式の種類及び付与数(株)	普通株式28,000株	普通株式12,000株
付与日(注2)	2016年3月31日	2017年6月29日
権利確定条件	権利行使日において当社または関係会社の取締役及び従業員の地位にあることを要する。また、当社または関係会社の業務命令によらずに、当社または関係会社以外の会社その他の団体の役員、執行役、顧問、従業員等になった場合は権利行使できない。	権利行使日において当社または関係会社の取締役及び従業員の地位にあることを要する。また、当社または関係会社の業務命令によらずに、当社または関係会社以外の会社その他の団体の役員、執行役、顧問、従業員等になった場合は権利行使できない。
対象勤務期間	対象勤務期間の定めはない。	対象勤務期間の定めはない。
権利行使期間	2018年4月1日～2026年3月31日	2019年6月30日～2027年6月29日

(注1) 付与対象者の区分及び人数は、新株予約権の付与時点における内容を記載しております。

(注2) 付与日はミアヘルサ株式会社における当初付与日であります。

(2) ストック・オプションの規模及びその変動状況

ストック・オプションの数

決議年月日	2016年3月31日 第4回新株予約権	2017年6月29日 第5回新株予約権
権利確定前(株)		
前連結会計年度末		
付与		
失効		
権利確定		
未確定残		
権利確定後(株)		
前連結会計年度末	7,000	1,700
権利確定		
権利行使	6,000	1,000
失効		
未行使残	1,000	700

単価情報

決議年月日	2016年3月31日 第4回新株予約権	2017年6月29日 第5回新株予約権
権利行使価格(円)	350	400
行使時平均株価(円)	1,164	1,168
付与日における公正な評価単価(円)		

3. ストック・オプションの権利確定数の見積方法

基本的には、将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しております。

4. ストック・オプションの単位当たりの本源的価値により算定を行う場合の当連結会計年度末における本源的価値の合計額及び当連結会計年度において権利行使されたストック・オプションの権利行使日における本源的価値の合計額

当連結会計年度末における本源的価値の合計額	1,306千円
当連結会計年度において権利行使された本源的価値の合計額	5,683千円

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前連結会計年度 (2025年3月31日)	当連結会計年度 (2026年3月31日)
繰延税金資産		
賞与引当金	215,833千円	178,146千円
減価償却超過額	336,773 "	328,842 "
資産除去債務	374,460 "	384,187 "
未払費用	33,864 "	27,737 "
未払事業税	30,787 "	1,891 "
その他	112,220 "	210,743 "
繰延税金資産小計	1,103,940千円	1,131,550千円
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	377,176千円	501,950千円
評価性引当額小計	337,176千円	501,950千円
繰延税金資産合計	726,763千円	629,599千円
繰延税金負債		
固定資産圧縮積立金	859,238千円	780,673千円
資産除去債務に対応する除去費用	199,567 "	190,643 "
その他	74,110 "	66,711 "
繰延税金負債合計	1,132,916千円	1,038,028千円
繰延税金資産純額	406,152千円	408,428千円

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	前連結会計年度 (2025年3月31日)	当連結会計年度 (2026年3月31日)
法定実効税率	30.6%	30.6%
(調整)		
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.5%	1.3%
税額控除	8.9%	9.1%
住民税均等割	2.5%	2.8%
評価性引当額の増減	5.5%	28.5%
連結子会社との税率差異	1.7%	3.1%
のれん償却額	4.5%	3.2%
税率変更による影響	3.1%	-%
過年度法人税等	-%	2.1%
その他	1.2%	4.3%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	38.3%	54.1%

(資産除去債務関係)

資産除去債務のうち連結貸借対照表に計上しているもの

(1) 当該資産除去債務の概要

店舗、本部等の建物の不動産賃貸借契約に伴う原状回復義務等であります。

(2) 当該資産除去債務の金額の算定方法

使用見込期間を対応する資産の耐用年数や定期賃貸借契約の契約年数等に応じて10年～47年と見積り、割引率は0%～3.35%を使用して資産除去債務の金額を計算しております。

(3) 当該資産除去債務の総額の増減

	前連結会計年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)	当連結会計年度 (自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)
期首残高	1,021,797 千円	1,057,258 千円
有形固定資産の取得に伴う増加額	22,411 "	13,445 "
時の経過による調整額	7,817 "	5,887 "
資産除去債務の履行による減少額	8,900 "	12,592 "
見積りの変更による増加額	14,132 "	21,291 "
期末残高	1,057,258 千円	1,085,291 千円

(4) 資産除去債務の見積りの変更

前連結会計年度において、施設の退去時に必要とされる原状回復費の新たな情報の入手に伴い、見積りの変更を行っております。見積りの変更による増加額14,132千円を資産除去債務残高に加算しております。

当連結会計年度において、施設の退去時に必要とされる原状回復費の新たな情報の入手に伴い、見積りの変更を行っております。見積りの変更による増加額21,291千円を資産除去債務残高に加算しております。

(賃貸等不動産関係)

当社グループは、東京都その他の地域において、賃貸用のオフィスビルと居住用アパート(土地を含む。)を有しております。

2025年3月期における当該賃貸等不動産に関する賃貸損益は7,923千円(賃貸収益は営業外収益に、賃貸費用は営業外費用に計上)であります。

2026年3月期における当該賃貸等不動産に関する賃貸損益は8,092千円(賃貸収益は営業外収益に、賃貸費用は営業外費用に計上)であります。

また、当該賃貸等不動産の連結貸借対照表計上額、期中増減額及び時価は以下のとおりであります。

(単位：千円)

		前連結会計年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)	当連結会計年度 (自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)
連結貸借対照表計上額	期首残高	250,014	230,930
	期中増減額	19,083	9,648
	期末残高	230,930	221,282
期末時価		223,129	225,510

- (注) 1. 連結貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額及び減損損失累計額を控除した金額であります。
 2. 期中増減額のうち、前連結会計年度の減少は、減価償却費(9,694千円)、減損損失(9,389千円)であります。
 当連結会計年度の減少は、減価償却費(9,648千円)であります。
 3. 期末の時価は、主として「不動産鑑定評価基準」に基づいて算定した金額であります。

(収益認識関係)

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

当社グループの売上高は、顧客との契約から生じる収益であり、当社グループの報告セグメントを財又はサービスの種類別に分解した場合の内訳は、以下のとおりです。

前連結会計年度(自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)

(単位：千円)

	報告セグメント				その他 (注) 1	合計
	医薬事業	子育て支援 事業	介護事業	計		
保険調剤	9,541,935			9,541,935		9,541,935
介護保険サービス			1,983,092	1,983,092		1,983,092
高齢者住宅食事代等			243,702	243,702		243,702
認可保育園		7,589,357		7,589,357		7,589,357
その他	40,148	2,147,240	653,352	2,840,741	963,584	3,804,326
顧客との契約から生じる収益	9,582,084	9,736,598	2,880,146	22,198,829	963,584	23,162,413
その他収益(注) 2			663,310	663,310		663,310
外部顧客への売上高	9,582,084	9,736,598	3,543,457	22,862,139	963,584	23,825,724

(注) 1. 「その他」の区分は、報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、食品事業を含んでおります。

2. 「その他収益」の区分は、リース取引に関する会計基準に基づく賃貸料収入等であります。

当連結会計年度(自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)

(単位：千円)

	報告セグメント				その他 (注) 1	合計
	医薬事業	子育て支援 事業	介護事業	計		
保険調剤	9,916,147			9,916,147		9,916,147
介護保険サービス			1,958,739	1,958,739		1,958,739
高齢者住宅食事代等			244,937	244,937		244,937
認可保育園		8,139,463		8,139,463		8,139,463
その他	31,372	2,155,159	692,980	2,879,512	1,069,893	3,949,406
顧客との契約から生じる収益	9,947,519	10,294,623	2,896,657	23,138,800	1,069,893	24,208,694
その他収益(注) 2			641,989	641,989		641,989
外部顧客への売上高	9,947,519	10,294,623	3,538,647	23,780,789	1,069,893	24,850,683

(注) 1. 「その他」の区分は、報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、食品事業を含んでおります。

2. 「その他収益」の区分は、リース取引に関する会計基準に基づく賃貸料収入等であります。

2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

注記事項「(連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項) 3. 会計方針に関する事項 (5) 重要な収益及び費用の計上基準」をご参照下さい。

3. 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当連結会計年度末において存在する顧客との契約から翌連結会計年度以降に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

(1) 契約負債の残高等

(単位：千円)

	前連結会計年度	当連結会計年度
顧客との契約から生じた債権(期首残高)	2,520,462	2,769,386
顧客との契約から生じた債権(期末残高)	2,769,386	2,783,102
契約負債(期首残高)	19,490	
契約負債(期末残高)		

契約負債は、子育て支援事業において、自治体からの補助金収入や利用者様からの施設利用料のうち、サービス提供前に受領した前受金に関するものであります。契約負債は、収益の認識に伴い取り崩されます。

なお、前連結会計年度において、契約負債が19,490千円減少した主な理由は、子育て支援事業の自治体からの補助金収入や利用者様からの施設利用料の前受金の減少によるものであります。

(2) 残存履行義務に配分した取引価格

当社グループでは、残存履行義務に配分した取引価格については、当初に予想される契約期間が1年を超える重要な契約がないため、実務上の便法を適用し、記載を省略しております。また、顧客との契約から生じる対価の中に、取引価格に含まれていない重要な金額はありません。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

1 報告セグメントの概要

(1) 報告セグメントの決定方法

当社グループの報告セグメントは、当社の構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、取締役会が、経営資源の配分の決定及び業績を評価するために、定期的に検討を行う対象となっているものであります。

当社は、事業子会社にサービス別の事業本部を置き、各事業本部は取り扱うサービスについて戦略を立案し、事業活動を展開しております。

従って、当社グループは事業本部を基礎としたサービス別セグメントから構成されており、「医薬事業」、「子育て支援事業」及び「介護事業」の3つを報告セグメントとしております。

(2) 各報告セグメントに属する製品及びサービスの種類

「医薬事業」は、日生薬局及びミアヘルサ薬局において保険調剤薬局事業を実施しています。

「子育て支援事業」は、認可保育園、東京都認証保育園の運営、学童クラブ運営事業等を行っております。

「介護事業」は、主に介護保険法、高齢者住まい法に基づく各種サービスを提供しています。

2 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額の算定方法

報告されている事業セグメントの会計処理の方法は、「連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項」における記載と概ね同一であります。

報告セグメントの利益は、営業利益ベースの数値であります。セグメント間の内部収益及び振替高は市場実勢価格に基づいております。

3 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額に関する情報

前連結会計年度(自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)

(単位:千円)

	報告セグメント				その他 (注)1	合計	調整額 (注)3	連結財務諸表 計上額 (注)4
	医薬事業	子育て支援 事業	介護事業	計				
売上高								
外部顧客への売上高	9,582,084	9,736,598	3,543,457	22,862,139	963,584	23,825,724	-	23,825,724
セグメント間の内部 売上高又は振替高	-	-	-	-	53,566	53,566	53,566	-
計	9,582,084	9,736,598	3,543,457	22,862,139	1,017,151	23,879,290	53,566	23,825,724
セグメント利益	519,232	1,070,101	9,160	1,598,495	15,964	1,614,459	973,285	641,173
セグメント資産	3,078,514	6,546,992	916,505	10,542,012	131,235	10,673,248	2,603,753	13,277,001
その他の項目								
減価償却費	125,348	411,056	5,869	542,274	3,944	546,219	17,923	564,142
のれんの償却額	-	63,692	-	63,692	-	63,692	-	63,692
有形固定資産及び 無形固定資産の増加額 (注)2	151,238	362,196	15,567	529,002	2,460	531,462	17,341	548,803
設備等補助金収入	21,028	117,894	1,259	140,182	-	140,182	-	140,182

(注) 1. 「その他」の区分は、報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、食品事業を含んでおります。

2. 「有形固定資産及び無形固定資産の増加額」には建設仮勘定を含んでおりません。

3. 調整額は、以下のとおりであります。

(1)セグメント利益の調整額 973,285千円は、各報告セグメントに配分していない全社費用であります。全社費用は、主に報告セグメントに帰属しない一般管理費であります。

(2)セグメント資産の調整額2,603,753千円は、各報告セグメントに配分していない全社資産であります。全社資産は、主に報告セグメントに帰属しない現金及び預金、並びに本社資産であります。

(3)減価償却費の調整額17,923千円は、各報告セグメントに配分していない全社費用であります。全社費用は、主に報告セグメントに帰属しない一般管理費であります。

(4)有形固定資産及び無形固定資産の増加額の調整額17,341千円は、各報告セグメントに配分していない全社資産の設備投資額であります。

4. セグメント利益は、連結損益計算書の営業利益と調整を行っております。

当連結会計年度(自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)

(単位：千円)

	報告セグメント				その他 (注)1	合計	調整額 (注)3	連結財務諸表 計上額 (注)4
	医薬事業	子育て支援 事業	介護事業	計				
売上高								
外部顧客への売上高	9,947,519	10,294,623	3,538,647	23,780,789	1,069,893	24,850,683	-	24,850,683
セグメント間の内部 売上高又は振替高	-	-	-	-	64,100	64,100	64,100	-
計	9,947,519	10,294,623	3,538,647	23,780,789	1,133,994	24,914,784	64,100	24,850,683
セグメント利益	502,495	1,257,298	55,558	1,815,353	37,468	1,852,821	1,028,521	824,300
セグメント資産	2,820,680	6,168,791	902,916	9,892,388	141,094	10,033,482	5,560,577	15,594,059
その他の項目								
減価償却費	110,966	394,401	4,550	509,917	4,363	514,280	33,955	548,235
のれんの償却額	-	39,840	-	39,840	-	39,840	-	39,840
有形固定資産及び 無形固定資産の増加額 (注)2	192,217	219,347	42,802	454,367	4,177	458,545	5,325	463,870
設備等補助金収入	1,230	62,507	-	63,737	-	63,737	-	63,737

(注) 1. 「その他」の区分は、報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、食品事業を含んでおります。

2. 「有形固定資産及び無形固定資産の増加額」には建設仮勘定を含んでおりません。

3. 調整額は、以下のとおりであります。

(1)セグメント利益の調整額 1,028,521千円は、各報告セグメントに配分していない全社費用であります。全社費用は、主に報告セグメントに帰属しない一般管理費であります。

(2)セグメント資産の調整額5,560,577千円は、各報告セグメントに配分していない全社資産であります。全社資産は、主に報告セグメントに帰属しない現金及び預金、並びに本社資産であります。

(3)減価償却費の調整額33,955千円は、各報告セグメントに配分していない全社費用であります。全社費用は、主に報告セグメントに帰属しない一般管理費であります。

(4)有形固定資産及び無形固定資産の増加額の調整額5,325千円は、各報告セグメントに配分していない全社資産の設備投資額であります。

4. セグメント利益は、連結損益計算書の営業利益と調整を行っております。

【関連情報】

前連結会計年度(自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)

1 製品及びサービスごとの情報

セグメント情報に同様の情報を開示しているため、記載を省略しております。

2 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦以外の外部顧客への売上高がないため、該当事項はありません。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

3 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、連結損益計算書の売上高の10%以上を占める相手先がないため、記載はありません。

当連結会計年度(自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)

1 製品及びサービスごとの情報

セグメント情報に同様の情報を開示しているため、記載を省略しております。

2 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦以外の外部顧客への売上高がないため、該当事項はありません。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

3 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、連結損益計算書の売上高の10%以上を占める相手先がないため、記載はありません。

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

前連結会計年度(自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)

(単位：千円)

	報告セグメント				その他	全社・消去	合計
	医薬事業	子育て支援事業	介護事業	計			
減損損失	31,689	370,052	15,127	416,869		9,389	426,259

当連結会計年度(自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)

(単位：千円)

	報告セグメント				その他	全社・消去	合計
	医薬事業	子育て支援事業	介護事業	計			
減損損失	408,678	7,510	38,113	454,302			454,302

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

前連結会計年度(自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)

(単位:千円)

	報告セグメント				その他	全社・消去	合計
	医薬事業	子育て支援事業	介護事業	計			
当期末残高		151,455		151,455			151,455

(注) のれん償却額に関しては、セグメント情報に同様の情報を開示しているため、記載を省略しております。

当連結会計年度(自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)

(単位:千円)

	報告セグメント				その他	全社・消去	合計
	医薬事業	子育て支援事業	介護事業	計			
当期末残高		111,614		111,614			111,614

(注) のれん償却額に関しては、セグメント情報に同様の情報を開示しているため、記載を省略しております。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

該当事項はありません。

【関連当事者情報】

1. 関連当事者との取引

連結財務諸表提出会社と関連当事者との取引

前連結会計年度(自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)

該当事項はありません。

当連結会計年度(自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

	前連結会計年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)	当連結会計年度 (自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)
1株当たり純資産額	1,357.53円	1,396.81円
1株当たり当期純利益	113.95円	71.83円
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益	113.05円	71.70円

(注) 1 1株当たり当期純利益及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)	当連結会計年度 (自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)
1株当たり当期純利益		
親会社株主に帰属する当期純利益(千円)	299,868	200,851
普通株主に帰属しない金額(千円)	-	-
普通株式に係る親会社株主に帰属する当期純利益(千円)	299,868	200,851
普通株式の期中平均株式数(株)	2,631,591	2,796,031
潜在株式調整後1株当たり当期純利益		
親会社株主に帰属する当期純利益調整額(千円)	-	-
普通株式増加数(株)	20,932	5,347
(うち新株予約権)(株)	(20,932)	(5,347)
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定に含まれなかった潜在株式の概要	-	-

2 1株当たり純資産額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前連結会計年度 (2025年3月31日)	当連結会計年度 (2026年3月31日)
純資産の部の合計額(千円)	3,794,546	3,914,105
純資産の部の合計額から控除する金額(千円)	-	-
(うち新株予約権)(千円)	(-)	(-)
普通株式に係る期末の純資産額(千円)	3,794,546	3,914,105
1株当たり純資産額の算定に用いられた期末の普通株式の数(株)	2,795,179	2,802,179

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

【連結附属明細表】

【社債明細表】

会社名	銘柄	発行年月日	当期首残高 (千円)	当期末残高 (千円)	利率 (%)	担保	償還期限
ミアヘルサ(株)	第9回無担保社債	2018年 9月28日	13,500		0.35	なし	2025年 9月30日
合計			13,500				

【借入金等明細表】

区分	当期首残高 (千円)	当期末残高 (千円)	平均利率 (%)	返済期限
短期借入金	1,200,000	3,391,660	1.30	
1年以内に返済予定の長期借入金	603,220	717,476	1.55	
1年以内に返済予定のリース債務	36,007	36,381	1.03	
長期借入金(1年以内に返済予定のものを除く)	1,275,943	1,509,187	1.66	2027年～2030年
リース債務(1年以内に返済予定のものを除く)	238,431	202,050	0.94	2027年～2040年
その他有利子負債				
割賦未払金(1年以内)				
長期割賦未払金(1年超)		3,872		
合計	3,353,602	5,860,627		

- (注) 1. 「平均利率」については、借入金等の期末残高に対する加重平均利率を記載しております。
2. 割賦未払金の平均利率については、割賦未払金に含まれる利息相当額を定額法により各連結会計年度に配分しているため、記載しておりません。
3. 長期借入金及びリース債務(1年以内に返済予定のものを除く)の連結決算日後5年内における1年ごとの返済予定額の総額

区分	1年超2年以内 (千円)	2年超3年以内 (千円)	3年超4年以内 (千円)	4年超5年以内 (千円)
長期借入金	588,276	485,311	324,440	111,160
リース債務	36,919	34,902	15,084	14,885

【資産除去債務明細表】

明細表に記載すべき事項が連結財務諸表規則第15条の23に規定する注記事項として記載されているため、記載を省略しております。

(2) 【その他】

当連結会計年度における四半期情報等

(累計期間)	第1四半期 連結累計期間	中間連結会計期間	第3四半期 連結累計期間	当連結会計年度
売上高 (千円)	5,987,746	11,989,169	18,407,763	24,850,683
税金等調整前中間(当期) (四半期)純利益 (千円)	53,826	199,727	100,313	437,202
親会社株主に帰属する 中間(当期)(四半期)純利 益又は親会社株主に帰属 する四半期純損失() (千円)	46,693	139,857	38,189	200,851
1株当たり中間(当期) (四半期)純利益又は 四半期純損失() (円)	16.70	50.03	13.66	71.83

(会計期間)	第1四半期 連結会計期間	第2四半期 連結会計期間	第3四半期 連結会計期間	第4四半期 連結会計期間
1株当たり四半期純利益 又は四半期純損失() (円)	16.70	33.33	63.67	85.45

(注) 第1四半期連結累計期間及び第3四半期連結累計期間に係る財務情報に対するレビュー : 有

2 【財務諸表等】

(1) 【財務諸表】

【貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (2025年3月31日)	当事業年度 (2026年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	207,576	54,736
貯蔵品	384	190
未収入金	292,660	500,743
その他	324	587
流動資産合計	500,945	556,258
固定資産		
投資その他の資産		
関係会社株式	3,005,123	3,005,123
繰延税金資産	5,843	4,060
投資その他の資産合計	3,010,966	3,009,184
固定資産合計	3,010,966	3,009,184
資産合計	3,511,912	3,565,442
負債の部		
流動負債		
未払金	86,802	111,003
未払法人税等	20,324	23,462
預り金	2,620	3,160
未払消費税等	6,244	6,441
その他	12,469	10,935
流動負債合計	128,461	155,002
負債合計	128,461	155,002
純資産の部		
株主資本		
資本金	452,355	453,605
資本剰余金		
資本準備金	152,355	153,605
その他資本剰余金	2,705,123	2,705,123
資本剰余金合計	2,857,478	2,858,728
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	73,766	98,255
利益剰余金合計	73,766	98,255
自己株式	149	149
株主資本合計	3,383,450	3,410,439
純資産合計	3,383,450	3,410,439
負債純資産合計	3,511,912	3,565,442

【損益計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 2024年 4月 1日 至 2025年 3月31日)	当事業年度 (自 2025年 4月 1日 至 2026年 3月31日)
営業収益		
商標権使用料収入	1 298,238	1 310,633
関係会社受取配当金	1 22,367	1 49,706
営業収益	320,606	360,339
営業費用	2 206,215	2 214,591
営業利益	114,390	145,747
営業外収益		
受取利息	58	236
その他	0	41
営業外収益合計	59	277
営業外費用		
その他	0	-
営業外費用合計	0	-
経常利益	114,449	146,024
税引前当期純利益	114,449	146,024
法人税、住民税及び事業税	31,069	35,885
法人税等調整額	784	1,782
法人税等合計	30,285	37,667
当期純利益	84,163	108,357

【株主資本等変動計算書】

前事業年度(自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)

(単位：千円)

	株主資本					
	資本金	資本剰余金			利益剰余金	
		資本準備金	その他資本 剰余金	資本剰余金 合計	その他利益 剰余金 繰越利益 剰余金	利益剰余金 合計
当期首残高	318,721	18,721	2,705,123	2,723,844	66,809	66,809
当期変動額						
新株の発行（新株予 約権の行使）	133,634	133,634		133,634		
剰余金の配当					77,207	77,207
当期純利益					84,163	84,163
自己株式の取得						
株主資本以外の項目 の当期変動額（純 額）						
当期変動額合計	133,634	133,634	-	133,634	6,956	6,956
当期末残高	452,355	152,355	2,705,123	2,857,478	73,766	73,766

	株主資本		新株予約権	純資産合計
	自己株式	株主資本 合計		
当期首残高	100	3,109,274	1,378	3,110,652
当期変動額				
新株の発行（新株予 約権の行使）		267,268	1,378	265,890
剰余金の配当		77,207		77,207
当期純利益		84,163		84,163
自己株式の取得	48	48		48
株主資本以外の項目 の当期変動額（純 額）			-	-
当期変動額合計	48	274,175	1,378	272,797
当期末残高	149	3,383,450	-	3,383,450

当事業年度(自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)

(単位：千円)

	株主資本					
	資本金	資本剰余金			利益剰余金	
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計
当期首残高	452,355	152,355	2,705,123	2,857,478	73,766	73,766
当期変動額						
新株の発行(新株予約権の行使)	1,250	1,250		1,250		
剰余金の配当					83,868	83,868
当期純利益					108,357	108,357
自己株式の取得						
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)						
当期変動額合計	1,250	1,250	-	1,250	24,489	24,489
当期末残高	453,605	153,605	2,705,123	2,858,728	98,255	98,255

	株主資本		新株予約権	純資産合計
	自己株式	株主資本合計		
当期首残高	149	3,383,450	-	3,383,450
当期変動額				
新株の発行(新株予約権の行使)		2,500		2,500
剰余金の配当		83,868		83,868
当期純利益		108,357		108,357
自己株式の取得		-		-
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)			-	-
当期変動額合計	-	26,989	-	26,989
当期末残高	149	3,410,439	-	3,410,439

【注記事項】

(重要な会計方針)

1. 資産の評価基準及び評価方法
 - 有価証券の評価基準及び評価方法
 - 子会社株式
 - 移動平均法による原価法

2. 収益及び費用の計上基準

商標権使用料

商標権使用料に係る収益は、当社の子会社に対し、当社が所有する商標権について非独占的な通常使用権を許諾することを履行義務として識別しています。なお、当該履行義務は、当社の子会社が事業活動を行い、売上高を計上するにつれて充足されるものであることから、当社の子会社の売上高実績に、一定の料率を乗じた金額を収益を認識しております。

受取配当金については配当金の効力発生日をもって認識しております。

(損益計算書関係)

1. 各科目に含まれている関係会社に対する売上高は、次のとおりであります。

	前事業年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)	当事業年度 (自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)
商標権使用料収入	298,238 千円	310,633 千円
関係会社受取配当金	22,367 "	49,706 "

2. 営業費用のうち、主要な費目及び金額並びにおおよその割合は、次のとおりであります。

	前事業年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)	当事業年度 (自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)
支払報酬	39,272 千円	40,090 千円
外注費	29,517 "	29,698 "
支払手数料	17,568 "	19,965 "
租税公課	6,873 "	7,133 "
役員報酬	96,345 "	89,870 "
おおよその割合		
販売費	1.0 %	1.0 %
一般管理費	99.0 "	99.0 "

(有価証券関係)

前事業年度(2025年3月31日)

子会社株式は、市場価格のない株式等のため、子会社株式の時価を記載しておりません。

なお、市場価格のない株式等の子会社株式の貸借対照表計上額は次のとおりです。

区分	前事業年度 (千円)
子会社株式	3,005,123
計	3,005,123

当事業年度(2026年3月31日)

子会社株式は、市場価格のない株式等のため、子会社株式の時価を記載しておりません。

なお、市場価格のない株式等の子会社株式の貸借対照表計上額は次のとおりです。

区分	当事業年度 (千円)
子会社株式	3,005,123
計	3,005,123

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前事業年度 (2025年3月31日)	当事業年度 (2026年3月31日)
繰延税金資産		
未払事業税	2,867千円	1,869千円
減価償却超過額	2,651 "	1,987 "
その他	324 "	203 "
繰延税金資産小計	5,843千円	4,060千円
評価性引当額	"	"
繰延税金資産合計	5,843千円	4,060千円
繰延税金負債		
繰延税金負債合計	千円	千円
繰延税金資産の純額	5,843千円	4,060千円

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主な項目別の内訳

	前事業年度 (2025年3月31日)	当事業年度 (2026年3月31日)
法定実効税率	30.6%	30.6%
(調整)		
交際費等永久に損金に算入されない項目	2.1%	3.9%
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	6.0%	10.4%
住民税均等割	0.8%	0.7%
税率変更による影響	0.1%	0.0%
その他	1.0%	1.1%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	26.5%	25.8%

(収益認識関係)

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報については、「注記事項（重要な会計方針）2 . 収益及び費用の計上基準」に同一の内容を記載しているので、注記を省略しております。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

【附属明細表】

【有形固定資産等明細表】

該当事項はありません。

【引当金明細表】

該当事項はありません。

(2) 【主な資産及び負債の内容】

連結財務諸表を作成しているため記載を省略しております。

(3) 【その他】

該当事項はありません。

第6 【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	毎年4月1日から翌年3月31日まで								
定時株主総会	毎事業年度終了後3ヶ月以内に招集								
基準日	毎年3月31日								
剰余金の配当の基準日	毎年9月30日 毎年3月31日								
1単元の株式数	100株								
単元未満株式の買取り									
取扱場所	東京都千代田区丸の内一丁目3番3号 みずほ信託銀行株式会社 本店証券代行部								
株主名簿管理人	東京都千代田区丸の内一丁目3番3号 みずほ信託銀行株式会社								
取次所									
買取手数料	無料								
公告掲載方法	当社の公告方法は、電子公告としております。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合には、日本経済新聞に掲載して行います。 なお、電子公告は当会社のホームページ上に記載しております。 (ホームページアドレス https://www.merhalsa-hd.jp/ir)								
株主に対する特典	<p>株主優待</p> <p>(1) 対象株主 毎年9月末、3月末現在の当社株主名簿に記載または記録された、当社株式1単元(100株)以上保有する株主を対象といたします。</p> <p>(2) 株主優待の内容</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>保有株式数</th> <th>優待内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1単元(100株)以上2単元(200株)未満</td> <td>QUOカード 1,000円贈呈</td> </tr> <tr> <td>2単元(200株)以上3単元(300株)未満</td> <td>QUOカード 2,000円贈呈</td> </tr> <tr> <td>3単元(300株)以上</td> <td>QUOカード 3,500円贈呈</td> </tr> </tbody> </table> <p>(3) 贈呈時期 9月末日確定分は、12月上旬を予定しております。 3月末日確定分は、6月下旬を予定しております。</p>	保有株式数	優待内容	1単元(100株)以上2単元(200株)未満	QUOカード 1,000円贈呈	2単元(200株)以上3単元(300株)未満	QUOカード 2,000円贈呈	3単元(300株)以上	QUOカード 3,500円贈呈
保有株式数	優待内容								
1単元(100株)以上2単元(200株)未満	QUOカード 1,000円贈呈								
2単元(200株)以上3単元(300株)未満	QUOカード 2,000円贈呈								
3単元(300株)以上	QUOカード 3,500円贈呈								

(注) 当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができません。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
- (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利

第7 【提出会社の参考情報】

1 【提出会社の親会社等の情報】

当社には、金融商品取引法第24条の7第1項に規定する親会社等はありません。

2 【その他の参考情報】

当事業年度の開始日から本書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

(1) 有価証券報告書及びその添付書類並びに確認書

第4期（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日） 2025年6月25日関東財務局長に提出

(2) 内部統制報告書及びその添付書類

2025年6月25日関東財務局長に提出

(3) 半期報告書及び確認書

第5期中（自 2025年4月1日 至 2025年9月30日） 2025年11月11日関東財務局長に提出

(4) 臨時報告書

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第19号（特別損失の計上）の規定に基づく臨時報告書

2025年5月29日関東財務局長に提出

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2（株主総会における議決権行使の結果）の規定に基づく臨時報告書

2025年6月27日関東財務局長に提出

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第4号（主要株主の異動）の規定に基づく臨時報告書

2025年12月26日関東財務局長に提出

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第19号（特別損失の計上）の規定に基づく臨時報告書

2026年5月29日関東財務局長に提出

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

2026年6月25日

ミアヘルサホールディングス株式会社
取締役会 御中

史彩監査法人

東京都港区

指定社員
業務執行社員 公認会計士 田 和 大 人

指定社員
業務執行社員 公認会計士 野 池 毅

< 連結財務諸表監査 >

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているミアヘルサホールディングス株式会社の2025年4月1日から2026年3月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ミアヘルサホールディングス株式会社及び連結子会社の2026年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査上の主要な検討事項

監査上の主要な検討事項とは、当連結会計年度の連結財務諸表の監査において、監査人が職業的専門家として特に重要であると判断した事項である。監査上の主要な検討事項は、連結財務諸表全体に対する監査の実施過程及び監査意見の形成において対応した事項であり、当監査法人は、当該事項に対して個別に意見を表明するものではない。

医薬事業及び子育て支援事業における固定資産に係る減損損失の認識及び測定	
監査上の主要な検討事項の内容及び決定理由	監査上の対応
<p>注記事項「(重要な会計上の見積り)固定資産の減損損失」に記載されているとおり、当連結会計年度末の連結貸借対照表において、医薬事業で949,502千円、子育て支援事業で4,273,680千円の固定資産が計上されており、当該金額の合計は連結総資産の33.4%を占めている。また、注記事項「(セグメント情報等)」に記載されているとおり、当連結会計年度の連結損益計算書において、医薬事業で408,678千円、子育て支援事業で7,510千円の減損損失を計上している。</p> <p>会社及び連結子会社は、固定資産の減損会計の適用にあたり、原則として医薬事業では店舗、子育て支援事業では保育園(以下、店舗及び保育園を総称して「店舗等」という。)を独立したキャッシュ・フローを生み出す最小の単位としている。減損の兆候が識別される場合は、店舗等から得られる割引前将来キャッシュ・フローの総額と帳簿価額を比較することにより、減損損失の認識の要否を判定する。減損損失の認識が必要と判定された場合には、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、帳簿価額の減少額を減損損失として認識する。回収可能価額は、使用価値と正味売却価額のいずれか高い金額で算定している。使用価値は将来キャッシュ・フローを割引率で割り引いて算定し、正味売却価額は、不動産鑑定士により算定された不動産鑑定評価額から処分見込費用を控除して算定している。</p> <p>将来キャッシュ・フローの見積りは、以下の重要な仮定に基づき店舗等ごとに策定された中期事業計画を踏まえた将来の営業損益の見込みを基礎として作成される。</p> <p>医薬事業：処方箋枚数及び処方単価 子育て支援事業：受入児童数</p> <p>これらの仮定は外部環境の変化に加えて、店舗等別の施策にも影響を受けるため、経営者による主観的な判断を伴うものである。また、一部の店舗等では回収可能価額として正味売却価額を採用しているが、その価額には不動産鑑定士が算定した不動産鑑定評価額を使用しており、これらには専門的な判断が含まれている。</p> <p>以上から、当監査法人は、医薬事業及び子育て支援事業における固定資産の減損の認識及び測定が、当連結会計年度の連結財務諸表監査において特に重要であり、「監査上の主要な検討事項」に該当すると判断した。</p>	<p>当監査法人は、医薬事業及び子育て支援事業における固定資産の減損の認識の要否並びに減損損失の測定の妥当性を検討するため、主に以下の手続を実施した。</p> <ol style="list-style-type: none"> 内部統制の評価 固定資産の減損に関する内部統制の整備及び運用状況の有効性を評価した。評価に当たっては、特に、中期事業計画に含まれる主要な仮定について不適切な仮定が採用されることを防止又は発見するための統制に焦点を当てた。 減損損失の認識及び測定の妥当性の評価 医薬事業及び子育て支援事業の固定資産の減損損失の認識及び測定に利用された、当連結会計年度以降の将来キャッシュ・フロー及び不動産鑑定評価額の合理性を評価するため、主に以下の手続を実施した。 外部環境についての理解及び事業計画について経営者に質問した。また、見積将来キャッシュ・フローの計算に用いられる店舗等の中期事業計画について、取締役会の承認を得たものとの一致を確かめた。 医薬事業の中期事業計画に含まれる主要な仮定である処方箋枚数及び処方単価の見込みについて、過去実績の趨勢及び利用可能な外部情報との整合性を検討した。 子育て支援事業の中期事業計画に含まれる主要な仮定である受入児童数の見込みについて、過去実績の趨勢、利用可能な外部情報及び直近の受入児童数との整合性を検討した。 正味売却価額の見積りの算定に際して用いられる不動産鑑定評価額について、会社が評価を委託した外部の専門家の適性、能力及び客観性を評価したうえで、鑑定評価の前提条件、採用した評価手法及び評価額決定に至る判断過程の合理性を確かめた。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書に含まれる情報のうち、連結財務諸表及び財務諸表並びにこれらの監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結財務諸表に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・連結財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として連結財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結財務諸表の注記事項が適切でない場合は、連結財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・連結財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結財務諸表の表示、構成及び内容、並びに連結財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・連結財務諸表に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結財務諸表の監査を計画し実施する。監査人は、連結財務諸表の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

監査人は、監査等委員会と協議した事項のうち、当連結会計年度の連結財務諸表の監査で特に重要であると判断した事項を監査上の主要な検討事項と決定し、監査報告書において記載する。ただし、法令等により当該事項の公表が禁止されている場合や、極めて限定的ではあるが、監査報告書において報告することにより生じる不利益が公共の利益を上回ると合理的に見込まれるため、監査人が報告すべきでないと判断した場合は、当該事項を記載しない。

< 内部統制監査 >

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、ミアヘルサホールディングス株式会社の2026年3月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。

当監査法人は、ミアヘルサホールディングス株式会社が2026年3月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準における当監査法人の責任は、「内部統制監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

内部統制報告書に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

監査等委員会の責任は、財務報告に係る内部統制の整備及び運用状況を監視、検証することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

内部統制監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した内部統制監査に基づいて、内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、内部統制監査報告書において独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための監査手続を実施する。内部統制監査の監査手続は、監査人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。
- ・財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討する。
- ・内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、内部統制の監査を計画し実施する。監査人は、内部統制報告書の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した内部統制監査の範囲とその実施時期、内部統制監査の実施結果、識別した内部統制の開示すべき重要な不備、その是正結果、及び内部統制の監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

< 報酬関連情報 >

当監査法人及び当監査法人と同一のネットワークに属する者に対する、会社及び子会社の監査証明業務に基づく報酬及び非監査業務に基づく報酬の額は、「提出会社の状況」に含まれるコーポレート・ガバナンスの状況等(3)【監査の状況】に記載されている。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記の監査報告書の原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。

2. X B R L データは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

2026年6月25日

ミアヘルサホールディングス株式会社
取締役会 御中

史彩監査法人

東京都港区

指定社員
業務執行社員 公認会計士 田 和 大 人

指定社員
業務執行社員 公認会計士 野 池 毅

<財務諸表監査>

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているミアヘルサホールディングス株式会社の2025年4月1日から2026年3月31日までの第5期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ミアヘルサホールディングス株式会社の2026年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査上の主要な検討事項

監査上の主要な検討事項とは、当事業年度の財務諸表の監査において、監査人が職業的専門家として特に重要であると判断した事項である。監査上の主要な検討事項は、財務諸表全体に対する監査の実施過程及び監査意見の形成において対応した事項であり、当監査法人は、当該事項に対して個別に意見を表明するものではない。

当監査法人は、監査報告書において報告すべき監査上の主要な検討事項はないと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書に含まれる情報のうち、連結財務諸表及び財務諸表並びにこれらの監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

監査人は、監査等委員会と協議した事項のうち、当事業年度の財務諸表の監査で特に重要であると判断した事項を監査上の主要な検討事項と決定し、監査報告書において記載する。ただし、法令等により当該事項の公表が禁止されている場合や、極めて限定的ではあるが、監査報告書において報告することにより生じる不利益が公共の利益を上回ると合理的に見込まれるため、監査人が報告すべきでないと判断した場合は、当該事項を記載しない。

< 報酬関連情報 >

報酬関連情報は、連結財務諸表の監査報告書に記載されている。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記の監査報告書の原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。

2. X B R Lデータは監査の対象には含まれていません。